

教育委員会臨時会議事日程

平成30年9月18日(火) 午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の対処及び調査結果について
「第2期横浜市教育振興基本計画」の検証について

3 審議案件

教委第26号議案 「第3期横浜市教育振興基本計画」素案について

教委第27号議案 横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針の
改訂素案について

教委第28号議案 教職員の人事について

教委第29号議案 教職員の人事について

教委第30号議案 教職員の人事について

教委第31号議案 教職員の人事について

教委第32号議案 職員の人事について

4 その他

平成30年9月18日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 9/11 本会議（第1日）議案上程（当日議決案件）・質疑・付託・議案議決
議案上程（当日議決案件以外）・質疑・基本計画特別委員会設置・
付託
- 9/14 本会議（第2日）一般質問

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 9/11～ 心の教育ふれあいコンサート
- 9/12 よこはま子どもピースメッセンジャー委嘱式

(2) 報告事項

- いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の対処及び調査結果について
- 「第2期横浜市教育振興基本計画」の検証について

3 その他

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の対処及び
調査結果について（報告）

1 新規案件

いじめ重大事態の調査主体について決定し、調査を始めますので、報告します。

■調査主体の決定（教育長委任事務）

教育委員会（附属機関：横浜市いじめ問題専門委員会調査）2 件

2 終了案件

横浜市いじめ問題専門委員会から、調査結果の答申がありましたので、報告します。

■報告件数

2 件

※29 年 12 月 15 日に策定した「公表ガイドライン」に基づき、別紙のとおりいじめ重大事態に関する調査結果をホームページに掲載し、公表します（掲載期間：6 か月）。

■いじめ重大事態対処のための調査件数

（単位：件）

調査主体	校種	調査中	調査終了	合計
学校（専門的知識を有する第三者を加える）	小学校	4	1	5
	中学校	0	4	4
	高校	0	0	0
	特別支援学校	0	0	0
教育委員会（横浜市いじめ問題専門委員会）	小学校	※ 4→6→4	1→3	7
	中学校	2	0	2
	高校	0	0	0
	特別支援学校	0	0	0
合計		10→12→10	6→8	18

件数はいじめ防止対策推進法施行後（H25～）

※新規 2 件、終了 2 件

■参考 いじめ重大事態への対処

【いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

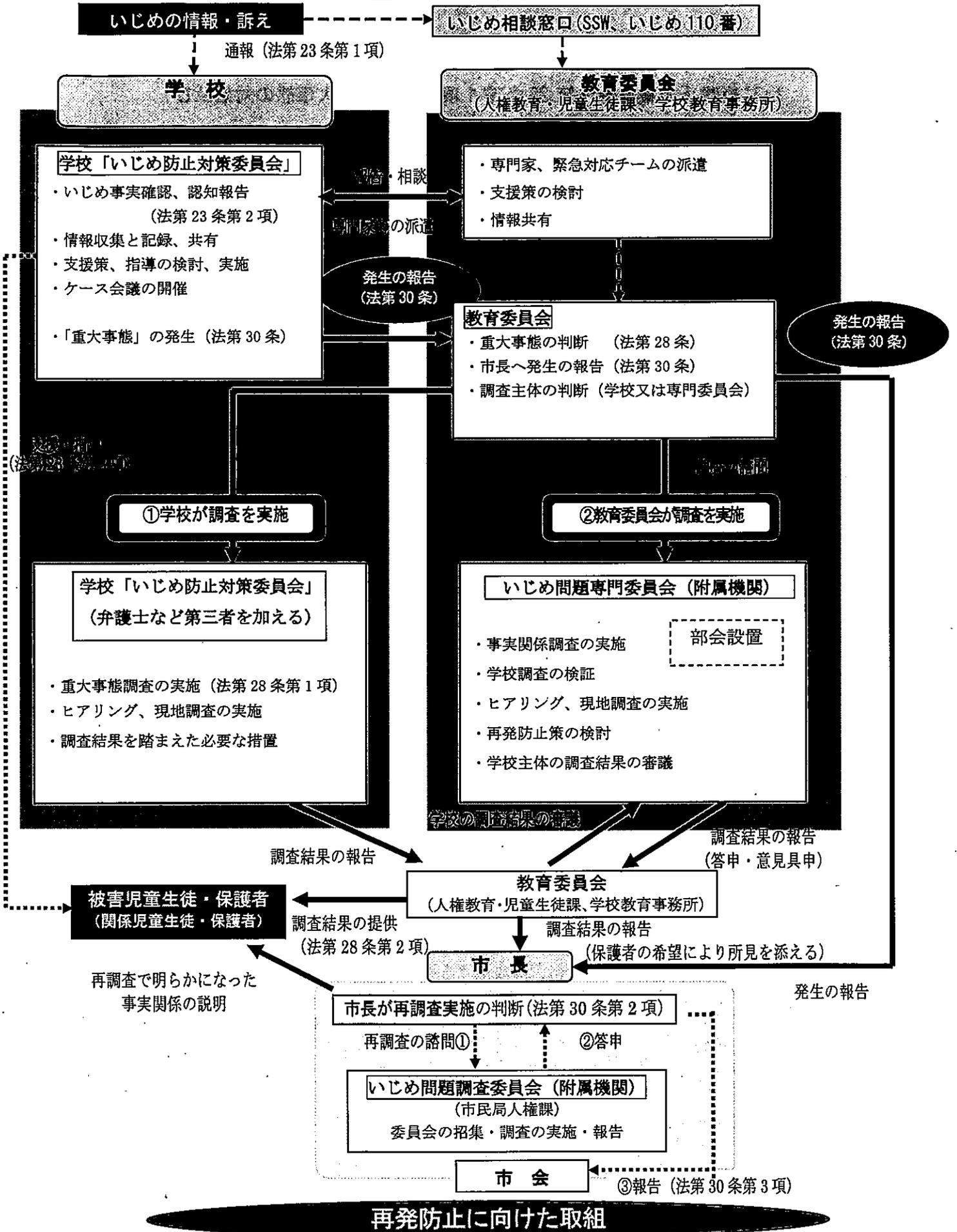
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（附帯決議）

五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

●いじめ重大事態の流れ●



当日配布された以下の資料は、「いじめ重大事態に関する調査結果等について」
(URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/20180228151232.html>)に掲載
しています。

※公表ガイドライン（平成 29 年 12 月 15 日策定）に基づき、ホームページ上、
掲載期間は 6 か月となります。

【当日配布資料】

- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について
（f 小学校）【公表版】
- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について
（g 小学校）【公表版】

第2期横浜市教育振興基本計画の検証について

グローバル化の一層の進展や産業構造の変化、技術革新等により、社会は大きく変化しており、子どもや学校を取り巻く環境も様々な影響を受けています。変化の激しい社会の中、横浜市教育委員会は、「第2期横浜市教育振興基本計画」に示した施策や取組を着実に進めてきました。

また、計画を着実に推進するだけでなく、時代のニーズや様々な課題を捉えた新たな取組として、横浜の教育が目指す理念や方向性を示した「横浜教育ビジョン2030」の策定や、新学習指導要領を踏まえた「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」の策定、「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」の策定、「横浜市立小中学校の建替えに関する基本方針」の策定、「特別の教科 道徳」の先行実施、日本語支援拠点施設「ひまわり」の開設、義務教育学校の開校、「ハマ祭」の提供開始などを進めてきました。さらに、「いじめ重大事態に関する再発防止策」に掲げた8項目34の取組についても、学校と教育委員会が連携して進めています。

計画に記載している「取組」の実績や進捗状況については、「教育委員会点検・評価」で毎年報告しているため、本検証においては、「達成目標(×)」の達成状況を中心に振り返りを行います。

※本計画では、各施策における様々な取組の成果を測る指標として、14の達成目標を設定しています。

各施策の目標の達成状況

※ 計画期間は、26～30年度ですが、29年度末時点の実績等にて振り返ります。

※ 計画策定時に設定した30年度の達成目標に対する、29年度の実績を3段階で示しており、既に30年度の達成目標を達成している場合は◎、達成見込みの場合は○、達成困難の場合は△と記載しています。

施策

1

横浜らしい教育の推進

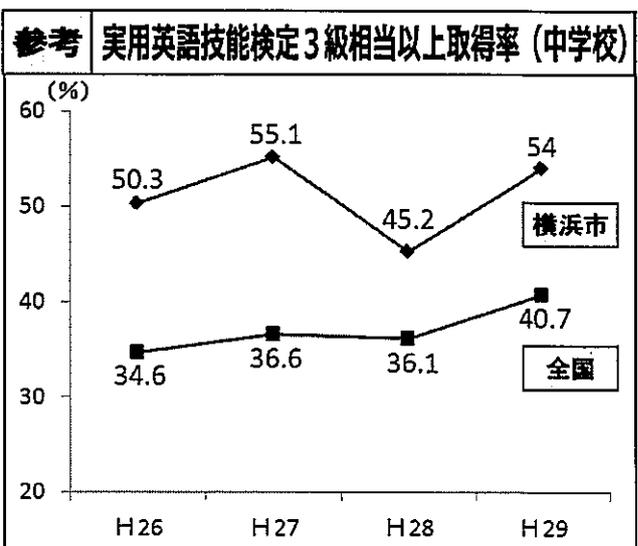
【目標】 中学校卒業段階で実用英語技能検定3級相当以上の割合 40%以上

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(平成30年度)	進捗状況
50.3% (30校)	55.1% (75校)	45.2% (147校)	54.0% (147校)	40.0%以上	◎

【出典：英語教育実施状況調査】

- 26年度より段階的に英語技能検定(英検)を実施し、28年度より中学校全校で実施しました。「中学校卒業段階での英検3級相当以上の割合」は28年度時点で45.2%となり目標を達成しました。なお、29年度は、同割合の全国平均40.7%に対し、本市はこれを大きく上回る54.0%となりました。
- 小学校1年生からの横浜国際コミュニケーション活動(YICA)の実施、全小・中学校へのAET*の配置、並びに、外部指標の活用を通じた客観的な英語力の把握による各校の授業改善の推進等が結果に大きく寄与していると考えられます。
- 今後は、小学校の英語の教科化への対応を着実に進め、中学校英語との円滑な接続を図るとともに、外部指標のより有効な活用・分析の推進など、引き続き、総合的に推進していく必要があります。

※英語指導助手 Assistant English Teacher



施策

1

横浜らしい教育の推進

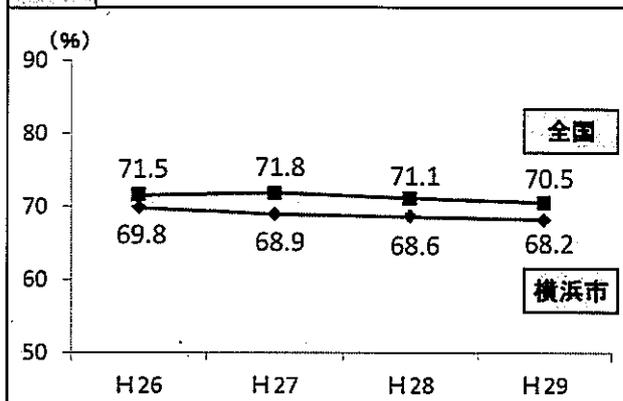
【目標】 将来の夢や目標を持っている生徒の割合（中学校） 75%以上

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(平成30年度)	進捗状況
69.8%	68.9%	68.6%	68.2%	75.0%以上	△

【出典：全国・学力学習状況調査】

- 「将来の夢や目標を持っている生徒の割合」は、目標達成には至りませんでした。本市と同様に、全国でもやや減少傾向が続いています。
- キャリア教育等の成果を測る一つの目安として目標を設定しました。職場体験活動や地域・企業等と連携した体験型学習など、9年間を通じたキャリア教育の充実を進めてきました。
- 「社会に関わった教育課程」を実現し、実社会の中で活躍するための資質・能力の育成に向け、地域貢献や社会参画の意義等について「体験」を通して考える機会を創出することが求められています。

参考 将来の夢や目標を持っている生徒の割合（中学校）



施策

2

確かな学力の向上

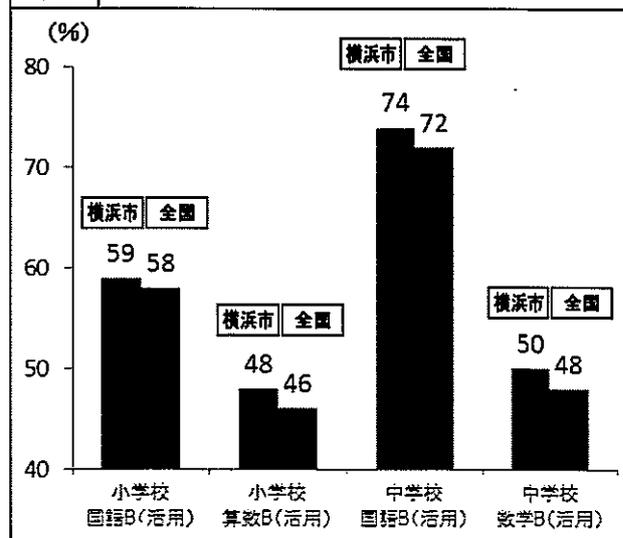
【目標】 全国学力・学習状況調査における全国平均との比較（小6・中3） 全国を3ポイント以上上回る

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(平成30年度)	進捗状況
全国を1.4ポイント上回る	全国を1.4ポイント上回る	全国を1ポイント上回る	全国を1.1ポイント上回る	全国を3ポイント以上上回る	△

【出典：全国・学力学習状況調査】

- 目標達成には至りませんでした。毎年全国平均を常に上回る結果となりました。特に29年度は、小中いずれも、全ての教科において、「知識」より「活用」に関する問題が、全国に比べて約2ポイント近く高く、児童生徒の思考力・判断力・表現力等の高まりが見られます。
- 各校が、学力・学習状況調査の結果を基にした分析チャートを活用し、学年や教科等の分析を通じた授業改善によって、児童生徒の思考力、判断力、表現力等を高める授業を行っていること等が一因だと考えられます。
- 今後は、基礎的な知識及び技能の確実な定着を図り、引き続き、知識及び技能を活用して課題を解決する授業改善を進めることが重要です。また、学習・生活意識と学力の相関関係等も含めた多面的な分析を進めるとともに、子ども一人ひとりの学力・学習状況を分析し、より「個」に応じた学びを充実させることが必要です。

参考 「平均正答率 (%)」全国平均との差（平成29年度）



豊かな心の育成

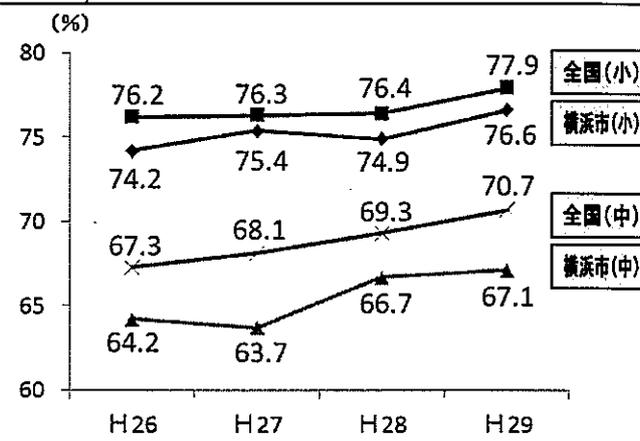
【目標】「自分には良いところがある」と答える子どもの割合 小：75%以上、中：65%以上

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(平成30年度)	進捗状況
小：74.2% 中：64.2%	小：75.4% 中：63.7%	小：74.9% 中：66.7%	小：76.6% 中：67.1%	小：75.0%以上 中：65.0%以上	◎

【出典：全国・学力学習状況調査】

- 小中いずれも、29年度は目標値を上回り、自己肯定感の改善傾向が見られます。
- 各校において、児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくりが進められていることや、異学年交流等の互いの関わりを大切にする活動機会の充実等が図られていることが一因だと考えられます。
- 一方、全国に比べて低い傾向は続いているため、引き続き、子どもたちの自己肯定感を育むための取組が求められます。

参考 「自分には良いところがある」と答える子どもの割合



健やかな体の育成

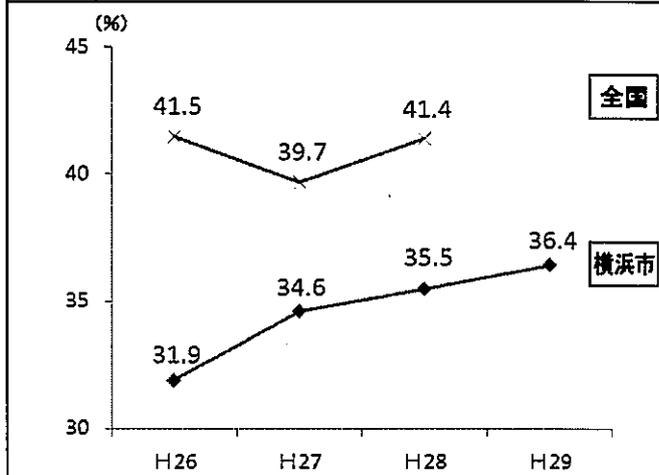
【目標】運動やスポーツを「週3日以上する」と答える子どもの割合(小学校) 40%以上

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(平成30年度)	進捗状況
31.9%	34.6%	35.5%	36.4%	40.0%以上	△

【出典：体力・運動能力調査】

- 目標値には届きませんでしたでしたが、運動やスポーツを「週3日以上する」と答える小学生の割合は、改善傾向がみられます。
- 各校での「体力向上1校1実践運動」、休み時間を活用した体力向上の取組、並びに、家庭や地域等との連携による取組などを進めてきたことが一因だと考えられます。
- 今後は、「ラグビーワールドカップ2019™日本大会」「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」を契機とした運動意欲の喚起や、より一層、家庭、地域、企業や大学等と連携した取組を進め、運動習慣の確立と生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度の育成が求められます。

参考 運動やスポーツを「週3日以上」と答える子どもの割合(小学校)



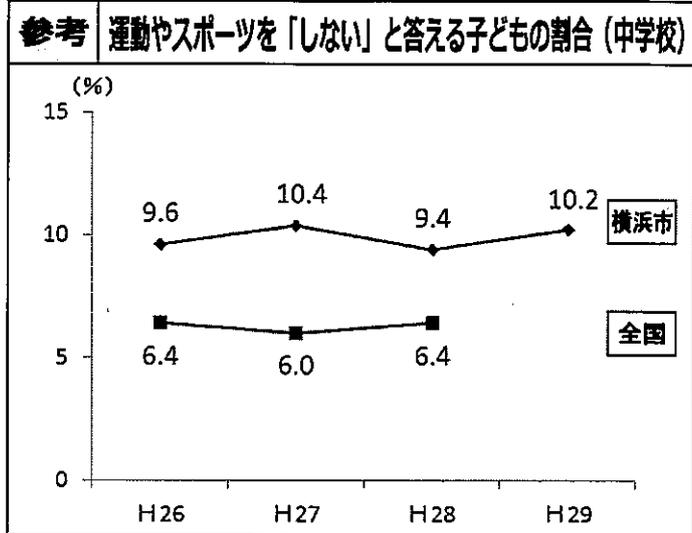
健やかな体の育成

目標 運動やスポーツを「しない」と答える子どもの割合（中学校） 9%以下

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(平成30年度)	進捗状況
9.6%	10.4%	9.4%	10.2%	9.0%以下	△

【出典：体力・運動能力調査】

- 中学生の運動やスポーツを「しない」と答える割合については変化が見られませんでした。
- 中学生の運動量は、放課後の活動時間の大半を占める部活動における運動量によって大きく影響を受けることとなります。直近5年間の部活動の加入率は83%前後で推移し、大きな変動がないため、本達成目標にも変動が出にくい状況であったと考えられます。
- 運動習慣と体力の相関関係があることを踏まえ、生涯にわたって、健康かつ豊かな生活を送ることができるよう、自ら健康をマネジメントする力の育成が求められます。



特別なニーズに対応した教育の推進

目標 「卒業後を見通した学習が行われている」と答える特別支援学校の保護者の割合 95%以上

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(平成30年度)	進捗状況
84.9%	90.7%	88.3%	88.0%	95.0%以上	△

【出典：特別支援学校保護者アンケート】

- 特別支援学校の保護者向けアンケートで「卒業後を見通した学習が行われている」と答える割合について、目標達成には至らなかったものの、当初よりポイントが上がっています。
- 特別支援学校卒業後の進路については、進学、就労や福祉施設等様々ですが、各校では、子どもたち一人ひとりの状況に応じた将来の自立や社会参加に向けた学習を行っています。中でも、特別支援学校高等部では企業就労に向けた支援を行うなど、関係機関との情報共有や継続的な取組を行っていることも、「卒業後を見通した学習が行われている」と考える保護者の割合が上がっている一因だと考えられます。
- 今後も、卒業後の子どもの将来を見通して、児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばす指導・支援を進めていく必要があります。

施策
6

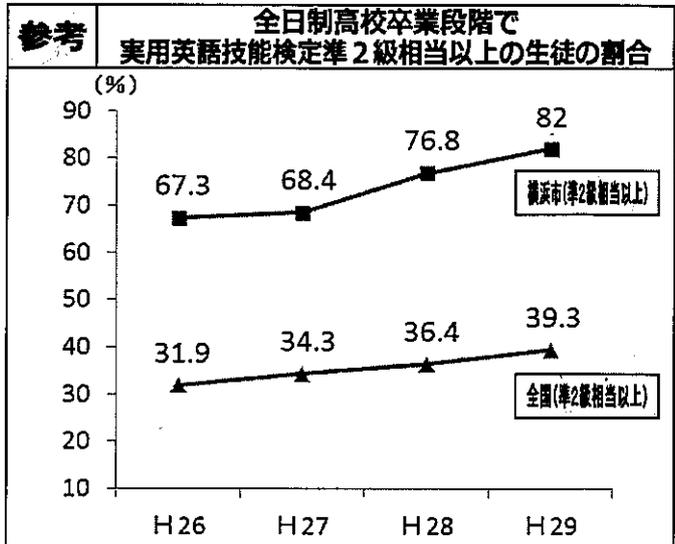
魅力ある高校教育の推進

目標 全日制高校2年生終了段階で実用英語技能検定2級から準1級相当以上の生徒の割合 50%以上

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(平成30年度)	進捗状況
18.4%	19.3%	22.2%	29.8%	50.0%以上	△

- 「英検準2級相当割合 50%」という国の目標に対して、本市では「2級から準1級相当割合 50%」という国より一段高いレベルの目標を設定しました。年々割合は高まったものの、目標には届きませんでした。一方で、「英検準2級相当」の生徒の割合は、82%となり、全国と比べて倍以上ポイントを上回る結果となりました。
- 国からのSGH^{*}の指定をはじめ、グローバル人材育成プログラムや海外大学進学支援プログラム、国際交流の促進を進めるなど、グローバル人材の育成を目指した総合的な取組が大きく寄与していると考えられます。
- 引き続き、総合的な取組を推進するとともに、大学入試改革等を踏まえ、「話す」「聞く」「書く」「読む」の4技能をバランスよく育むことが必要です。

*スーパーグローバルハイスクールの略称。将来国際的に活躍できるリーダー育成のために文部科学省が指定。



施策
7

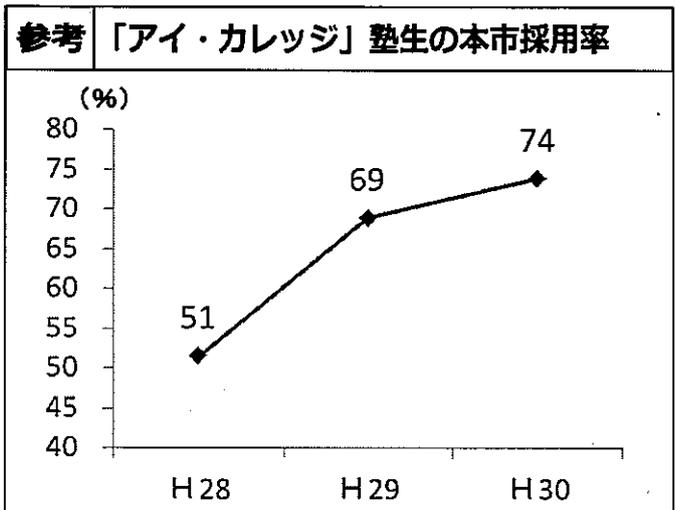
優れた人材の確保

目標 「アイ・カレッジ」卒塾の本市採用者数 年間80人以上 累計710人以上

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(平成30年度)	進捗状況
年間 60人 累計 433人	年間 48人 累計 481人	年間 66人 累計 547人	年間 69人 累計 616人	年間 80人以上 累計 710人以上	△

【出典：横浜市教育委員会調べ】

- 本市の教員志望者に対し、「横浜市が求める着任時の姿」を目標に養成している「アイ・カレッジ」の卒塾生の本市採用者数は、目標を下回っている状況です。
- 一方で、引き続き多くの教員を採用している中、「アイ・カレッジ」塾生の本市採用「率」は伸びています。「アイ・カレッジ」により、教員としての基礎的・基本的な知識・技能の養成に取り組んできたことが寄与していると考えられます。
- 今後は、受験者数の減少が見込まれる中、大学との連携・協働等による教員養成の充実、「アイ・カレッジ」の募集人数・校種の焦点化等、募集要項の見直しや教員採用試験制度の工夫等を進め、引き続き、質の高い教員の確保を目指す必要があります。



教師力の向上、学校教育事務所の機能強化による学校支援

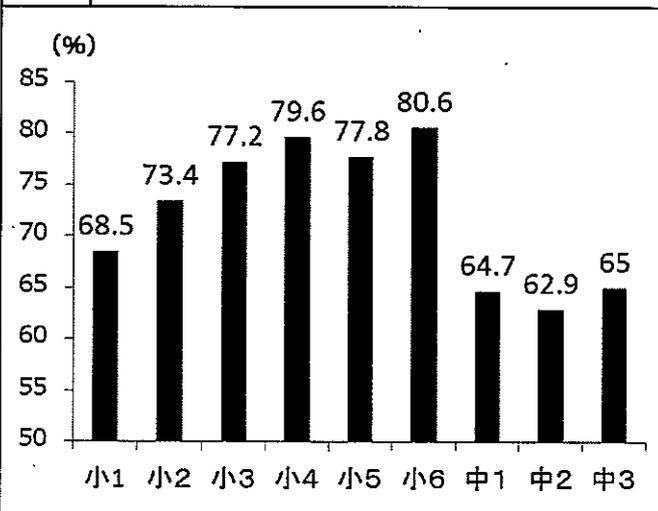
【目標】「学校の授業は分かりやすい」と答える子どもの割合 小80%以上、中70%以上

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(平成30年度)	進捗状況
小：76.8% 中：58.2%	小：76.6% 中：60.3%	小：76.4% 中：62.9%	小：76.0% 中：64.0%	小：80.0%以上 中：70.0%以上	△

【出典：横浜市学力・学習状況調査】

- 小中いずれも目標には届いていない状況ですが、中学生の割合が当初に比べて約6ポイント高くなり改善が見られます。一方で、小学生については微減しています。
- 校内で行うOJT及びメンターチーム等の活用の推進や、学校教育事務所における「授業づくり講座」の実施など教員の授業力向上に向けた取組を進めてきました。また、小中連携が進んだことにより、中学校において、小学校の強みである教科研究が進んだことも結果に寄与していると考えられます。
- 今後も引き続き、経験年数の浅い教員が多い状況の中、より一層、実践的な指導力を身に付けるための人材育成の推進や、学校の授業改善を進めるための学校支援の充実が必要です。

参考 「学校の授業は分かりやすい」と答える子どもの割合(平成29年度 学年別)



チーム力を活かした学校運営の推進

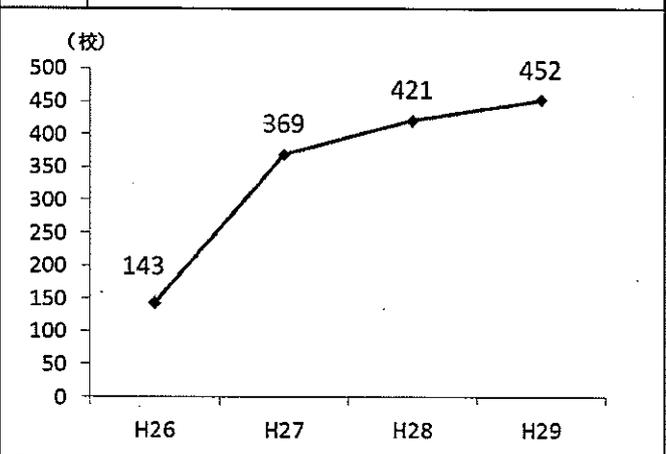
【目標】学校評価結果を複数手段で公開している学校の割合 70%以上

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(平成30年度)	進捗状況
59.6%	60.5%	61.3%	65.0%	70.0%以上	△

※計画策定時、『「学校評価の実施を知っている」と答える保護者の割合』(横浜市教育意識調査)を測ることでありますが、調査自体の見直しを行ったため、本達成目標そのものを変更しました。 【出典：横浜市教育委員会調べ】

- 各校では、学校評価を実施し、その結果を「学校だより」「学校ウェブサイト」「保護者への説明会」「地域住民への説明会」等で公開し、保護者や地域等への周知を図ってきました。目標には届きませんでした。学校評価結果を公開する学校の割合は高まっています。
- 学校ウェブサイトシステムの導入や「学校評価ガイド」の改訂などを進め、保護者や地域等に対する積極的な情報発信を推進してきた結果だと考えられます。
- 学校と家庭や地域との連携の必要性がより一層高まる中、地域と学校が学校教育目標等を共有し、学校への理解促進や学校との協働につなげていくことが必要です。

参考 学校ウェブサイトシステム導入校の推移



施策

11

子どもの成長を社会全体で支える体制づくり

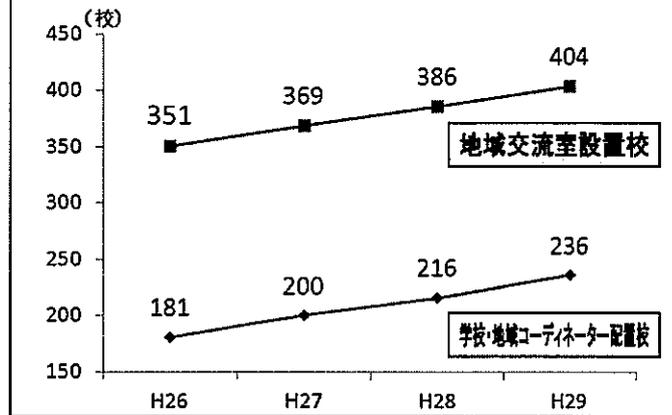
【目標】「ボランティアが入ることで、子どもの体験や経験の場が増えた」と答える学校長の割合 小：85%以上、中：55%以上

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(平成30年度)	進捗状況
未実施	小：91.5% 中：62.5%	小：91.1% 中：74.6%	小：94.4% 中：67.6%	小：85.0%以上 中：55.0%以上	◎

【出典：横浜市教育委員会調べ】

- 調査開始当初の27年に、小中ともに目標に達し、その後も高い水準で維持しています。
- 各校の学校・地域コーディネーターの配置や地域交流室の設置の増加などにより、地域の方や保護者が学校に入る機会が増え、本の読み聞かせの時間や福祉体験など、子どもの体験や経験の場が増えていると考えられます。
- 学校と地域との更なる連携強化に向けて、学校運営協議会の設置を促進するとともに、学校・地域コーディネーターの配置・養成など、積極的な取組が求められます。

参考 学校・地域コーディネーターの配置、地域交流室設置推移



施策

12

教育環境の整備

【目標】学校建物の耐震化率 100% (27年度)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(平成30年度)	進捗状況
99%	100%	—	—	100%	◎

【出典：横浜市教育委員会調べ】

- 学校施設の耐震化は、27年度に完了しました。
- 計画期間中は、防火防災シャッターの危害防止対策を優先して進めたため、特別教室への空調設置の整備の進捗が遅れましたが、引き続き、全校設置に向けた取組を進めていく必要があります。また、外壁・サッシの落下防止対策を行うなど、安全安心な教育環境の整備が求められています。
- 学校施設の老朽化を踏まえ「横浜国立小・中学校施設の建替えに関する基本方針(平成29年5月策定)」に基づき、学校施設の建替えを順次進めていく必要があります。

市民の学習活動の支援

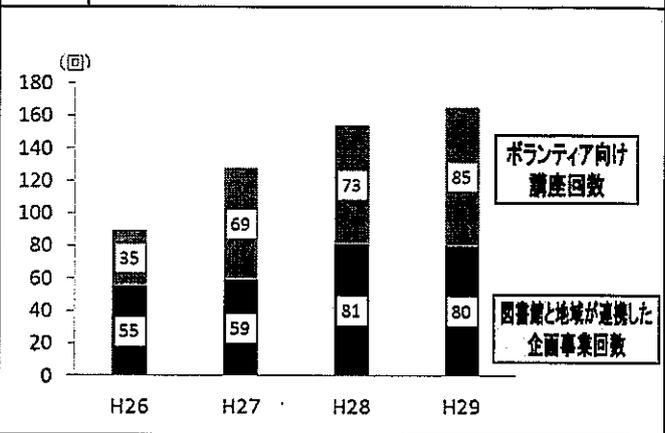
目標 図書館と連携した事業でのボランティアの活動者延べ人数 3,000人以上

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	目標値(平成30年度)	進捗状況
3,584人	3,929人	4,188人	4,039人	3,000人以上	◎

【出典：横浜市教育委員会調べ】

- ボランティアの活動者の延べ人数は、順調に増加し26年度には目標を達成しました。
- 各区で策定した活動目標に基づき、図書館と地域が連携した企画事業や、ボランティア向けの講座を行ってきた成果が出ているものと考えられます。
- 引き続き、読書活動に関するネットワークづくりのため、図書館と活動団体等の交流会の実施や、市民のニーズ及び各区の地域性に応じた読書活動の取組を推進していく必要があります。

参考 ボランティア向け講座回数等の推移



教委第 26 号議案

「第 3 期横浜市教育振興基本計画」素案について

「第 3 期横浜市教育振興基本計画」素案を次のとおり作成する。

平成 30 年 9 月 18 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市教育委員会では、平成30年2月に横浜の教育が目指す姿を描いた「横浜教育ビジョン2030」を策定した。「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向けたアクションプランとして、今後5年間で進める施策や取組を「第3期横浜市教育振興基本計画」を策定するため、同素案を別添案のとおり作成する。



第3期横浜市教育振興基本計画

(2018年度～2022年度)

素案

2018（平成30）年9月

横浜市教育委員会



目 次

第1章 「第3期横浜市教育振興基本計画」について

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 横浜市が策定した他の計画等との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 「横浜教育ビジョン2030」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 基本的な方向性

- 1 基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 特に重視するテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第3章 14の柱

- 1 計画体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 各柱の内容
各柱のページの見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 柱1 主体的な学び・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - 施策1 主体的・対話的で深い学びによる学力の向上・・・・・・・・・・・・・16
 - 施策2 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進・・・・・・・・・・・・・19
 - 施策3 特別支援教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
 - 施策4 魅力ある高校教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 柱2 創造に向かう学び・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
 - 施策1 グローバル社会で活躍できる人材の育成・・・・・・・・・・・・・31
 - 施策2 情報社会を生きる能力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
 - 施策3 持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成・・・・・・・・・・・・・37
- 柱3 支え合う風土・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
 - 施策1 豊かな心の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
- 柱4 学びと育ちの連続性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
 - 施策1 つながり重視した教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
 - 施策2 健康な体づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
- 柱5 安心して学べる学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
 - 施策1 安心して学べる学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
- 柱6 社会とつながる学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
 - 施策1 地域との連携・協働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
 - 施策2 自主・自律的な学校運営の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
- 柱7 いきいきと働く教職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
 - 施策1 教職員の働き方改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
- 柱8 学び続ける教職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
 - 施策1 教職員の育成、優秀な教職員の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69

柱9	<u>安全・安心な環境</u>	72
	施策1 安全・安心な教育環境の確保	73
	施策2 学校施設の計画的な建替えの推進	75
柱10	<u>地域とともに歩む学校</u>	77
	施策1 学校規模の適正化	78
	施策2 地域の状況を踏まえた学校づくり	80
柱11	<u>市民の豊かな学び</u>	81
	施策1 生涯学習の推進	83
	施策2 図書館サービスの充実	85
	施策3 横浜の歴史に関する学習の場の充実	87
柱12	<u>家庭教育の支援</u>	88
	施策1 家庭教育支援の推進	89
柱13	<u>多様な主体との連携・協働</u>	91
	施策1 多様な主体との連携・協働の推進	92
柱14	<u>切れ目のない支援</u>	95
	施策1 福祉・医療との連携による支援の充実	96
	施策2 子どもの貧困対策の推進	97
3	指標一覧	98

資料編

1	教育基本法（抜粋）	102
2	基礎データ	104
3	パブリックコメントの結果	105
4	「横浜教育ビジョン 2030」	106

第1章

「第3期横浜市教育振興基本計画」について

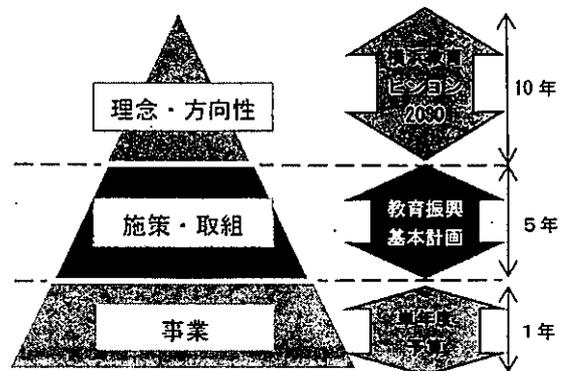
第1章 「第3期横浜市教育振興基本計画」について

1 計画策定の趣旨

(1) 本計画の位置付け

【横浜教育ビジョン 2030 の具現化】

今後概ね 10 年を展望し、横浜の教育が目指す人づくり、横浜の教育が育む力、横浜の教育の方向性を示す「横浜教育ビジョン 2030」(2018 (平成 30) 年 2 月策定) の具現化に向けたアクションプランとして、今後 5 年間で進める施策や取組を「第 3 期横浜市教育振興基本計画」に定めます。



【教育基本法に基づく法定計画】

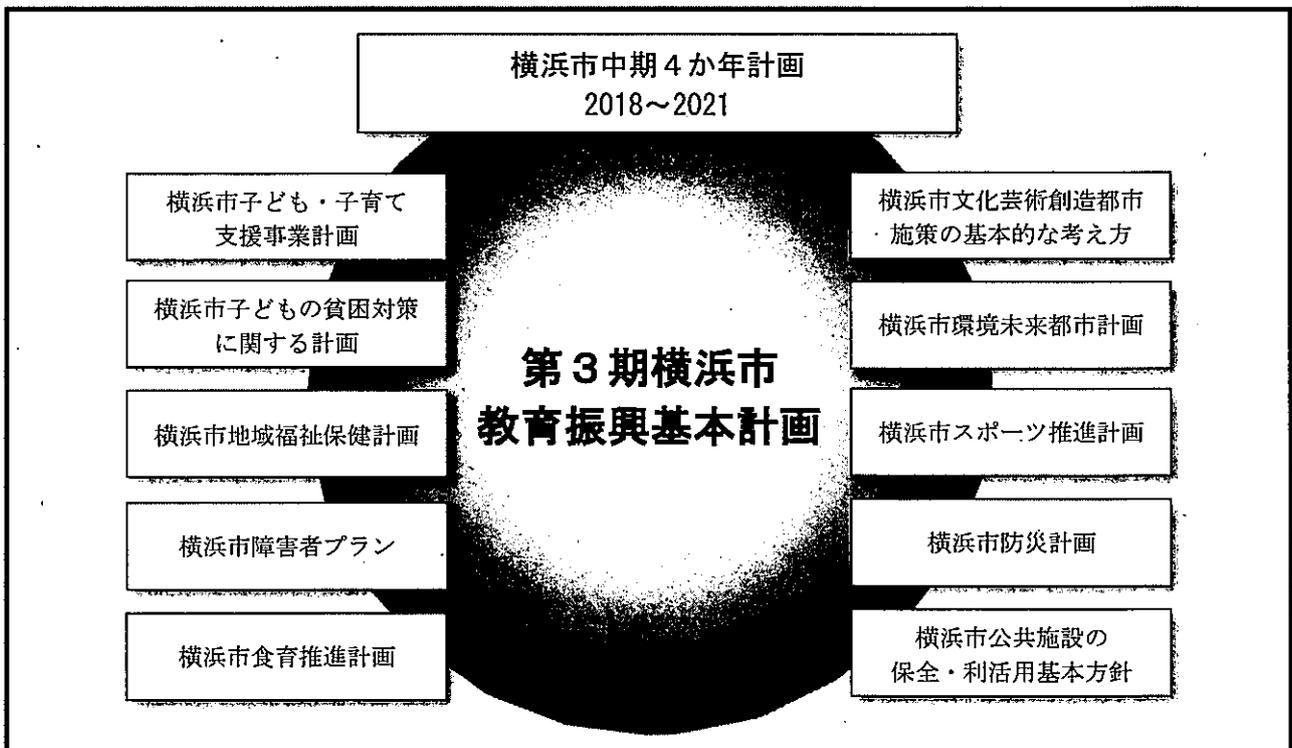
「第 3 期横浜市教育振興基本計画」は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。

(2) 計画期間

5 年間：2018 (平成 30) 年度～2022 (平成 34) 年度

2 横浜市が策定した他の計画等との関係

「第 3 期横浜市教育振興基本計画」の策定に当たっては、「横浜市中期 4 か年計画」及び、子育てや福祉、スポーツ等、横浜市で既に策定されている他の計画と関連する部分について、整合を図ります。



3 「横浜教育ビジョン 2030」

横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育みます。

知 生きてはたらく知

- 基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決する力
- 主体的に考え、意欲的に学び続ける力
- 知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きる力

徳 豊かな心

- 自分を大切にし、しなやかに生きる力
- 自分を律する態度と人を思いやる優しさ
- 「本物」に触れることで育む豊かな感性

体 健やかな体

- 自ら健康を保持増進しようとする態度
- 体づくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度

公 公共心と社会参画

- 自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力
- 横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働する力
- 夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

開 未来を開く志

- 自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力
- グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力
- 進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

横浜の教育の方向性 ~多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します~

方向性1 子どもの可能性を広げます

- 柱1 主体的な学び
- 柱2 創造に向かう学び
- 柱3 支え合う風土
- 柱4 学びと育ちの連続性

方向性2 魅力ある学校をつくります

- 柱5 安心して学べる学校
- 柱6 社会とつながる学校
- 柱7 いきいきと働く教職員
- 柱8 学び続ける教職員

方向性3 豊かな教育環境を整えます

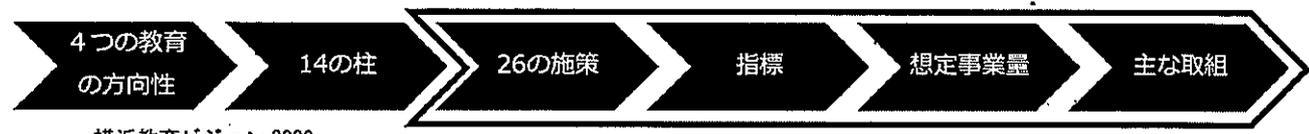
- 柱9 安全・安心な環境
- 柱10 地域とともに歩む学校
- 柱11 市民の豊かな学び

方向性4 社会全体で子どもを支えます

- 柱12 家庭教育の支援
- 柱13 多様な主体との連携・協働
- 柱14 切れ目のない支援

4 計画の構成

「横浜教育ビジョン 2030」が示す4つの教育の方向性と14の柱に基づき、「26の施策」を示します。施策ごとに、「指標」「想定事業量」「主な取組」を掲げ、PDCAサイクルに基づき、進捗管理を行います。



横浜教育ビジョン 2030

第3期教育振興基本計画において新たに定める部分

第2章

基本的な方向性

第2章 基本的な方向性

1 基本姿勢

「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向け、本計画を策定・推進するにあたっての基本姿勢として、次の2点を示します。

(1) 持続可能な学校への変革

持続可能な未来の創造・持続可能な学校への変革を目指し、

- SDGs*との関係性を意識した教育活動の展開
- 「教職員の働き方改革」の着実な実施
「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」4つの戦略・40の取組の着実な推進
(総合学校支援システムの構築、職員室業務アシスタント全校配置・部活動指導員等拡充等)
- 地域・企業・大学・関係機関等との連携・協働の推進
- 自然環境に配慮した学校施設の整備を進めます。

※ 2015年9月「国連持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)

(2) 客観的な根拠に基づく教育政策の推進 (EBPM*)

明確な指標設定のもと、大学や企業等と連携し、「学力・学習状況調査」等のデータの分析や施策・取組の効果検証を踏まえた、授業改善や教育施策を推進します。

※ Evidence Based Policy Making の略称

SDGs (持続可能な開発目標) : 17の目標

SDGsとは、2015年9月「国連持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)です。169の関連ターゲットを伴う17の目標は、先進国を含む国際社会全体の目標であり、各国内での取組も対象としています。



2 特に重視するテーマ

1 新学習指導要領の着実な実施と主体的な学びの実現

2020年から全面实施される新学習指導要領への移行に向けた万全な準備、着実な実施、主体的な学びの実現に向けて、各取組を推進します。

- (取組例) ○「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」の策定・活用、授業改善
○「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に準拠した横浜市学力・学習状況調査の実施
○小学校高学年における一部教科分担任の導入
○小学校外国語教科化への対応、中学校・高等学校における英語の外部指標の活用
○学力の定着に困難を抱える子どもへのきめ細かな学習支援、放課後学習支援の実施

2 新時代の到来を見据えた次世代の教育の推進

グローバル化の一層の進展や情報社会、超スマート社会、AIの進化等、変化する新時代を見据え、子どもが地域・社会とのつながりを通して、新たな価値を創造する力を育みます。

- (取組例) ○タブレット端末の整備、ICT支援員の配置
○OSGH(スーパーグローバルハイスクール)、SSH(スーパーサイエンスハイスクール)の更なる深化・発展によるグローバルリーダーの育成
○企業・地域と連携した課題解決の体験型学習「はまっ子未来カンパニープロジェクト」等の推進

3 子どもの健康の増進

生涯にわたって、健康かつ豊かな生活を送ることができるよう、自ら健康をマネジメントする力の育成や、科学的根拠に基づく体力向上に取り組みます。

- (取組例) ○「体力・運動能力調査」の分析・検証を通じた体力向上
○持続可能な部活動の実現(部活動指針の改訂、部活動指導員の配置)
○ハマ弁を活用した中学校昼食の充実

4 多様なニーズに対応した特別支援教育の推進

共生社会の実現に向け、全ての学校において、インクルーシブ教育システムの構築を更に推進し、多様な教育の場を充実していくとともに、全ての子どもに、あらゆる教育の場で、一貫した適切な指導や必要な支援を行います。

- (取組例) ○特別支援教室実践推進校への非常勤講師の配置拡充
○巡回型指導の実施による通級指導教室の充実
○知的障害・肢体不自由特別支援学校の充実

5 複雑化する課題の解決に向けた学校組織の体制強化、福祉・医療との連携強化

いじめ等の課題の早期発見・解決や日本語指導が必要な児童生徒及び不登校児童生徒への支援の充実に向け、学校組織の体制強化を進めるとともに、貧困・虐待等の課題に対応するため、福祉・医療との連携強化を図ります。

- (取組例) ○児童支援専任・生徒指導専任教諭配置に伴う後補充非常勤職員を常勤化している学校の拡充
○スクール・ソーシャル・ワーカーが全小・中学校を定期的に訪問できる体制整備
○日本語指導が必要な児童生徒の増加に合わせた事業の拡充
○不登校児童生徒を支援するハートフルルーム等の充実
○医療的ケア児への支援の充実に向けた関係局との連携強化

6 計画的な学校施設の建替えの推進

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針(2017年5月策定)」に基づき、老朽化した学校施設の建替えに順次着手します。

- (取組例) ○建替えに向けた調査の実施
○建替工事の着手

第3章

14の柱

1 計画体系

方向性1 子どもの可能性を広げます

柱1 主体的な学び

施策1 主体的・対話的で深い学びによる学力の向上

新学習指導要領の着実な実施と「主体的・対話的で深い学び」の実現

「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の向上

学習の習熟度に応じた指導・支援の充実

施策2 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

不登校児童生徒への支援の充実

日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

教育相談の充実

施策3 特別支援教育の推進

全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築

一般学級在籍の特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実

障害特性に応じた個別支援学級における教育の充実

特別支援学校の充実

特別支援教育相談システムの充実

施策4 魅力ある高校教育の推進

市立高校の魅力づくり

進路希望実現への支援

市立高校におけるグローバル人材の育成

柱2 創造に向かう学び

施策1 グローバル社会で活躍できる人材の育成

グローバル社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成

国際理解教育等の推進

施策2 情報社会を生きる能力の育成

児童生徒の情報活用能力の向上

ICT環境の整備

施策3 持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成

社会と連携した自分づくり教育（キャリア教育）の推進

SDGsとの関係性を意識した教育活動の展開

柱3 支え合う風土

施策1 豊かな心の育成

考え、議論する道徳教育の推進

人権教育の推進

「本物」に触れる機会の創出

柱4 学びと育ちの連続性

施策1 つながり重視した教育の推進

学校やブロックらしさを生かした小中一貫教育の推進

育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実

義務教育学校・中高一貫校の充実

施策2 健康な体づくり

運動やスポーツと多様に関わる機会の創出

「体力・運動能力調査」の活用による運動習慣の確立と体力向上

食育の推進

健康・安全教育の推進

持続可能な部活動の実現

方向性2 魅力ある学校をつくります

柱5 安心して学べる学校

施策1 安心して学べる学校づくり

安心して参加できる集団づくり

いじめ等への組織的対応の強化

柱6
社会とつながる学校

施策1 地域との連携・協働の推進

施策2 自主・自律的な学校運営の推進

- 学校運営協議会の設置推進
- 地域学校協働活動の推進
- 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携強化
- 学校マネジメント機能の強化
- 学校教育事務所による学校支援

柱7
いきいきと働く教職員

施策1 教職員の働き方改革の推進

- 学校の業務改善支援
- 学校業務の適正化、精査・精選
- チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実
- 教職員の人材育成・意識改革

柱8
学び続ける教職員

施策1 教職員の育成、優秀な教職員の確保

- 時代の変化に対応した教職員の人材育成の強化
- 学び続ける教職員のための環境づくり
- 優れた教職員の確保

方向性3 豊かな教育環境を整えます

柱9
安全・安心な環境

施策1 安全・安心な教育環境の確保

施策2 学校施設の計画的な建替への推進

- 児童生徒の安全確保
- 快適な教育環境の整備
- 学校施設の計画的な保全
- 学校施設の計画的な建替え
- 自然環境に配慮した学校施設の整備

柱10
地域とともに歩む学校

施策1 学校規模の適正化

施策2 地域の状況を踏まえた学校づくり

- 小規模校や過大規模校の対策
- 通学区域の調整
- 地域学校協働活動の推進
- 学校施設の複合化等の検討

柱11
市民の豊かな学び

施策1 生涯学習の推進

施策2 図書館サービスの充実

施策3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

- 生涯学習の推進
- 読書活動の推進
- 子どもの読書習慣の定着と市民の学びの支援
- 歴史学習の機会の充実
- 文化財の保全・活用

方向性4 社会全体で子どもを育みます

柱12
家庭教育の支援

施策1 家庭教育支援の推進

- 家庭教育に関する適切な情報の提供
- 保護者の学びや交流の促進
- 関係機関や地域と連携した家庭教育支援

柱13
多様な主体との連携・協働

施策1 多様な主体との連携・協働の推進

- 地域等との連携・協働の推進
- 企業との連携・協働の推進
- 大学との連携・協働の推進

柱14
切れ目のない支援

施策1 福祉・医療との連携による支援の充実

施策2 子どもの貧困対策の推進

- 福祉との連携強化
- 医療との連携強化
- 教育機会の保障
- 地域・関係機関との連携強化

2 各柱の内容

【各柱のページの見方】

① 施策体系

施策・主な取組を体系図で示しています。

② 指標

計画期間内における各施策の成果を分かりやすく示すため、

- ・ 施策を実施した成果等について、客観的数値として把握できる指標
- ・ 施策の中で重要かつ象徴的な事業の実績を表す指標
- ・ 施策を実施した成果について、子どもの実感を問う指標

を設定しています。

③ 想定事業量

目標の達成や施策の推進のために、計画期間で実施する具体的な事業や取組のうち、量的把握が可能なものを事業量として示しています。事業量は基本的に、累計数を記載しています。

④ 現状と課題

施策ごとに横浜市を取り巻く状況と課題を示しています。また、現状や課題を踏まえた取組の必要性についても記載しています。

⑤ 主な取組

計画期間に実施する事業や取組のうち、主なものを示しています。また、主な取組の冒頭には、取組全体の方向性を示しています。

- 「基本姿勢」や「特に重視するテーマ」に関連する事業・取組については、☆と示しています。
- 計画期間に新たに開始する事業・取組については、「NEW」と示しています。
- 複数の施策に該当する事業・取組については、重複して掲載しており、【再掲】と示しています。

(注) ●横浜市では、小中一貫教育を行う「義務教育学校」を2校設置していますが、本計画では、「小学校」には義務教育学校前期課程（小学校教育に相当する6年間）、「中学校」には義務教育学校後期課程（中学校教育に相当する3年間）を含みます。「小学生」「中学生」についても同様の考え方です。

- 小中一貫教育を推進するために、中学校区を基本として設置する基本的な単位として「小中一貫教育推進ブロック」を設置しています（139ブロック：2018年4月現在）。本計画の中では、単に「ブロック」と表記しています。
- 調査等の出典がないものは、基本的に横浜市教育委員会が独自に調査したものになります。

柱1

主体的な学び

主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします

施策1

主体的・対話的で深い学びによる学力の向上

① 新学習指導要領の着実な実施と「主体的・対話的で深い学び」の実現

- ・小学校高学年における一部教科分担制の導入
- ・総合学校支援システムの構築 等

② 「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の向上

- ・新学習指導要領を踏まえた調査内容の改訂 等

③ 学習の習熟度に応じた指導・支援の充実

- ・学力の定着に困難を抱える子どもへのきめ細かな学習支援 等

施策2

多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

① 不登校児童生徒への支援の充実

- ・横浜教育支援センターによる支援の充実 等

② 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

- ・日本語支援拠点施設「ひまわり」の機能充実 等

③ 教育相談の充実

- ・機関連携等による課題解決のための仕組みづくり 等

施策3

特別支援教育の推進

① 全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築

- ・教職員の専門性の向上
- ・ユニバーサルデザインの視点に基づく授業の実践 等

② 一般学級在籍の特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実

- ・児童生徒の特性に応じた指導・支援の充実 等

③ 障害特性に応じた個別支援学級における教育の充実

- ・障害種に応じた指導の充実及び学級経営のための環境整備 等

④ 特別支援学校の充実

- ・知的障害・肢体不自由特別支援学校の充実 等

⑤ 特別支援教育相談システムの充実

- ・特別支援教育総合センターにおける相談機能の充実 等

施策4

魅力ある高校教育の推進

① 市立高校の魅力づくり

- ・市立高校魅力発信事業の推進 等

② 進路希望実現への支援

- ・課題探究型学習の推進 等

③ 市立高校におけるグローバル人材の育成

- ・海外大学進学支援プログラムの実施 等

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 主体的・対話的 で深い学びによる 学力の向上	課題の解決に向け、話し合い、発表する 等の学習活動に取り組んでいる児童生徒 の割合 ＜全国学力・学習状況調査＞	小6：74.3% 中3：64.0%	小6：80% 中3：70%
	全国学力・学習状況調査の平均正答率	全国を上回る	毎年、全国を上回る
	全国学力・学習状況調査の下位層 ¹ の 割合	全国より少ない	毎年、全国より 少ない
施策2 多様な教育的二 ーズに対応した 教育の推進	不登校児童生徒のうち横浜教育支援セン ター ² の支援を受けている児童生徒の割合	12.7% (2016年度)	19.8%
施策3 特別支援教育の 推進	「卒業後を見通した学習が行われている」 と答える特別支援学校の保護者の割合	88.0%	100%
	個別支援学級 ³ の担当教員の特別支援学 校教諭免許状保有率	小：25.2% 中：30.8%	小：32% 中：38%
施策4 魅力ある高校教 育の推進	全日制高等学校卒業段階で英検2級相当 以上の取得割合	29.8%	40%

1 正答数分布の状況から四分位により、正答数の高い順に学力層を4つに分けた場合の一番学力が低い層。

2 不登校になった小・中学生を対象に、ハートフルフレンド（大学生等）による家庭訪問や、ハートフルスペース（適応指導教室）及びハートフルルーム（相談指導学級）における様々な活動を通じた支援。

3 障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人ひとりに応じた教育を行う学級。国の「特別支援学級」に相当する学級。

想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 主体的・対話的 で深い学びによる 学力の向上	☆「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 ⁴ 」の策定・活用	「総則」策定	実施
	☆「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に準拠した「横浜市学力・学習状況調査 ⁵ 」の実施	—	実施
	☆小学校高学年における一部教科分担任を伴うチーム学年経営の強化推進校数	—	48校
	☆「読みのスキル」向上推進校数	—	18校
	☆「放課後学び場事業」 ⁶ 実施校数(中学校)	42校	94校
	学校司書の配置校数	全小・中・特別支援学校	全小・中・特別支援学校
	理科支援員 ⁷ の配置校数	231校	全小学校
施策2 多様な教育的 ニーズに対応した 教育の推進	☆ハートフルスペース ⁸ ・ハートフルルーム ⁹ の拡張校数	—	2か所
	外国語補助指導員 ¹⁰ の配置人数	8人	13人
施策3 特別支援教育の 推進	☆特別支援教室 ¹¹ 実践推進校	8校/年	152校(延べ)
	☆巡回型指導を行う通級指導教室 ¹² 設置校数	—	10校
	☆特別支援学校の充実	左近山特別支援学校の工事着手	推進
	特別支援学校教諭免許状取得支援により免許状を取得した人数	92人/年	580人 (5か年累計)
施策4 魅力ある高校教育 の推進	☆SGH ¹³ (スーパーグローバルハイスクール)、SSH ¹⁴ (スーパーサイエンスハイスクール)の取組の継続	2校	2校
	課題探究型学習による成果の発表	1回/年	3回/年
	☆英検等の外部指標の活用	全高等学校	全高等学校
	海外大学進学支援プログラム ¹⁵ による海外大学進学者数	4人/年	26人 (5か年累計)
	海外姉妹校と交流した高校生数	140人/年	180人/年

- 4 新学習指導要領の全面実施に向けて、各学校やブロックが自主的・自律的に教育課程を編成・実施・評価・改善するための要領。
- 5 児童生徒の学習状況について、分析的・総合的に把握し、教育施策に活用するとともに、学力向上に生かすために、小学校、中学校の全児童生徒を対象にした横浜市独自に毎年実施する調査。
- 6 学習支援が必要な生徒を対象に、学習習慣の確立や基礎学力の向上のため、地域と連携した中学校における放課後の学習支援。
- 7 小学校の理科で、観察・実験の準備・補助等を行う非常勤職員。
- 8 登校はできないものの外出はできる児童生徒に対して、創作活動・スポーツ体験活動等を通し、社会的自立に向けた相談や支援を行う適応指導教室。
- 9 登校はできないものの外出はできる児童生徒が、支援員等との活動を通し、社会的自立に向けた基本的な生活・学習習慣を身に付けるための支援を行う相談指導学級。
- 10 日本語指導が必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校に配置され、児童生徒・保護者の母語を用いた支援を行う非常勤職員。
- 11 集団では学習に参加することが難しい児童生徒が、一時的に一般学級を離れて、落ち着ける環境の中で学習するためのスペース。
- 12 一般学級に在籍する、比較的軽度の障害(言語・難聴障害、情緒障害、LD、ADHD等)がある児童生徒に対して、個々の状態に応じた特別な指導をするための場。
- 13 語学力や幅広い教養、問題解決力等の素養を備え、将来国際的に活躍できるリーダーを育成するために文部科学省が指定した高校。
- 14 理数系教育に重点を置き、国際的な科学技術人材を育成するために文部科学省が指定した高校。
- 15 海外大学進学を希望する市立高校生向けの支援プログラム。

施策1 主体的・対話的で深い学びによる学力の向上

■現状と課題

○質的にも量的にも大きな変化を伴う新学習指導要領が、小学校では2020（平成32）年度、中学校では2021（平成33）年度、高等学校では2022（平成34）年度より順次、全面実施されます。

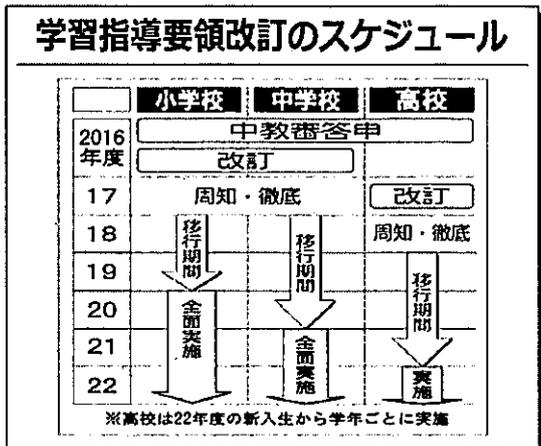
○新学習指導要領の実施に伴い、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた「授業改善」が求められます。児童生徒が自ら問いを見だし解決していく過程の中で、実生活を含む様々な場で活用可能な資質・能力を身に付けていく「授業改善」に全ての教員が取り組み、学校全体でカリキュラム・マネジメントを進めていく必要があります。

○「平成30年度全国学力・学習状況調査」では、「知識」に関する問題（A問題）、「活用」に関する問題（B問題）共に、市平均正答率が、小中学校で全国平均と同程度あるいは上回る結果となっています。一方で、横浜市では正答率の差に開きが大きく、学習の習熟度に応じた指導が求められています。

○「横浜市学力・学習状況調査」では、新学習指導要領において求められる資質・能力の測定や、より「個々」の状況をきめ細かく把握できるよう、調査内容の全面的な見直しが必要です。

○各学校では、「横浜市学力・学習状況調査」結果の分析チャート等を活用して「学力向上アクションプラン¹⁶」を作成し、授業改善や児童生徒への学習支援を行いました。各学校において、分析チャートから分かる児童生徒の学力状況について、保護者・地域や小中一貫教育¹⁷推進ブロック（以下 ブロック）内での共有等は進みましたが、分析チャートの活用を一層図っていく必要があります。

○学習支援が必要な生徒を対象に、学習習慣の確立や基礎学力の向上のため、地域と連携した中学校における放課後の学習支援「放課後学び場事業」を2016（平成28）年度より実施しました。中学校の学習支援事業の更なる充実・拡大が求められています。なお、小学校についても、一部地域において2017（平成29）年度より放課後学習支援を開始しました。



全国学力・学習状況調査の結果

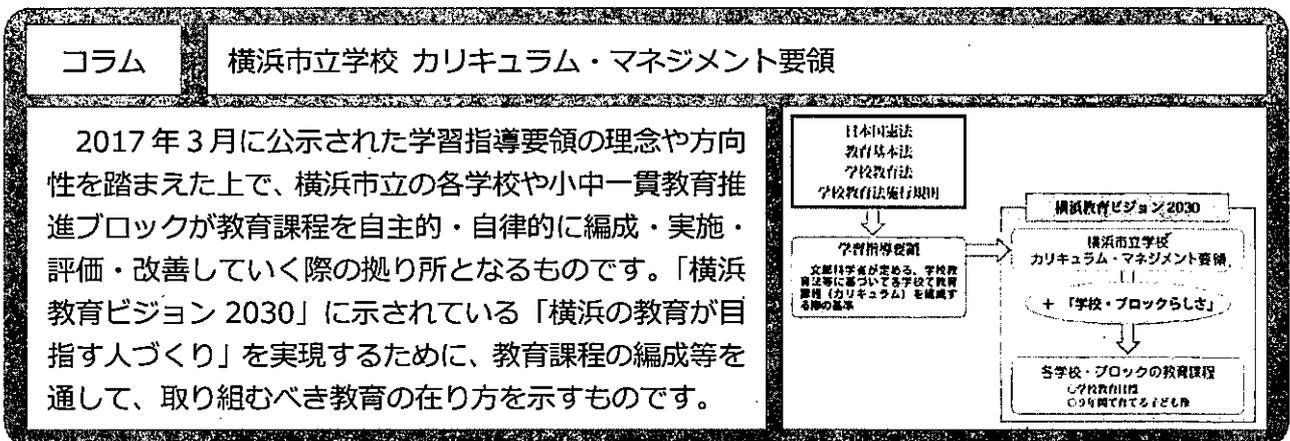
小学校「平均正答率（％）」

	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B	理科
横浜市	73	56	66	54	61
全国との差	+2	+1	+2	+2	+1
全国	71	55	64	52	60
神奈川県	70	54	64	52	60

中学校「平均正答率（％）」

	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B	理科
横浜市	76	63	67	50	66
全国との差	±0	+2	+1	+3	±0
全国	76	61	66	47	66
神奈川県	76	62	66	48	66

〈出典〉全国学力・学習状況調査 / 2018（平成30）年度



16 「横浜子ども学力向上プログラム」に基づき、「横浜市学力・学習状況調査」結果を活用し、各学校が子どもの状況等を踏まえて作成した、学力向上に向けた具体的な目標や取組。

17 義務教育9年間の連続性のあるカリキュラムに基づき、学力向上と児童生徒指導上の課題解決を図るための教育。

■ 主な取組

① 新学習指導要領の着実な実施と「主体的・対話的で深い学び」の実現

新学習指導要領の全面実施に向けて、円滑な移行ができるよう、移行するために必要な措置や移行期間中における学習指導等について周知・徹底を図ります。「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に基づいた各学校やブロックの自主的・自律的な教育課程の編成・実施・評価・改善のためのきめ細やかなサポートを進めます。子どもの主体的・意欲的な学習活動を充実させるためにも、各教科等に関する教員の専門性と組織力の向上を目指した環境整備を図り、授業改善を推進します。

取組名	取組内容
☆ 小学校高学年における一部教科分担制の導入 NEW	● 小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置し、学年経営の充実を図るとともに、英語の教科化等、新学習指導要領の実施も踏まえた一部教科分担制を導入。授業の質を高め、子どもの資質・能力を育成。各学校での実施に向けて、推進校を指定し、具体的な実践や研究の成果を発信しながら、市内全小学校での展開を視野に入れ、強力に推進。
☆ 総合学校支援システムの構築 NEW	● 授業力向上による教育の質の向上や校務の更なる効率化を進めるために、教材等の共有化システム、eラーニングシステム ¹⁸ 、グループウェア ¹⁹ 等を統合したシステム構築を検討。
デジタル教科書 ²⁰ の活用に向けた検討 NEW	● デジタル教科書の効果的な活用に向けて、具体方策を検討。
学校図書館の充実と学校司書との連携による授業改善	● 学校司書が教員と連携し、子どもの読書習慣の定着や資料準備等の授業支援を推進し、子どもの主体的な学びをサポート。学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」の役割を担う「メディアセンター」としての機能強化に向けて、学校図書館資料の充実を図るため、他の学校図書館とのネットワークを構築。
理科支援員を活用した授業改善	● 理科の授業をサポートする理科支援員の活用により、小学校における観察・実験活動を充実させ、実感を伴った深い学びを実現する授業改善を推進。

コラム

小学校高学年における一部教科分担制を伴うチーム学年経営の強化

中学校との接続期である小学校高学年においては、児童指導上の課題が多様化・複雑化し、学習指導の内容も専門的になります。学級をもたない学年主任等をチーム・マネジャーとして配置するとともに、一部教科分担制を導入することで組織的・効果的な学年経営を強化します。

【児童の学力向上】

教員一人が担当する教科数が少なくなるため、教材研究がより深まることにより、授業改善につながります。

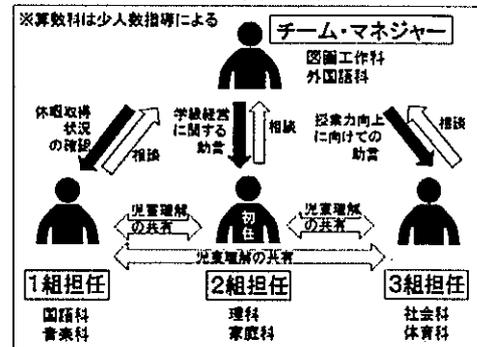
【児童の心の安定】

一人の児童に複数の教員が関わることにより、多面的に児童の状況を理解することができます。

【教職員の働き方改革】

チーム・マネジャーを中心とした学年経営により、ワーク・ライフ・バランスが推進されます。

<チーム・マネジャーを中心とした学年経営の例>



18 ウェブ上で必要な知識等を学習できるシステム。

19 組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステム。

20 教科書の内容を電磁的に記録した教材。学校教育法の改正により、2019（平成 31）年度から、通常の紙の教科書に代えて使用が認められている。

② 「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の向上	
<p>「横浜市学力・学習状況調査」の全面的な改訂を行うとともに、国と市の学力・学習状況調査の評価・分析について、大学等の専門機関と連携し、多面的・多角的に組み合わせた分析を進めます。また、個人単位での分析も進め、より客観的な根拠に基づいた授業改善と授業力の向上を進めます。</p>	
取組名	取組内容
☆新学習指導要領を踏まえた調査内容の改訂 NEW	● 新学習指導要領において求められる資質・能力の測定や、子どもの「個々」の学びの状況を把握できるよう、生活意識調査や実施時期も含め、調査内容の全面的な改訂を検討。
☆国と市の学力・学習状況調査の分析・活用の深化 NEW	● 学習・生活意識と学力の相関関係等も含めた多面的な分析を進め、授業改善の根拠として活用できるよう、各学校の状況を表すアセスメントシートを開発。また、学校やブロック単位だけではなく、子ども一人ひとりの学力・学習状況を分析し、個人単位の分析結果を子どもや保護者と共有できるアセスメントシートを開発。
「横浜市子ども学力向上プログラム」の改訂等 NEW	● 「横浜市子ども学力向上プログラム（改訂版）」を踏まえ、各学校では、子どもの実態に合わせた「学力向上アクションプラン」を作成し、学力層を意識した学習支援や指導を組織的・効果的に実施。

③ 学習の習熟度に応じた指導・支援の充実	
<p>国と市の学力・学習状況調査等の分析を生かしながら、学校や個人の学習実態等に応じた多様な学びの環境を設定していきます。また、学習習慣の定着に向けて、放課後の学習支援等を活用します。</p>	
取組名	取組内容
データに基づく学習支援の実施	● 国と市の学力・学習状況調査等のデータの総合的な分析を基にした個人表を活用し、子ども一人ひとりの課題や学習習熟度に応じた学習支援ができる環境を整備。
☆学力の定着に困難を抱える子どもへのきめ細かな学習支援 NEW	● 一般学級において、異なる学力層の子どものニーズへの対応や、つまづきが重篤化する前の指導・支援を推進。特に、全ての教科等の基本となる「読みのスキル」に関するアセスメントに基づき、効果的な指導を実施。
☆放課後の学習支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 中学校における学習支援活動である「放課後学び場事業」について、様々な状況の生徒の参加促進や、大学等との連携による学習支援ボランティアの確保等、課題への対応を進めながら、地域等による放課後の学習支援を拡大。 ● 小学校における放課後の学習支援活動についても一部実施し、効果を検証。

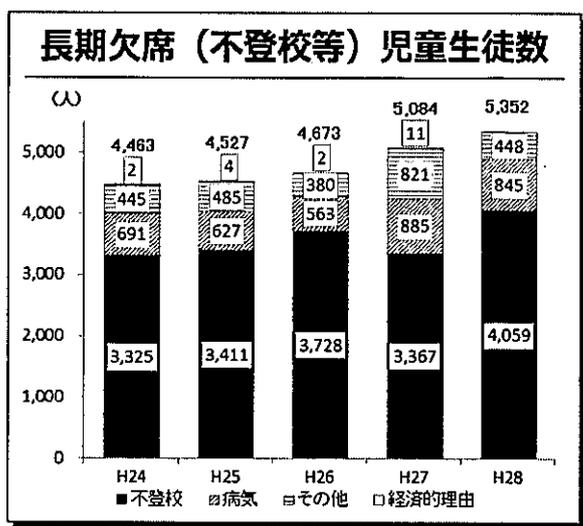
施策2 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

■現状と課題

不登校児童生徒への支援

○長期欠席（年間30日以上欠席）した児童生徒数は増加傾向にあり、そのうち不登校児童生徒数は、2012（平成24）年度に比べて約700人増加しています。不登校児童生徒のうち高い割合を占める「不安」の傾向がある児童生徒は、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」や「学業の不振」、「家庭に係る状況」が主な要因となっています。

○不登校児童生徒等に対する多様な学習活動の充実や個々の状況に応じた支援の推進等を目指し、2016（平成28）年12月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定され、学校、学校外における子どもの多様な学びの場の確保・充実が求められています。



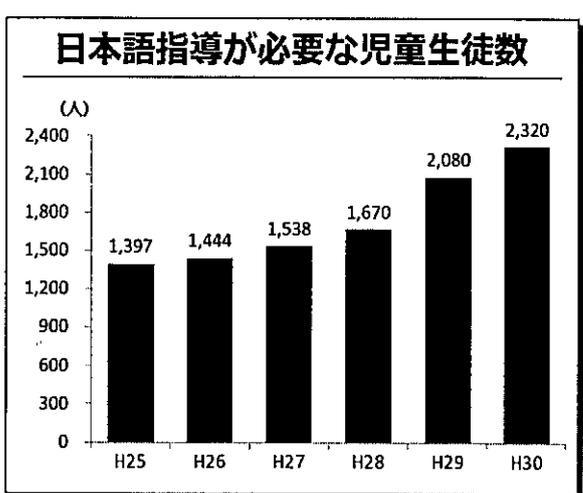
○学校では、カウンセラーによる相談や児童支援・生徒指導専任教諭²¹、養護教諭等による指導・支援を行い、また、社会的自立を目指し、ハートフルフレンド²²・ハートフルスペース・ハートフルルームによる支援を行っています。一人ひとりの状況に応じた支援を行うために、支援員等の人材確保や専門性を向上させる必要があります。また、民間教育施設が実施するフリースペース「ハートフルみなみ」への助成等を行うとともに、民間教育施設等との連携を進めています。

日本語指導が必要な児童生徒への支援

○日本語指導が必要な児童生徒数は、ここ5年間で約900人増加しており、在籍が一部の地域に集中する「集住」と、少人数がそれぞれ幅広い地域に在籍する「散在」が同時に進んでいます。

○学校における日本語教室や母語による支援、外国語補助指導員の配置、国際教室²³担当教員の配置の拡充等に加え、日本語支援拠点施設「ひまわり²⁴」の開設による児童生徒の受入れに対する支援の強化等、総合的な支援の充実を進めてきました。

○日本語指導が必要な児童生徒の増加に伴い、言語に加え、発達や家庭環境の課題等を抱えた児童生徒も増加する傾向にあり、支援体制の強化や専門性の向上が求められています。



21 いじめや不登校等の課題に対応するため、児童生徒指導の学校内での中心的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う教諭。
 22 ひきこもりがちな児童生徒の家庭に大学生等を派遣し、話し相手や遊び相手となることで状態の緩和等を図る支援制度。
 23 日本語指導が必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校に配置される国際教室担当教員が日本語指導、教科指導、生活適応指導等を行う教室。
 24 日本語指導が必要な児童生徒・保護者等への支援であるプレクラス、学校ガイダンス、就学前教室「さくら教室」、日本語教室等を実施する施設。

教育相談の充実

○各学校においては、教職員やカウンセラー等が、児童生徒や保護者に寄り添い、適切な支援や助言を行う教育相談を実施しています。また、必要に応じて、心理・医療・社会福祉等の専門家や区役所等の関係機関、不登校児童生徒への支援を行う横浜教育支援センター等へつないでいます。

○各学校において、教職員やカウンセラー等が、組織的に適切な教育相談を行うことや、学校と関係機関が「顔の見える関係」を作り、それぞれの強みを生かした連携を図ることが求められています。

■ 主な取組

① 不登校児童生徒への支援の充実	
不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な支援を充実するために、支援員の専門性向上等を図るとともに、不登校児童生徒の支援に係る事業等の課題整理を踏まえ、支援の在り方を検討します。さらに、民間教育施設等との協働事業を一層進め、多様な教育機会の確保に努めます。	
取組名	取組内容
☆横浜教育支援センターによる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ハートフルスペース、ハートフルルームの支援員等の人材確保や専門性向上のための研修を実施。 ●利用希望者が多く定員超のハートフルスペース・ハートフルルームの拡張を推進。 ●大学等と連携したハートフルフレンドの人材を確保。 ●保護者向けパンフレットの活用や保護者会の実施等による保護者支援の充実。
不登校児童生徒への支援の在り方検討	●横浜教育支援センター及び「ハートフルみなみ」の事業について、課題整理を踏まえ、不登校児童生徒支援の在り方について検討。
民間教育施設等との連携	●民間教育施設と連絡会等を実施するとともに、宿泊体験活動等の協働事業を実施。

② 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実	
日本語支援拠点施設「ひまわり」での取組を推進するとともに、拠点での情報の集約や発信を進めます。また、全ての学校が、日本語指導が必要な児童生徒に対する理解を深められるよう、教職員への研修を充実します。	
取組名	取組内容
日本語支援拠点施設「ひまわり」の機能充実	●日本語支援拠点施設「ひまわり」において、「プレクラス」「学校ガイダンス」を継続して実施するとともに、教材・指導案等を整備による教員の指導力の向上。
☆日本語指導が必要な児童生徒の増加に合わせた事業の拡充	●「日本語教室」、「母語による初期適応・学習支援」、「学校通訳ボランティア」等の事業を拡充するとともに、より効果的な支援体制を構築。
日本語指導が必要な児童生徒についての理解促進に向けた研修の充実	●教職員の理解促進のため、日本語指導が必要な児童生徒の状況等に関する研修を実施。また、校内の支援体制構築を促進するため、校長・副校長を対象とした研修を実施。
日本語指導が必要で発達に課題のある児童生徒への対応NEW	●日本語指導が必要で発達に課題のある児童生徒にも対応できるよう日本語教室講師等を対象に特別支援に関する研修を実施。
外国語補助指導員の配置拡充及び支援体制の強化	●母語で対応できる外国語補助指導員の配置を拡充するとともに、外国語補助指導員が連携し合えるネットワークを構築。

③ 教育相談の充実

様々な教育的ニーズを抱える児童生徒及びその保護者に対し、各学校において適切な教育相談を行い、必要に応じて専門相談等へ引継ぎを行い、各専門家が知見を生かして対応します。

取組名	取組内容
多様な教育的ニーズに関する教職員の理解促進	● 特別な配慮や医療的ケアを必要とする児童生徒や、貧困や家庭環境等の様々な課題を抱える児童生徒等、一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた指導や支援を行えるよう、研修等を通して教職員の理解を促進。
機関連携等による課題解決のための仕組みづくり NEW	● 学校、学校教育事務所、各区子ども・家庭支援相談、特別支援教育総合センター、教育総合相談センター、地域療育センター等、教育相談に関わる機関が、相互に連携して、多様な課題を抱える児童生徒を多角的に支援することができるよう、課題解決のための仕組みづくりを推進。

コラム

日本語支援拠点施設「ひまわり」

来日間もない児童生徒や保護者の不安を軽減し、新たに転・編入をする在籍校で学校生活に速やかに適応できるよう、児童生徒の実態に合わせて支援するための施設です。

【学校ガイダンス】

保護者及び児童生徒に日本の学校生活について説明するほか、書類の記入支援、児童生徒の学習状況の確認等を実施

(実施言語：中国語、タガログ語、英語、やさしい日本語)

【プレクラス】

来日して間もない児童生徒を対象に週3日、4週間集中的な日本語指導と学校生活の体験を実施

【さくら教室】

外国につながる小学校新一年生を対象に学校生活の体験を実施するとともに、保護者を対象に日本の学校生活についての説明や書類の記入支援等を実施

(実施言語：中国語、タガログ語、英語、タイ語、ベトナム語、ポルトガル語、ロシア語、やさしい日本語)



コラム

夜間学級（夜間中学）～蒔田中学校の取組み～

夜間学級（夜間中学）は、平成29年現在、全国8都道府県31校に設置されており、中学校を卒業していない人等に対して中学校教育を行っています。

横浜市では、南区蒔田中学校に設置されています。市内在住・在勤の方を対象とし、様々な国や地域、年齢層の生徒たちが集まって、基礎学力の定着と主体的・対話的で深い学びを目標に、様々な学校行事にも取り組みながら充実した中学校生活を送っています。

また、一般学級の生徒たちと、体育祭や文化祭（花ノ木祭）等を通して、積極的な交流を図っています。



施策3 特別支援教育の推進

■現状と課題

○特別な支援が必要な子どもが増えている中、国のインクルーシブ教育システム構築の考え方²⁵も踏まえ、様々なニーズに対応することが求められています。また、多様な学びの場で、一人ひとりに応じた適切な支援・指導を行っていくためには、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性の向上が必要不可欠です。さらに、医療的ケアを必要とする子どもへの対応や、多様なニーズに応じた学びの場の提供、保護者の負担軽減に向けた取組も求められています。

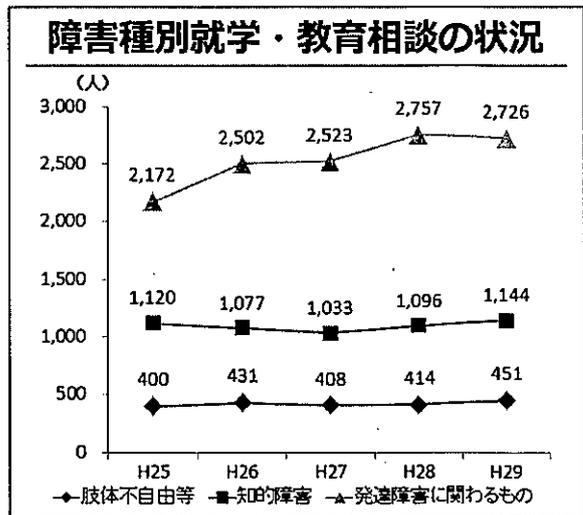
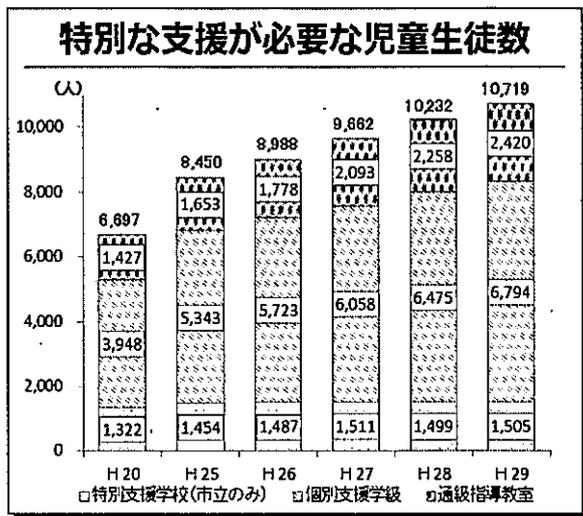
○一般学級において特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が増加しており、特別支援教育の視点に基づく、児童生徒理解と授業実践が必要です。そのために、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター²⁶を中心とした校内支援体制の充実が求められています。また、横浜型センター的機能²⁷の効果的な活用により、障害種別に基づく専門性を生かした学校支援も必要です。

○通級指導教室²⁸の利用人数は、10年前と比較すると約1.7倍になっており、一人当たりの適切な指導回数や指導時間の確保が困難になっています。専門性の向上や人的配置を含めた環境整備とともに、巡回型指導の実施等、一人ひとりのニーズに応じた指導体制の強化が求められています。また、各学校の特別支援教室²⁹には、通級指導教室と連携した指導・支援体制の充実が期待されています。

○個別支援学級の在籍児童生徒数は10年前と比較すると約1.7倍になるとともに、障害の多様化、重度化により、一人ひとりのニーズに応じた丁寧な指導が難しくなっています。そのため、専門性の向上や人的配置を含めた環境整備により、障害種に応じた指導体制の充実が求められています。

○特別支援学校では、在籍児童生徒数の増加による過大規模化や障害の多様化、重度化及び重複化への対応が求められています。なかでも、知的障害特別支援学校は、入学希望者が増加しており、受け入れのための具体的な対応が求められています。中学校個別支援学級の卒業生の増加等を踏まえ、生徒の状況に応じた進路先が提供できるよう、高等部の入学選抜の在り方の検討や、県立高校のインクルーシブ教育実践推進校の設置状況等も踏まえ、特別支援学校の設置義務を負う神奈川県との連携強化が求められています。

○特別支援教育総合センターでは、近年特に、知的に遅れはないが、発達障害等により配慮が必要な児童生徒の相談が増えていること等から、相談内容により適切に対応できるよう、相談機能の更なる充実を図る必要があります。また、教育に関する望ましい相談の手法や在り方についても検討する必要があります。



25 同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。
 26 特別支援教育推進のため、各学校において、関係諸機関や他校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員。
 27 横浜市立学校に在籍する支援の必要な児童生徒のために、特別支援学校・通級指導教室・地域療育センター等が、障害種別に基づく専門性を生かし、学校のニーズに応じて行う学校支援。
 28 一般学級に在籍する、比較的軽度の障害（言語・難聴障害、情緒障害、LD、ADHD等）がある児童生徒に対して、個々の状態に応じて特別な指導をするための場。
 29 児童生徒が、在籍する学級（一般学級、個別支援学級）を離れて、特別の場で学習するためのスペース。指導及び支援を受けるためには、特別支援教育に関する校内委員会での判断、個別の指導計画の作成、保護者の同意を要する。

■ 主な取組

① 全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築	
<p>国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえ、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した適切な支援・指導や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性を向上し、校内支援体制の充実を図ります。</p>	
取組名	取組内容
教職員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の特別支援教育に対する専門性向上を図るため、「横浜市 教員のキャリアステージにおける人材育成指標」の資質・能力を身に付けられるよう、関係機関等と連携した研修や学校支援を実施。
ユニバーサルデザインの見点に基づく授業の実践	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般学級の教科学習において、特別支援教育で生み出された様々な工夫を取り入れ、全ての子どもの意欲を高め、理解を深める授業づくりを推進。
特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援教育の校内支援体制の充実に向け、特別支援教育コーディネーターの機能強化と学校内での位置づけを明確化。 ● 横浜型センター的機能により、相談や研修を実施。 ● 特別支援教育コーディネーターのスキルアップと組織化を進めるために、チーフコーディネーターを中心とした協議会を充実。
特別支援教育支援員事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校内での学習面や行動面に特別な支援を必要とする児童生徒の支援を行う支援員を配置。また、校内支援体制や児童生徒の実情等を踏まえた支援員の適正な配置や専門性の向上のための研修を充実。
障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市長立学校教職員対応要領」に基づき、児童生徒等[*]に対する合理的配慮を提供するとともに、教職員への啓発を実施。 <p><small>※特別支援学校の「児童生徒」には、幼稚部に通う幼児を含みます。</small></p>
医療的ケア等を必要とする児童生徒の受入体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア等を必要とする児童生徒に対応するため、医療機関等との更なる連携を強化するとともに、様々なニーズへの必要な対応について検討。特に、特別支援学校における、校内や通学時の学校看護師の役割を明確化する等、学校での医療的ケアを充実させ、保護者の負担を軽減。

② 一般学級在籍の特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実	
<p>特別支援教育の見点に基づき、児童生徒の理解が深まるような授業を実践します。特別支援教室は、巡回型の通級指導教室と連携し、充実を図ります。通級指導教室は、従来の通級型（在籍校から通う）に加え、巡回型による指導を併用し、児童生徒の在籍校における指導・支援の充実を図ります。</p>	
取組名	取組内容
児童生徒の特性に応じた指導・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒のアセスメントから指導上必要な情報を収集した上で、適切な目標を設定し、指導・支援体制の充実。
☆特別支援教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援教室実践推進校に非常勤講師を配置し、実践研究を行うとともに、各学校においては、特別支援教育コーディネーターが中心となって、通級指導教室と連携を図りながら、組織的な指導・支援体制を確立。
☆巡回型指導の実施による通級指導教室の充実 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の在籍校を巡回して指導を行うモデル校を指定して、在籍校での児童生徒の学校生活を支援し、教員への指導・助言を実施。 ● モデル校での効果を検証し、指導体制を充実。
通級指導教室担当教員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 通級指導教室担当教員に必要な専門性を明確化し、研修を充実するとともに、学識経験者や医療分野等の専門職との連携により、指導を充実。

③ 障害特性に応じた個別支援学級における教育の充実	
個別支援学級では、児童生徒の障害の特性や状態に応じた教育の充実のため、教育内容及び教育環境の見直しを行うとともに、教員の専門性向上に向け、教職員の研修の充実や特別支援学校教員免許状の取得促進を図ります。	
取組名	取組内容
障害種に応じた指導の充実及び学級経営のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の障害の特性や状態に応じた教育を推進するため、障害種に応じた教育課程の再編成と運営改善を実施。 ● 障害種に応じた個別支援指導が可能な指導体制の構築や適切な教室数の確保。
個別支援学級担任の専門性向上に向けた研修体制の構築	● 障害の特性理解と指導・支援方法等、個別支援学級の担任に必要な専門性を明確化し、より充実した研修を実施。
特別支援学校教諭免許状の取得支援 NEW	● 教員の専門性の向上に向け、神奈川県と連携した特別支援学校教諭免許状の取得促進のための事業推進や同免許状取得に係る大学等における単位取得のための受講料補助等を検討。

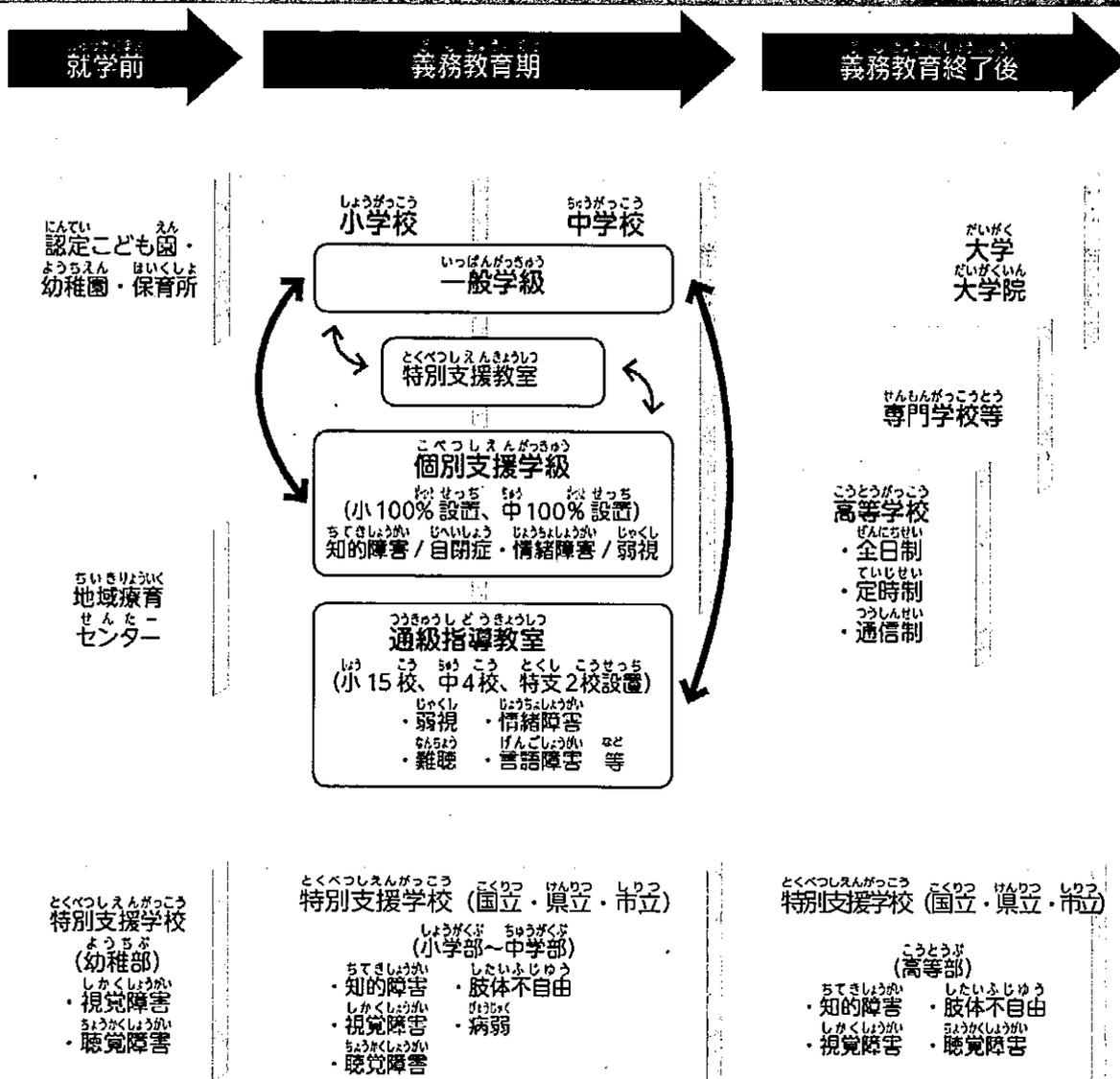
④ 特別支援学校の充実	
特別支援学校では、様々な障害の特性や状態に応じた専門的な教育を更に推進するため、教育課程の再編成を行うとともに、知的障害特別支援学校の過大規模化への対応や、教育環境の充実を図ります。また、小中学校・高等学校との連続した学びの場であることを踏まえ、横浜型センター的機能の担当教員により、効果的な学校支援を行います。	
取組名	取組内容
☆知的障害特別支援学校の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的障害特別支援学校への入学希望者の増加に対応するため、神奈川県教育委員会との連携を強化。 ● 中学校の個別支援学級の進路指導の充実に向け、特別支援学校の教育内容の理解促進及び進路指導に関する研修を充実。
特別支援学校における就労支援	● 各障害種の特別支援学校の枠を超えて、進路指導担当者を組織化し、必要な情報共有を図るとともに、就労に向けたキャリア教育 ³⁰ の充実と、関係機関と連携した就労後の定着支援を充実。
☆肢体不自由特別支援学校の充実 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 肢体不自由特別支援学校において、様々な障害の児童生徒に幅広く対応できるよう、教育課程や教育環境を充実。 ● 2019（平成31）年度に開校予定の左近山特別支援学校において、福祉と連携した放課後等デイサービス³¹をモデル実施。

⑤ 特別支援教育相談システムの充実	
特別支援教育総合センターにおける就学相談・教育相談については、適切な学校種・学級種等の判断ができるよう、相談機能を充実していきます。	
取組名	取組内容
特別支援教育総合センターにおける相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● より専門性の高い相談を実現するために、特別支援教育に関わる専門職を効果的に配置することで、相談機能を充実。 ● 特別支援教育に係る本人及び保護者のニーズや学校の状況を把握し、相談の手法や在り方を検討。
機関連携等による課題解決のための仕組みづくり NEW 【再掲】	● 学校、学校教育事務所、各区子ども・家庭支援相談、特別支援教育総合センター、教育総合相談センター、地域療育センター等、教育相談に関わる機関が、相互に連携して、多様な課題を抱える児童生徒を多角的に支援することができるよう、課題解決のための仕組みづくりを推進。

30 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための教育。

31 6歳～18歳までの障害のある子どもや発達に特性のある子どもが、放課後や夏休み等の長期休暇に利用できる福祉サービス。

横浜市における特別支援教育の場（平成 29 年現在）



コラム

特別支援教室

横浜市立小中学校では、児童生徒が、在籍する学級を離れて学習するためのスペースとして、「特別支援教室※」を設置しています。

特別支援教室では、学習のための丁寧な導入、スモールステップによる基礎の定着、在籍学級での学習を安定・充実させるためのベースづくり等、一人ひとりの困難さに応じた指導とともに、子どものよさを生かした学びができるようにしています。

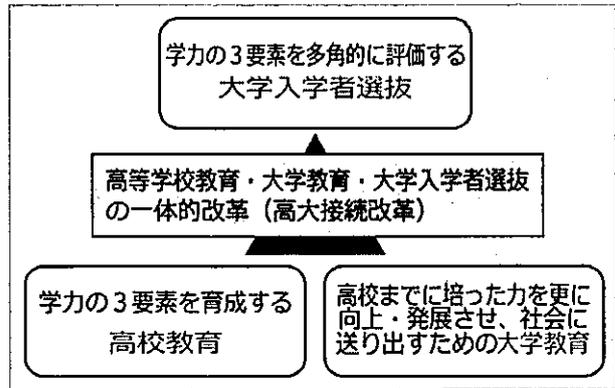
※実際の教室の名前は、各学校によって異なります。



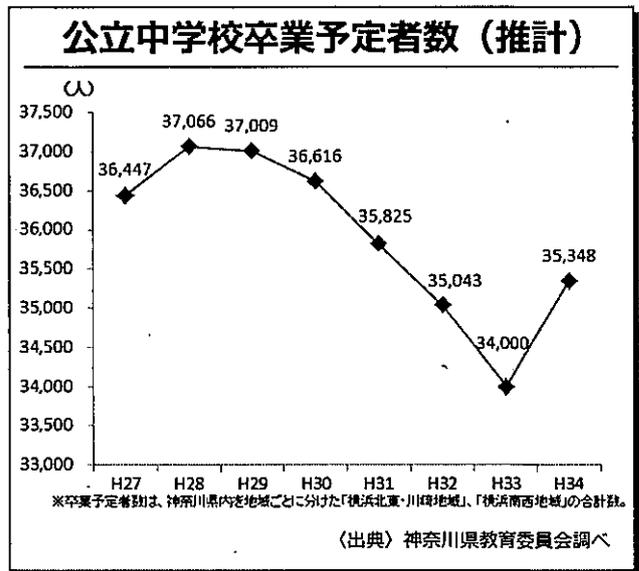
施策4 魅力ある高校教育の推進

■現状と課題

- 2022（平成34）年度からの新学習指導要領の実施や、高大接続改革（「高校教育」と「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の一体的な改革）等、高校を取り巻く環境が急速に変化しています。
- 高大接続改革の動向を見据え、知識基盤社会やグローバル社会で求められる「知識と智恵」を育成することが求められています。
- 全市立高校では、生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばす特色ある取組やグローバル化への対応等、魅力ある学びの創出に向けた取組を推進しています。
- 横浜市内の公立中学校卒業予定者数が減少に転じている一方で、市立高校の志願者数は、例年高い水準で推移しています。
- 全市立高校で実施する自己評価や学校関係者評価、第三者評価を活用し、更なる改善に向けた取組が必要です。
- 進路に対する目的意識や将来ビジョンが曖昧なまま進学等することがないよう、生徒一人ひとりが主体的に目標を決めて、意欲を持って学ぶとともに、働くことの重要性や意義を理解させる「キャリア教育」を推進していく必要があります。
- 各市立高校の立地条件や築年数による老朽化を踏まえ、学校の改築等について、地域の声や各校の特色を考慮し検討を進めていく必要があります。



横浜市立高校の概要			
	学校名	学科	創立年
全日制	横浜商業高等学校	商業科・国際学科 スポーツマネジメント科	明治15年
	南高等学校	普通科	昭和29年
	桜丘高等学校	普通科	大正15年
	金沢高等学校	普通科	昭和26年
単位制 全日制	東高等学校	普通科	昭和38年
	戸塚高等学校	普通科 (一般コース・音楽コース)	昭和3年
	横浜サイエンスフロンティア高等学校	理数科	平成21年
	みなと総合高等学校	総合学科	平成14年
定時制	戸塚高等学校	普通科	昭和23年
単位制 定時制	横浜総合高等学校	総合学科 (Ⅰ部・Ⅱ部・Ⅲ部)	平成14年



■主な取組

① 市立高校の魅力づくり	
<p>時代や市民ニーズに対応した高校教育を推進していくために、生徒一人ひとりの能力を最大限伸ばす教育の充実やグローバル化への対応等、魅力ある高校づくりを推進していきます。</p>	
取組名	取組内容
市立高校魅力発信事業の推進 NEW	●各校の特色洗い出しと新たな魅力発信への支援。魅力発信事業推進校として指定し、指定期間内に事業・取組内容について広く周知。
個性を伸ばす専門教育の推進 NEW	●専門教育の充実と発展に向け、大学や企業等連携先の拡充や生徒の進路希望を叶えるカリキュラムを検討。
☆SGH、SSHの更なる深化・発展	<ul style="list-style-type: none"> ●国から指定を受けているSGH（スーパーグローバルハイスクール）、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）のこれまでの取組の成果を、さらに発展させていくための支援を充実。 ●県内外の高等学校と連携し、取組内容の充実を図れるように支援。 ●研究の成果を小中学生に普及する機会を増やし、将来のグローバル人材、理系人材の育成を推進。
中高一貫教育の推進	●中高一貫校2校において、6年間の一貫教育により健全な心身を育み、思考力・判断力・表現力を高め主体的に課題発見・解決できる真の学力育成を推進。
市立高校の施設・設備の充実	●各校の特色に十分配慮し、立地条件や築年数を考慮した校舎改築と施設・設備の充実を検討。

② 進路希望実現への支援	
<p>高大接続改革を見据え、課題探究型の学習を更に進め、求められている学力の育成を推進します。また、キャリア教育の充実と進路選択の支援を図るため、大学や企業と連携し、生徒が将来ビジョンをもつことができるような取組を進めます。</p>	
取組名	取組内容
課題探究型学習の推進	●生徒自らが設定した課題について研究を進め、その成果を校内で発表し、各校代表生徒による「市立高校課題探究発表会」を実施し、生徒の探究力の育成を推進。
学力の水準向上を図る授業改善の推進	●授業評価の活用による授業改善の推進。取組改善と評価のサイクルによる学力水準向上を図るカリキュラム・マネジメント確立への支援。
地域との連携を生かしたプログラムの推進	●「社会に開かれた教育課程 ³²⁾ 」を実現するため、地域社会の人的及び物的な資源を活用した取組を推進。
進路目標の設定と目標達成に向けた取組の推進	●生徒の実態と希望に応じた進路目標を設定し、その実現に向けた効果的な各校の取組への支援。
大学・企業・専門機関等と連携した特色ある教育の推進	●新しい学びや発見を生徒に体験させるため、大学連携事業の更なる推進および企業や専門機関と連携した取組を推進。
ポートフォリオを活用したキャリア教育の推進	●ポートフォリオ ³³⁾ を活用し、生徒の省察力を高めるとともに、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成を推進。

32 「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むような教育課程。

33 生徒の学習における成果や様々な活動の記録を蓄積したもの。

③ 市立高校におけるグローバル人材の育成	
<p>社会がグローバル化へと進んでいる中、多様な文化、価値観を理解し、協働・共生できる人材を育成するとともに、海外大学へ進学を希望する生徒への支援等を進めます。</p>	
取組名	取組内容
グローバル人材育成プログラムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本や横浜の歴史や文化・伝統への理解を深め、自らのアイデンティティを確立するとともに、多様な文化・価値観への理解、世界的視野に立った問題解決能力、異文化間コミュニケーション能力、チャレンジ精神と意欲の育成を推進。 ● 各校代表生徒による「市立高校課題探究発表会」を継続実施し、横断的視点を持って知識の活用や論理的思考力や表現力、自ら課題を発見し探究する力の育成を推進。
海外大学進学支援プログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外大学への進学を希望する市立高校生に対し、拠点校での講習、自宅でのWEB学習、カウンセリング等により英語力や自己表現力、思考スキル等を高め、海外大学進学をかなえる支援プログラムを継続実施。
国際交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な国際イベント（第7回アフリカ開発会議、ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等）を契機とした国際交流の推進。 ● 教職員の海外研修派遣等を契機とした国際交流の推進。 ● 市立高校の国際交流プログラムでは、横浜市の姉妹都市・パートナー都市（バンクーバー市、サンディエゴ市、上海市、フランクフルト市）にある姉妹校との生徒間交流を推進。
☆英検等の外部指標の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒自身が達成感を確認し今後の学習目標をもつとともに、各学校が結果を基にした授業改善を行うことをねらいとし、外部指標の活用を全日制高等学校3年生に実施。

コラム

SGH（スーパーグローバルハイスクール）の取組

将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的として、大学、企業等と連携を図りながら、グローバルな社会課題等をテーマに探究的な学習を行う「スーパーグローバルハイスクール」として、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校と南高等学校が文部科学省の指定を受けています。

授業における課題研究のほかにも海外研修や、英語による研究成果発表を行うことで、課題研究力・コミュニケーション能力の育成を図ります。



柱2

創造に向かう学び

よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します

施策1

グローバル社会で活躍できる人材の育成

① グローバル社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成

- ・小中高一貫した英語教育の推進
- ・英検等の外部指標の活用 等

② 国際理解教育等の推進

- ・国際交流の促進 等

施策2

情報社会を生きる能力の育成

① 児童生徒の情報活用能力の向上

- ・小学校のプログラミング教育の推進 等

② ICT 環境の整備

- ・タブレット端末やソフトウェア等の ICT 環境の充実 等

施策3

持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成

① 社会と連携した自分づくり教育（キャリア教育）の推進

- ・はまっ子未来カンパニープロジェクトの拡充 等

② SDG s との関係性を意識した教育活動の展開

- ・SDG s と結びつく ESD の推進
- ・ESD 推進コンソーシアムの活用

指 標

施策	指 標	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 グローバル社会 で活躍できる人 材の育成	中学校卒業段階で英検3級相当以上の取得割合 <small><英語教育実施状況調査></small>	54.0%	58%
	全日制高等学校卒業段階で英検2級相当以上の取得割合【再掲】	29.8%	40%
施策2 情報社会を生き る能力の育成	子どものICT活用を指導する能力を有する教員の割合 <small><ICT指導力実態調査></small>	59.9%	67%
施策3 持続可能な社会 の実現に向けて 行動する力の 育成	地域や社会をよりよくすることを考えることがある児童生徒の割合 <small><全国学力・学習状況調査></small>	小6 : 46.8% 中3 : 32.6%	小6 : 55% 中3 : 45%

想定事業量

施策	項 目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 グローバル社会 で活躍できる人 材の育成	英語指導助手(AET) ³⁴ の配置校数	全小・中・ 高等学校	全小・中・ 高等学校
	☆小学校高学年における一部教科分担任制を伴うチーム学年経営の強化推進校数【再掲】	—	48校
	☆外国語活動コーディネーターによる巡回校数	—	全小学校
	スーパーイングリッシュプログラム ³⁵ の実施	全中学校	全中学校
	☆英検等の外部指標の活用【一部再掲】	全中・高等学校	全中・高等学校
	海外大学進学支援プログラムによる海外大学進学者数【再掲】	4人/年	26人 (5か年累計)
	海外姉妹校と交流した高校生数【再掲】	140人/年	180人/年
施策2 情報社会を生き る能力の育成	☆タブレット端末の整備台数	1校当たり10台	1校当たり40台 (大規模校等80台)
	☆ICT支援員の配置	—	全小・中学校を定期的に訪問できる体制
	学校司書の配置【再掲】	全小・中・ 特別支援学校	全小・中・ 特別支援学校
施策3 持続可能な社会 の実現に向けて 行動する力の 育成	地域貢献等のために企業等と連携・協働している学校数	— (調査未実施)	全小・中学校
	☆SDGsと結びつくESDを教育課程に位置付け、教育活動を行っている学校数	— (調査未実施)	全小・中学校
	☆はまっ子未来カンパニープロジェクト ³⁶ 参加校数	27校/年	150校(延べ)

34 Assistant English Teacher の略。英語を母語とし、担任等を補助する講師。

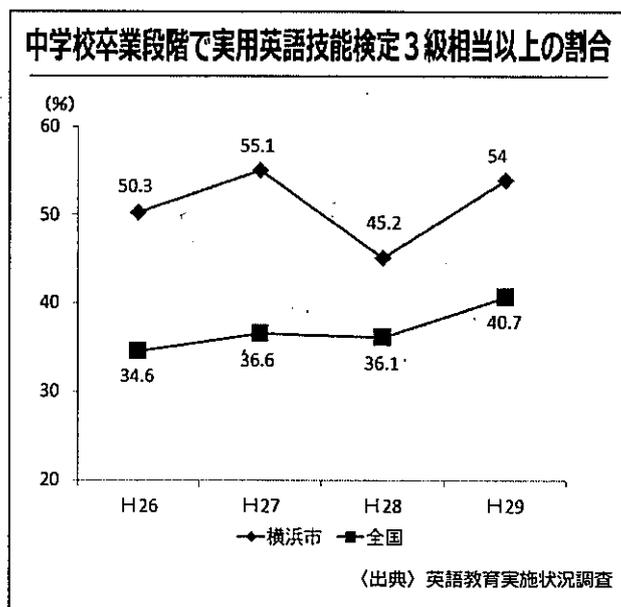
35 中学校に複数のAET(生徒6人程度に対し1人のAET)を配置し、英語でコミュニケーションを図る機会を設定する取組。

36 地域・企業・関係機関等と連携・協働し、起業体験に関する学習を行う中で、子どもの社会参画や地域貢献に対する意識を高める取組。

施策1 グローバル社会で活躍できる人材の育成

■現状と課題

- 加速度的に進むグローバル社会では、様々な言語や文化、価値観をもつ人々と合意形成を図りながら協働する機会が増えていきます。その際、自分の考えをしっかりと伝えるためのコミュニケーションツールとして、英語をはじめとした外国語を使うことや、自国の文化及び歴史を理解し、国内外に向けて発信していくことができるような力をもつことがより一層求められていきます。
- 横浜市では全国に先駆けて小学校1年生からの外国語活動を展開してきました。その結果、児童の英語への慣れ親しみや、コミュニケーションを図ろうとする態度等でその成果が表れてきています。そうした横浜の外国語活動の成果を踏まえ、2020（平成32）年度からの教科化に向け、新たな指導事項も盛り込まれる中、これまで以上に指導者の育成が急務となっています。
- 中学校の生徒の英語力向上と教員の授業力向上を目指し、全中学校で「実用英語技能検定（英検）」を実施しています。2017（平成29）年度の英語教育実施状況調査では、英検3級以上を取得している生徒及び英検3級以上相当の英語力を有する生徒の割合が54.0%となり、当初の達成目標（40%以上）を大きく上回りました。これは、4技能（「読む」「聞く」「話す」「書く」）についてバランスよく授業で取り組んできた結果であると考えられますが、より一層の授業改善に向けて、結果の十分な分析・活用を行う必要があります。
- 高等学校においては、情報や考え等を的確に理解したり適切に伝えたりする能力を更に伸ばし、国際社会で活用できるようにするため、英語の4技能（「読む」「聞く」「話す」「書く」）を測定可能な外部指標の活用が必要です。
- グローバル人材育成プログラムでは、育てる力と態度を示し、市立高校の全教科でグローバル人材育成に向けた取組を進めています。グローバル社会では語学力はもとより、異文化間コミュニケーション能力やチャレンジ精神の育成が求められており、課題発見と解決に向けた主体的・協働的な学習により、学びの質を充実させることが必要です。



■主な取組

① グローバル社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成	
<p>「横浜市小中高等学校英語教育推進プログラム」に基づき、小学校では英語の教科化を見据え、授業づくり事例集やビデオ教材の作成等を通じたサポート体制の充実を図ります。中学校・高等学校では、4技能をバランスよく指導し、生徒自らの思考・判断を伴う表現活動を行い活用していく授業を目指します。また、児童生徒が英語にじかに触れる機会を確保し、中学校、高等学校の授業改善等につなげられるよう外部指標の活用を進めます。</p>	
取組名	取組内容
小中高一貫した英語教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「横浜市小中高等学校英語教育推進プログラム」に基づき、英語教育を推進。 ●「横浜市小中高等学校英語教育推進プログラム」事例集、授業改善・評価の手引きを作成し、プログラムの考え方を授業に生かすための具体的な手立てを提示。
☆英検等の外部指標の活用 【一部再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒自身が達成度を確認し今後の学習目標をもつとともに、各学校が結果を基にした授業改善を行うことをねらいとし、外部指標の活用を全中学3年生及び全日制高等学校3年生に実施。
☆小学校における英語教科化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校における英語の教科化を踏まえ、指導内容の事例集やビデオ教材等の作成、研修の充実を推進。 ●小学校を訪問して授業づくりや校内研修等の助言を行う「外国語活動コーディネーター」を配置。
活用の場面、体験的な活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●全小・中学校へのAETの恒常的な配置を始め、全小学校でIUI³⁷による国際理解教室の実施。 ●中学校におけるスーパーイングリッシュプログラムやイングリッシュフェスティバル³⁸、小学校における英語村³⁹を拡充し、児童生徒が英語を活用できる場面や体験的な活動を充実。
グローバル人材育成プログラムの推進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●日本や横浜の歴史や文化・伝統への理解を深め、自らのアイデンティティを確立するとともに、多様な文化・価値観への理解、世界的視野に立った問題解決能力、異文化間コミュニケーション能力、チャレンジ精神と意欲の育成を全高等学校で推進。
海外大学進学支援プログラムの実施【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●海外大学への進学を希望する市立高校生に対し、拠点校での講習、自宅でのWEB学習、カウンセリング等により英語力や自己表現力、思考スキル等を高め、海外大学進学をかなえる支援プログラムを継続実施。
☆小学校高学年における一部教科分担制の導入 NEW【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置し、学年経営の充実を図るとともに、英語の教科化等、新学習指導要領の実施も踏まえた一部教科分担制を導入。授業の質を高め、子どもの資質・能力を育成。各学校での実施に向けて、推進校を指定し、具体的な実践や研究の成果を発信しながら、全小学校での展開を視野に入れ、強力に推進。
国際交流の促進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な国際イベント（第7回アフリカ開発会議、ラグビーワールドカップ2019TM、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等）を契機とした国際交流の推進。 ●教職員の海外研修派遣等を契機とした国際交流の推進。 ●市立高校の国際交流プログラムでは、横浜市の姉妹都市・パートナー都市（バンクーバー市、サンディエゴ市、上海市、フランクフルト市）にある姉妹校との生徒間交流を推進。

37 International Understanding Instructor の略。外国の生活や文化を英語で紹介する外国出身の講師。

38 学校外の施設に複数のAETを配置し、中学生が英語のみを使ってコミュニケーションを図る場を設定する取組。

39 小学校において複数のAETを配置して実施する、実践的に英語を体験する活動。

② 国際理解教育等の推進

国際理解教室の実施等を通し、英語を使う意欲を高め、国際性を養うことを目指します。海外の学校等との国際交流、よこはま子ども国際平和プログラム等を通し、多様性を尊重し、協働、共生できる人の育成を図ります。また、グローバルリーダーの育成を牽引する高等学校の推進や、海外大学へ進学を希望する生徒への支援等を進めます。

取組名	取組内容
国際理解教室の実施	● 小学校における英語教科化を踏まえ、国際理解教室の実施内容を整理するとともに、英語を使って行う体験的な異なる文化の学習を実施。
国際交流の促進【再掲】	● 大規模な国際イベント（第7回アフリカ開発会議、ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等）を契機とした国際交流の推進。 ● 教職員の海外研修派遣等を契機とした国際交流の推進。 ● 市立高校の国際交流プログラムでは、横浜市の姉妹都市・パートナー都市（バンクーバー市、サンディエゴ市、上海市、フランクフルト市）にある姉妹校との生徒間交流を推進。
横浜の歴史や伝統・文化に関する学習の推進	● 開港期の日本において、重要な役割を果たした横浜の歴史に関する理解を深めるために、開港の地「横浜」の歴史・文化遺産を活用した学習の推進。文化や価値観が異なる相手を理解し、協働する姿勢を育成するために、横浜や日本の伝統音楽や文化に関する学習の推進。

コラム

アフリカとの一校一国

横浜は、過去2回、アフリカ開発会議の開催地となり、小中学校において、「アフリカとの一校一国」の取組を展開してきました。一つの学校が、アフリカの国を対象国として、児童生徒が対象国に縁のある人々と実際に交流を行い、体験的にアフリカについて理解を深めてきました。

神奈川区白幡小学校では、2013年に「アフリカとの一校一国」の取組を開始して以来、現在に至るまでチュニジア共和国と交流しています。

2013年にはテレビ電話による文化紹介等の交流を実施したほか、その後も活動を継続し、2017年3月には、チュニジアの特命全権大使ら3名が来校し、手織りじゅうたん「キリム・

マルグム」とオリーブの木を寄贈していただきました。寄贈セレモニーでは、6年生が取り組んできた国際理解に関する活動を発表したほか、かつて「一校一国」で同国について学んだ卒業生3人（当時6年生）が来校し、国際社会に目を向ける大切さを後輩たちに伝えました。

2018年には、白幡小学校の教員が、「海外研修派遣」でチュニジア共和国の姉妹校を訪れる等、交流が続いています。

2019年に開催される第7回アフリカ開発会議に向けて、アフリカの国々や各国大使館と協力して、小中学校で更なる「アフリカとの一校一国」の取組を進めていきます。



施策2 情報社会を生きる能力の育成

■現状と課題

○情報化が急速に進展する社会において、「情報活用能力⁴⁰」の育成の必要性が高まっています。情報活用能力を、学習の基盤となる資質・能力として位置付け、各学校におけるカリキュラム・マネジメントにより教育課程全体で確実に育成していく必要があります。

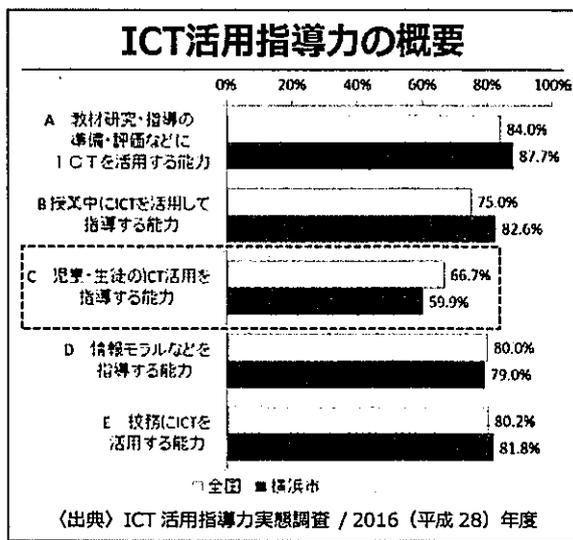
○新学習指導要領において必修となった「プログラミング教育」の推進が必要です。プログラミング的思考は、子どもが将来どのような職業に就くとしても時代を超えて普遍的に求められる思考です。子どもがプログラミング等を体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を育む学習活動を計画的に実施することが求められます。

○2016（平成28）年度の国のICT活用指導力実態調査によると、児童生徒のICT活用を指導する教員の能力は、全国平均より低い水準となっており、ICT機器を効果的に活用させるための教員のスキルアップが課題です。

○「プログラミング教育」については、地域や民間等と連携して、推進している学校も増えてきています。一方で、学校の特色を生かしたプログラミング教育を推進していくためにも、今後ますます、地域や民間等と連携し、協力を得ることが特に有効になります。プログラミング教育等の実施を支援するための官民が連携した支援体制が構築されることが望まれます。

○他都市に比べてICTの環境整備が遅れている状況です。ICT機器の整備について、タブレット端末は学習者用として小中学校に10台ずつ導入しましたが、一度に複数のクラスで活用するために更なる整備が必要です。また、現場の声を生かして進めてきた校務システムの保守や改修、YY・NETの運用管理サポートを含め、引き続き安全で安定したシステム運用が必要です。

○近年のスマートフォン等の急速な普及に伴い、高い利便性を得る一方、児童生徒が無料通話アプリやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、オンラインゲームの利用等を通して、長時間利用による生活習慣の乱れや不適切な利用によるいわゆる「ネット依存」や、ネット詐欺・不正請求等の「ネット被害」、SNSによるトラブル等、情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。学校教育においては、家庭と連携して情報モラル・マナーを育成することが求められています。



項目	横浜市の現状 (2018.3末現在)	横浜市の目指す方向性	国の方針 (教育のICT化に向けた環境整備5か年計画)
学習者用 コンピュータ	パソコン：学校毎40台 タブレット端末： 【小】40台（18校） 10台（323校） 【中】10台	パソコン：学校毎40台 タブレット端末： 【小・中】 40台、80台（大規模校等）	3クラスに1クラス分程度
指導者用 コンピュータ	普通教室・特別教室に1台	普通教室・特別教室に1台	授業を担当する教員1人1台
ネットワーク	無線LAN：移動式2台 有線LAN：普通教室 +特別教室	無線LAN：移動式5台 有線LAN：普通教室 +特別教室	無線LAN：普通教室+特別教室 有線LAN：特別教室（コンピューター教室）
ICT支援員	一部実施 (機器サポート、研修)	全小・中学校を定期的に 訪問できる体制	4校に1人配置

40 コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、さらに、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、統計等に関する資質・能力等も含むもの。

■主な取組

① 児童生徒の情報活用能力の向上	
<p>小学校からプログラミング教育を展開し、プログラミングの体験を通じた論理的思考力の育成を目指すとともに、それらを中学校、高等学校における各教科につなげていきます。また、教職員が ICT 機器を効果的に利活用し、地域や学校の特色に合わせた ICT を活用した学習活動を推進できるように、教員研修の充実とともに、企業や大学等との連携を進めていきます。</p>	
取組名	取組内容
「情報教育の全体計画」の策定 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ●「情報活用能力スタンダード（改訂版 ICT 学習よこはまスタンダード）⁴¹」を基に、情報教育で育まれる情報活用能力の育成に向け、関連する研究部会等と連携を図りながら、実践事例の紹介やカリキュラム・マネジメントの実施を支援する全体計画を策定。
小学校のプログラミング教育の推進 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ●情報教育実践推進校での成果を基に、モデルカリキュラムや指導事例の作成、指導体制等について検討。全小学校が学校の特色に合わせて取り組めるよう支援。 ●各小学校が、特色を生かしたプログラミング教育が実施できるよう企業や教育機関等と連携する体制の構築。
ICT を活用した学習活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●校内の ICT 機器の活用や実践について、情報教育実践推進校と連携しながら、校内研修や外部支援の在り方、教材や機器等について検討し、授業公開や成果報告会を通して各校に発信。 ●タブレット端末を先行して導入した学校の成果を基に、全校に広げる具体的な取組を発信しながら展開を推進。
☆児童生徒が ICT を効果的に活用する授業づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒が ICT 機器を活用した授業支援や効果的な機器操作の補助を担う ICT 支援員のモデル事業における成果を踏まえ、今後、ICT 支援員が全小・中学校を定期的に訪問できる体制を整備。 ●ICT インストラクター派遣研修や夏季集合研修「教育の情報化」研修を推進し、児童生徒が ICT を効果的に活用する授業づくりを支援。 ●校内研修のコーディネーターや ICT を活用する授業の支援の充実に向けた体制の構築を検討。
情報モラル・マナーを育成する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●スマートフォンや SNS が普及し、これらを巡るトラブルの被害者になるだけでなく、トラブルの原因や加害者になる可能性を踏まえ、情報モラル・マナーに関する学習の一層の充実。
学校図書館の充実と学校司書との連携による授業改善 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●学校司書が教員と連携し、子どもの読書習慣の定着や資料準備等の授業支援を推進し、子どもの主体的な学びをサポート。学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」の役割を担う「メディアセンター」としての機能強化に向けて、学校図書館資料の充実を図るため、他の学校図書館とのネットワークを構築。

41 横浜の次代を担う子どもの情報社会を生き抜く能力の育成を目標とした指導のための学習内容の系統表。

② ICT 環境の整備	
2018（平成 30）年度に策定した「情報教育推進プログラム 42」を基に、タブレット端末をはじめとした ICT 機器の整備、無線 LAN やサーバ等の環境整備を進めます。	
取組名	取組内容
☆タブレット端末やソフトウェア等の ICT 環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●全小・中学校へのタブレット端末の配当を順次拡充。 ●学校の機器整備は、試行導入を行いながら、ハードウェアやソフトウェアを順次更新。 ●新設校、校舎建替え等の際、無線 LAN のアクセスポイントを普通教室等に常設設備。 ●ICT 機器の整備・活用に伴う各学校での機器の管理・メンテナンス等の負担増に対応した負担軽減策を検討。
☆総合学校支援システムの構築 NEW 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●授業力向上による教育の質の向上や校務の更なる効率化を進めるために、教材等の共有化システム、e ラーニングシステム、グループウェア 43等を統合したシステム構築を検討。
校務システムの安全性や安定性を確保した改修・運用	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報を取り扱う校務システムが安全で安定したシステムであるだけでなく、より使い勝手がよいシステム構築に向けて、教職員からの改修ニーズを定期的に把握しながら、必要に応じてシステムを改修。

コラム

企業連携によるプログラミング教室

小学校で、新学習指導要領実施に伴い、2020（平成 32）年に必修化となる「プログラミング教育」。先行して、企業等を招いて授業を行う学校が増えています。

「プログラミング教育」を実践している神奈川県子安小学校では、「プログラマー」を育てるのではなく「自らの発想を自分の思考、行動によって具現化できるようにすること」を目指しています。

5・6年生が、総合的な学習の時間の中で行っています。日常生活で不便に思うことをロボットに解決させようと、自由にアイデアを出し合い、実際に自分でプログラミングを行いました。



「消しゴムのかすを取るロボット」「野菜を切るロボット」等、子どもたちが考えるロボットは、アイデアにあふれています。自分でプログラミングした指示どおりにロボットが動くと歓声が上がっていました。

この取組は、『一般社団法人横浜すばいす』の方のコーディネートにより、『(株) アクセンチュア』『CANVAS』『学校法人岩崎学園 情報科学専門学校』と連携して行われました。当日、情報科学専門学校の学生のサポートもあり、子どもたちは目を輝かせて取り組んでいました。

42 学校と教育委員会事務局とが連携して計画的に情報教育を推進し、子どもの情報活用能力を育成するための指針。

43 組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステム。

施策3

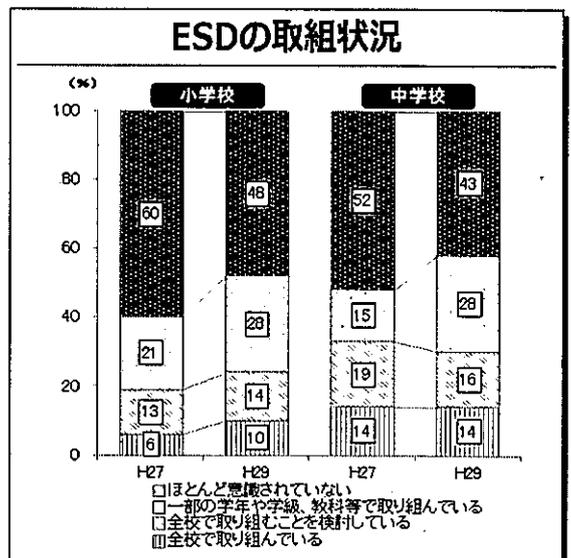
持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成

■現状と課題

- グローバル化が進み、社会の仕組みが複雑化する中で、子どもが自分の職業等について具体的なイメージを持ちにくくなり、将来の夢や目標をもつことができない子どもが一定の割合でいます。働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢を希望、目標をもつことができる子どもを育む「自分づくり教育（キャリア教育）⁴⁴」が重要になります。
- 実社会で活躍するための資質・能力の育成に向けて、地域貢献や社会参画する意義ややりがいについて、「体験」を通して考える機会を創出することが重要です。特に中学校での取組の充実が課題です。
- 企業や地域の協力を得て、課題解決に関する体験型学習の場として「はまっ子未来カンパニープロジェクト」を実施し、子どもの地域貢献や社会参画に対する意識を高める取組を推進してきました。
- 2015（平成27）年9月、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、2030年に向けた国際社会全体の行動計画である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が目標として設定されました。教育現場においても、SDGsと関連した教育活動の展開が求められています。
- 持続可能な社会の実現に向けて行動する力を育むために、各学校での活動を「持続可能」の視点で見直し、地域と共に学校全体で活性化を図り、深い学びとなるカリキュラムと授業の改善を進めることが大切です。



- 2016（平成28）年度より、「ESD推進コンソーシアム⁴⁵」を設置したことにより、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development：ESD）の取組が進められていますが、一部の学校での取組にとどまっています。
- 持続可能な社会に向けて行動する力を育成するためには、SDGsと関連づけながらESDを推進していくことが重要です。
- 「総合的な学習の時間」を核として、道徳・特別活動・各教科との関連性を重視しながら『横浜の時間⁴⁶』を充実し、問題解決的・体験的学習に取り組み、持続可能な社会に向けて、問題解決能力やコミュニケーション能力を育成することが求められています。



44 横浜で学ぶ子どもが未来を生きていく力をつけるために、学校と社会が丸となった横浜らしいキャリア教育。

45 教育委員会事務局が、大学やNGO等と連携し、ESDのモデルとなる取組を推進し、全校に積極的に発信していく組織。

46 「総合的な学習の時間」を核として、各教科等との関連を重視しながら、社会性や協働性、課題解決能力やコミュニケーション能力を高めるために、地域や社会、自然等と触れ合う豊かな体験を通して、様々な人々と関わりながら行う、探究的な学習。

■主な取組

① 社会と連携した自分づくり教育（キャリア教育）の推進	
<p>実社会の中で活躍するための資質・能力を育成するために、体験を通して地域貢献・社会参画する意義や自分の役割を考える自分づくり教育を学校と教育委員会事務局が地域・企業・関係機関等と連携・協働して推進します。</p>	
取組名	取組内容
全教育活動を通した自分づくり教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●特別活動や総合的な学習の時間を中心に、教科等に関連付けた教育課程を編成し、体験や人との関わりを重視した活動を通して、発達の段階に応じて目指す資質・能力を明確にした自分づくり教育を推進。 ●教科等では、学習や活動の目的を明確にして、その内容を生活や将来に結び付けて考えることができるように、自分づくり教育を推進。
☆はまっ子未来カンパニープロジェクト ⁴⁷ の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●プロジェクト参加校の紹介パンフレットや取組発表会を通して、学校の取組をより一層充実させるとともに、市内における自分づくり教育に対する風土を醸成。プロジェクト参加校数の拡充と各学校における活動の充実。
地域・企業等との連携のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●ウェブ上で学校から企業等へ照会できる仕組みを構築する等により、学校と地域・企業・関係機関等の連携を推進。
キャリア教育実践推進校の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●ブロック内の小中学校が連携し、発達の段階に応じた体験的な活動等を通して、働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望、目標をもつことができる子どもを育むキャリア教育の系統的な実践を推進。

② SDGs との関係性を意識した教育活動の展開	
<p>持続可能な社会づくりを通して、SDGs の17全ての目標の達成に貢献するために、カリキュラムデザインと学校運営の両面で、更に学校が活性化するためにも持続可能な開発のための教育（ESD）の充実を目指します。</p>	
取組名	取組内容
☆ SDGs と結びつく ESD の推進 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校の学校経営や年間指導計画、『横浜の時間』等の授業実践に、ESD の考え方が盛り込まれ、SDGs につながる教育活動を推進。 ●『横浜の時間』等を生かして ESD に積極的に取り組んでいる学校を ESD 推進校として指定し、専門家や外部機関の紹介等の支援を実施。 ●SDGs との関係性を意識した研修資料（手引き）等の作成。
ESD 推進コンソーシアムの活用	<ul style="list-style-type: none"> ●大学や NGO 等と連携し、推進組織（コンソーシアム）を活用した、SDGs との関係性を意識した教育活動を推進し、全校に積極的に発信。 ●コンソーシアムを活用して作成した冊子を基に、カリキュラムデザインや学校運営を改善するための研修や講座を実施。

47 地域・企業・関係機関等と連携・協働し、起業体験に関する学習を行う中で、子どもの社会参画や地域貢献に対する意識を高める取組。

金沢区金沢小学校では、海の世界という環境を生かし、身近な自然に親しみながら金沢区の世界へ愛着をもつとともに、海の世界への感謝の気持ちや、海をはじめとする地球環境への関心を育むために、6年間の「海の世界教育」をテーマに設定し、『横浜の世界』の中で年間10時間の学習を行っています。子どもたちの願いや問題意識、教師のねらいに合わせ、平瀬湾で働く漁師、東京湾の世界改善に取り組むNPO、国土交通省等の関係機関と連携し、黒鯛稚魚放流体験、ワカメの植え付けと収穫、海苔づくり体験、海洋研究開発機構による深海についての特別授業と施設見学、アマモ場再生への協力、海の世界の清掃活動等、さまざまな活動に持続的に取り組むことで、SDGsの14「海洋資源」等のゴールを目指しています。

学年	海の世界教育テーマ例
1年	うみとなかよし
2年	うみのたからもの
3年	海の世界生き物
4年	海の世界森
5年	海の世界力
6年	海の世界命



はまっ子未来カンパニープロジェクト
「学べる・楽しめる・ふれあえる」in 市電保存館
～マネキンチャレンジ動画で魅力を発信しよう・知ってもらおう～

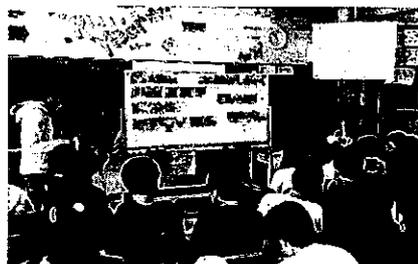
磯子区滝頭小学校では、「もっと多くの方々に利用してほしい」「リニューアルしたことを知ってもらい、展示してある資料等を学習に生かしてもらいたい」という市電保存館の館長の声を聞き、子どもたちが「自分たちのまちのシンボルでもある市電保存館の魅力を多くの方々に知ってもらいたい。保存館を活気ある場所にしたい。」という思いや願いをもってPR活動に取り組むことにしました。

街頭アンケートを基に、最も効果的なPR方法について話し合い、「マネキンチャレンジ動画」なら、自分たちが伝えたいことを効果的に発信できると考えました。

「マネキンチャレンジ動画」の作成にあたっては、野毛印刷にも協力をいただくことになりました。野毛印刷からは、「動画を見る方たちの立場になって内容や構成を考えること。表情やポーズで何を伝えたいのかについて明確な意図をもつこと。その一場面一場面にドラマがあるようにすること。」等をご指導いただきました。

子どもたちは、自分たちが理想とするPR動画を作るために、何度も試行錯誤を重ねました。完成したPR動画は、横浜市営バス内のモニターで放送していただけることになり、効果的な宣伝方法の一つとすることができました。

子どもたちは、活動を通し、伝える相手の立場に立って考えたり、思いや願いを伝えるために自分たちの力で考え、選んだりする力が身に付いてきました。また、普段は何気なく利用している保存館にも、利用者の要望や思い、そこで働く職員の方たちの努力や願いがあることに気づき、自分たちも保存館のためにできることは何かを考え続け、実践する姿勢が見られるようになりました。



柱3

支え合う風土

相手と心から向き合うことを(想)を大切に、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成します

施策1

豊かな心の育成

① 考え、議論する道徳教育の推進

- ・「道徳授業力向上推進校・拠点校」における研究の推進
- ・各教科等と関連付けを明確化するための「道徳教育全体計画」「全体計画の別業」「年間指導計画」の改訂

② 人権教育の推進

- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用 等

③ 「本物」に触れる機会の創出

- ・他局と連携した多様な教育機会の創出

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 豊かな心の育成	学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う子どもの割合 <全国学力・学習状況調査>	小6 : 69% 中3 : 60%	小6 : 82% 中3 : 76%
	「自分には良いところがある」と答える子どもの割合 <全国学力・学習状況調査>	小6 : 76.6% 中3 : 67.1%	小6 : 84% 中3 : 79%

想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 豊かな心の育成	道徳授業力向上推進校数・拠点校数	推進校 : 36校/年 拠点校 : 4校/年	推進校 : 180校 拠点校 : 10校 (共に延べ)
	人権教育実践推進校数	38校/年	138校(延べ)
	「子どもの社会的スキル横浜プログラム ⁴⁸ 」の実践推進校数	—	18校(延べ)

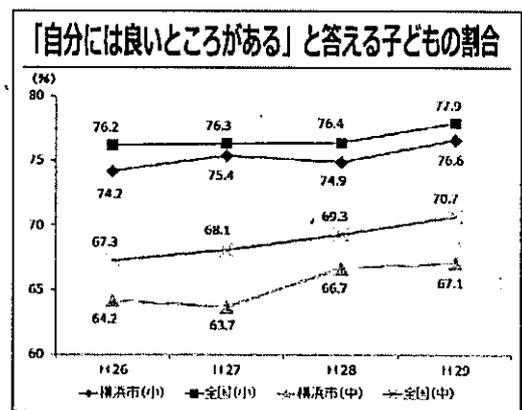
48 子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と、学級や個人の社会的スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-Pアセスメント」からなる横浜独自のプログラム。

施策1 豊かな心の育成

■現状と課題

- 学習指導要領の改訂により、2018（平成 30）年度から、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」として位置づけられ、「考え、議論する道徳」への質的転換を図ることとなりました。小学校では2018（平成 30）年度から、中学校では2019（平成 31）年度から全面実施になり、道徳科の教科書の使用が開始されます。横浜市では、国に先駆けて2017（平成 29）年度から「特別の教科 道徳」を実施しました。指導と評価の手引きとなる「特別の教科 道徳 サポートブック」を作成し、道徳教育の充実・強化に向けて取り組んでいます。
- 道徳授業力向上推進校・拠点校の取組を全市に広げていくことにより、道徳科の授業改善に取り組んできました。より主体的、対話的で深い学びとなるように、指導の改善を図ることが求められています。
- 子どもをめぐる人権課題としてはその背景が複雑化・多様化する中で、虐待、貧困等の課題、いじめや暴力等の人権侵害、また障害者や外国人、性的少数者等への差別や偏見が顕在化しています。そのような中、自分も他の人も大切に、尊重する心を育てること、多様性を認め、様々な人権課題を自分のこととして捉え、共に解決に向かう子どもを育てることが求められています。
- 横浜市では、2001（平成 13）年度に『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして』を、2003（平成 15）年度に「人権尊重の精神を基盤とする教育（人権教育）について」を示し、人権教育を推進してきました。2017（平成 29）年度より「人権教育の充実に向けて『想（おもい）』」を発売し、『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして』『人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成』という2つの理念で人権教育を推進しています。

- 児童生徒の自己肯定感等の高まりが見られます。これは、道徳教育や道徳的実践の場でもある特別活動を中心として、互いの関わりを大切にした集団活動の充実がなされるところとともに、子どもの人権を尊重した学校づくりを推進した結果、自他共に人格を尊重する意識が醸成されてきたと考えられます。一方、全国に比べてやや低い傾向があるため、「考え、議論する」道徳の充実をはじめ、自己肯定感を高める取組が求められています。



- 豊かな心の育成のために、市内文化施設や芸術団体等がコーディネーターとして、様々な分野で活躍する芸術家と学校をつなぎ、授業を行い、子どもが「本物」に触れる機会を充実しました。いつでも手軽にインターネット等で触れられる時代になっているからこそ、文化・芸術に触れ、その創造性や表現力に浸かることで、豊かな感性や情操の醸成につなげる機会の重要性が増しています。

■主な取組

① 考え、議論する道德教育の推進	
<p>子どもが道德科の授業と実生活を関連付けて理解することができ、より主体的、対話的で深い学びができるように、指導方法や評価の在り方、教科書の効果的な活用方法等について、研究を推進します。「道德授業力向上推進校・拠点校」における研究等を推進し、成果を全校に発信することで、指導と評価の質的向上を図ります。道德科を要として学校の全教育活動を通して、未来を担う子どもの人格形成の基盤となる道德的な判断力、心情、実践意欲と態度等を育成します。</p>	
取組名	取組内容
「道德授業力向上推進校・拠点校」における研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間1回以上全クラス公開授業の実施。 ● 道德教育推進教師⁴⁹等の教職員、保護者、地域等を対象に研究の成果を発信。 ● 授業と評価の質的向上を図るための研究の推進と発信力の強化。
各教科等と関連付けを明確化するための「道德教育全体計画」「全体計画の別葉」「年間指導計画」の改訂	<ul style="list-style-type: none"> ● 道德教育目標達成のための「道德教育全体計画」の見直し。 ● 学校や地域の状況、子どもの実態に基づいた重点目標と重点内容項目の設定。 ● 各教科等における道德教育に関わる指導の内容・時期を整理した「全体計画の別葉」の見直し。 ● 「道德教育全体計画」に基づく「年間指導計画」の見直し。

② 人権教育の推進	
<p>「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校をめざし、人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成に向けて、人権教育を推進します。教職員が自らの意識を絶えず振り返りながら人権感覚を磨き、人権意識を高めます。日々の授業や教育活動の改善を通して、子どもが安心して参加でき、「できた」「わかった」「楽しい」と感じられる体験を通して、自尊感情や人権意識を高めていきます。</p>	
取組名	取組内容
「人権教育実践推進校」における授業研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 各区、校種別の「人権教育推進校」における授業研究を核とした取組の推進。人権教育だより等を活用した実践内容の発信。
「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 仲間との良好な関係や、集団への積極的な関わりを自ら育む資質・能力を身に付けられるよう、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を授業や学校行事の場面でより効果的に活用。 ● 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を効果的に活用するための校内研修の充実。そのための研修指導者の養成。
人権教育推進協議会を中心とした授業研究や子どもの自尊感情を育てる取組の発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待、貧困等の課題、いじめや暴力等の人権侵害、障害者や外国人、性的少数者等への差別や偏見が顕在化していることを踏まえ、人権尊重を基盤とする授業づくりについて、区や校種別協議会での取組発信。 ● 人権啓発研修Ⅱにおける、学校の実態に即した人権教育の推進の取組発表と情報共有。

49 道德教育全体計画の作成や保護者・地域との連携体制の整備等に取り組むため、小・中・特別支援学校の主幹教諭から選任した教師。

③ 「本物」に触れる機会の創出

横浜市の取組や施設、活躍している団体等を生かし、身近な自然から得られる発見や感動、人と人がじかに触れ合うあたたかな交流や優れた文化芸術に触れる機会等、様々な「本物」に触れる体験を通して、豊かな感性と創造性を育みます。

取組名	取組内容
他局と連携した多様な教育機会の創出	● 学校にアーティストを派遣する芸術文化教育プログラムのほか、特色ある芸術フェスティバル、「ラグビーワールドカップ 2019™」「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」等を契機とした様々な取組を推進。

コラム

子どもの社会的スキル横浜プログラム (Y-P)

子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために、横浜市が開発したプログラム。子どもの社会的スキルの育成状況を把握する「Y-P アセスメント」とスキルを高める「指導プログラム」からできています。

<Y-P アセスメント>は、児童生徒向けの「学校生活についてのアンケート」と教師向け「学校風土チェックシート」の2つを合わせて行います。この結果について、複数の教師で話し合い、学級や児童生徒に関する多面的で総合的な理解を深め、支援の方法を決める「支援検討会」を行います。支援の一つに<指導プログラム>の実践があります。<指導プログラム>は、3つのアプローチの視点（「自分づくり」「仲間づくり」「集団づくり」）からの体験を通して、子ども自身の「気づき」や「分かち合い」から、社会的スキルを身に付けることができるように構成されています。

日々の授業に「横浜プログラムのねらいや進め方」を取り入れ、教科等のねらいを達成しながら、互いに認め合う「あたたかな学級風土」を育てていきます。

コラム

横浜市芸術文化教育プラットフォーム

横浜の子どもたちの創造性を育み、豊かな情操を養う機会を拡大するために、横浜等で活動が続けるアート NPO や芸術団体と、地域の文化施設を中心に、学校、アーティスト（芸術家）、企業、地域住民、行政等が緩やかに連携・協働する場が、芸術文化教育プラットフォームです。学校教育とアートをつなぐ「学校プログラム」を通して、新しい可能性を探っています。

アーティストが直接学校へ出かける3日間程度の「体験型プログラム」と1日で終了する「鑑賞型プログラム」があります。主なプログラムとして、「音楽」「演劇」「ダンス」「美術」「伝統芸能」があり、普段、文化施設や芸術団体で活躍しているスタッフが、学校での実施内容を調整するコーディネーターとして、授業づくりを支援します。

青葉区鴨志田第一小学校では、2年生がダンスを体験しました。自分たちで動きを考えたコンテンポラリーダンス。日常のしぐさを発展させ、ダンスをつくります。お互いの動きを見合う時間では、集中して鑑賞する場面もあり、表現だけでなく、読み取ることにも意識を向けていました。子どもたちからは、「自由に踊ることができて楽しかった。」という声が聞かれました。



柱4

学びと育ちの連続性

幼児期から社会的自立までの成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします

施策1

つながりを重視した
教育の推進

① 学校やブロックらしさを生かした小中一貫教育の推進

- ・「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に基づく
9年間を通じた資質・能力の育成 等

② 育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実

- ・スタートカリキュラムの充実 等

③ 義務教育学校・中高一貫校の充実

- ・義務教育学校の先進的な実践・研究の成果の発信
・中高一貫教育の推進

施策2

健康な体づくり

① 運動やスポーツと多様に関わる機会の創出

- ・オリンピック・パラリンピック教育の推進 等

② 「体力・運動能力調査」の活用による運動習慣の 確立と体力向上

- ・体力向上に向けた科学的・分析的な取組の推進 等

③ 食育の推進

- ・中学校昼食（ハマ弁）の充実 等

④ 健康・安全教育の推進

- ・健康・安全教育の推進 等

⑤ 持続可能な部活動の実現

- ・部活動指導員の配置 等

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 つながりを重視した教育の推進	小中一貫教育推進ブロック内で教育課程に関する共通の取組を行ったと答える学校の割合	82.9%	100%
施策2 健康な体づくり	一週間の総運動時間（体育、保健体育の授業を除く）が7時間未満の子どもの割合 <全国体力・運動能力調査>	小：58.1% 中：28.3%	小：56% 中：25%
	「ハマ弁」の喫食率	1.3% (2018年3月)	20% (2020年度)

想定事業量

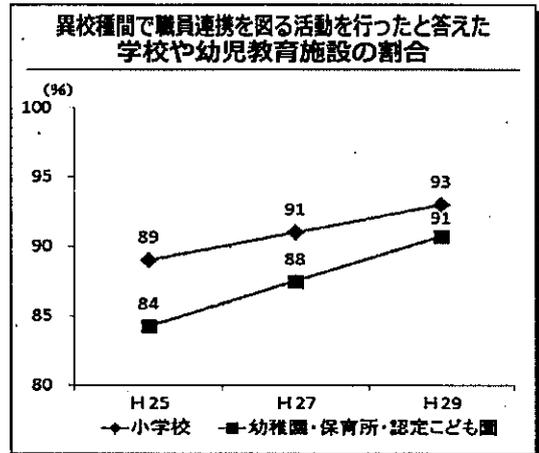
施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 つながりを重視した教育の推進	併設型小中学校制度を導入するブロック数	4ブロック	27ブロック
	☆小学校高学年における一部教科分担を伴うチーム学年経営の強化推進校数【再掲】	—	48校
	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続のためのカリキュラム実施率	66.8%	86.6% (2021年度)
	義務教育学校数	2校	3校
施策2 健康な体づくり	オリンピック・パラリンピック教育推進校数	—	60校 (2020年度)
	保護者や地域、大学、企業等と連携し体力向上の取組を実施している学校数	— (調査未実施)	50校
	☆ハマ弁がより使いやすくなるような取組の推進	ハマ弁の利便性向上に向けた取組の実施	推進
	民間企業等による食育出前講座の受講可能校数	300校	350校
	栄養教諭を中核とした食育推進ネットワークをもつブロック数	69ブロック	80ブロック
	歯科保健教育を実施している学校数	124校	400校
	薬物乱用防止教室の実施率	小：57.0% 中：100%	小：62% 中：100%
	☆部活動休養日の設定校数	— (調査未実施)	全中学校・特別支援学校(中学部)
	☆部活動指導員 ⁵⁰ の配置校数(中学校)	—	全中学校

50 校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする非常勤職員。

施策1 つながり重視した教育の推進

■現状と課題

- 小中一貫教育推進ブロック（以下、ブロック）の設定により、ブロック内での教職員の情報共有の機会が増え、小中9年間を意識した指導内容や指導方法等、学びの連続性を意識した授業改善が進みました。教職員にとっても、小学校の学校全体で取り組む研究体制や中学校の組織的な生徒指導等、互いのよさを吸収し合い、より効果的な指導力の向上につながりました。
- ブロック間で、児童生徒の交流や教職員の情報共有の充実により、児童生徒指導の充実が図られ、中1ギャップの軽減等につながりました。今後は、学校生活のきまりや学校行事等、ブロックの実態に応じた情報共有の充実とともに、学力面でのギャップの解消を図っていく必要があります。
- 「義務教育学校」制度の創設を受け、2016（平成28）年4月に霧が丘小・中学校を「横浜市立義務教育学校 霧が丘学園」に移行し、2017（平成29）年4月に西金沢小・中学校を「横浜市立義務教育学校 西金沢学園」に移行しました。現在、3校目となる「横浜市立緑園義務教育学校」の設置に向けた準備を進めています。2つの義務教育学校では、9年間を通して学習指導及び生活指導の円滑な接続を図るため、特色ある教育活動が展開されています。教職員の交流や情報交換により9年間を見通した指導ができ、子どもが安心して学校生活を送ることにつながっています。
- 併設型小中学校⁵¹は、指導内容の入替えや移行、新しい科目の設定等、学習指導要領の枠を柔軟にとらえた教育課程の編成等においてメリットの多い制度であり、小中一貫教育の一層の充実を目指し、2017（平成29）年4月に4つのブロックで導入しました。
- 「横浜版接続期カリキュラム⁵²」に基づき、幼保小連携の取組を推進しました。その結果、教職員連携や情報共有が進み、子どもの安心感の高まりや人間関係形成が見られました。さらに、園と小学校が編成するカリキュラムの相互理解と連携を推進することによって、園での子どもの育ちを小学校の学びへ、より円滑に接続する必要があります。



小中一貫教育に関する制度の類型

		中学校併設型小学校、小学校併設型中学校	義務教育学校
修業年限		小学校6年、中学校3年	9年（前期課程6年＋後期課程3年）
組織・運営		それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すために ふさわしい運営の仕組みを整えることが要件	一人の校長、一つの教職員組織
免許		所属する学校の免許状を保有	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状 で後期課程の指導が可能
教育課程		9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 9年間の教育目標の設定	
教育課程 特例	一貫教育に必要な 独自の教科の設定	○	○
	指導内容の 入替・移行	○	○
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
設置基準		小学校には小学校設置基準、 中学校には中学校設置基準を適用	前期課程には小学校設置基準、 後期課程には中学校設置基準を準用
名称		○○小学校、○○中学校	○○義務教育学校（○○学園）
設置手続		市町村教育委員会の規則等	市町村の条例

51 義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す小中学校。

52 幼児教育と小学校の円滑な接続を目指したカリキュラム作りと実践の推進のために作られたもの。

■主な取組

① 学校やブロックらしさを生かした小中一貫教育の推進	
<p>全てのブロックにおいて、それぞれの特色を生かした教育課題に応じて9年間一貫した教育を推進することによって、学力向上と児童生徒指導の充実を図り、9年間を通して児童生徒の資質・能力を育成します。</p>	
取組名	取組内容
「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に基づく9年間を通した資質・能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 「9年間で育てる子ども像」やその実現に向けた全体計画をブロック内の全教職員、家庭、地域と共有。 ● 9年間を通した資質・能力の育成を目指す教育課程の編成・実施・評価・改善。 ● 「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」の「『授業』のつながり」、「『人』のつながり」、「『学びの場』のつながり」の「三つのつながり」の各項目をブロックの特色を踏まえて重点化。
9年間を通した資質・能力の育成を目指す授業改善、授業交流	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校段階間の効果的な接続を目指した教職員一人ひとりの授業改善。 ● 異校種との合同授業研究会の実施による授業改善。 ● 9年間の学びの接続のための異校種校との交流授業の実施。
併設型小・中学校の設置拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● ブロック内の合同組織や体制、運営の仕組み等、設置ができるように、システムの整備。また、学校運営協議会⁵³等を活用した地域との連携・協働により、「社会に開かれた教育課程⁵⁴」の編成に向けて組織的な取組の推進。これまでのブロックでの取組を生かしながら、更に学校・ブロックらしさを出すことができるブロックでは、併設型小中学校の制度の導入を推進。
小学校高学年における一部教科分担制の導入 NEW【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置し、学年経営の充実を図るとともに、英語の教科化等、新学習指導要領の実施も踏まえた一部教科分担制を導入。授業の質を高め、子どもの資質・能力を育成。各学校での実施に向けて、推進校を指定し、具体的な実践や研究の成果を発信しながら、市内全小学校での展開を視野に入れ、強力に推進。

② 育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実	
<p>円滑な接続のために、園と小学校で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、小学校ではこの姿を踏まえて、スタートカリキュラム⁵⁵の編成、実施を行います。その際、幼保小で連携することが求められます。「社会に開かれた教育課程」の中に、幼保小中高連携の機会を積極的に設け、ブロックを中心とした積極的な取組を推進します。</p>	
取組名	取組内容
スタートカリキュラムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「横浜版接続期カリキュラム～育ちと学びをつなぐ～」の改訂を踏まえた、幼児期の育ちと学びが小学校以降の学びへと円滑に接続するスタートカリキュラムの更なる充実。特に、子どもが主体的に学ぶ意欲を高めるため、生活科を中心とした各教科等と合科的・関連的な指導や子どもの生活とつながる学習活動を取り入れたカリキュラムの推進。
幼保小中高の連携した取組の教育課程への位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の幼保小中高の連携した取組をより一層充実させる形で、積極的に連携を推進。地域防災拠点訓練やキャリア教育等、学校の実態や特色を生かしながら、教育課程上に明確に位置付け、継続的な連携体制を整備。学校運営協議会を活用した取組等、各校の取組を発信。

53 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく仕組み。

54 「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むような教育課程。

55 小学校で徐々に学校生活に慣れ、意欲的に教科等の学習に移行できるように工夫した、小学校入門期のカリキュラム。

③ 義務教育学校・中高一貫校の充実	
義務教育学校や中高一貫校において、特色を生かした教育課程を編成し、先進的な実践や研究を推進します。	
取組名	取組内容
義務教育学校の先進的な実践・研究の成果の発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 義務教育学校では、特色を生かした教育課程の編成を行い、先進的な実践・研究を推進。 ● 市内3校目となる義務教育学校の設置(2022(平成34)年4月開校)については、保護者・地域の理解を得ながら準備を推進。また、更なる義務教育学校の設置拡充について、引き続き検討。
中高一貫教育の推進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ● 中高一貫校2校において、6年間の一貫教育により健全な心身を育み、思考力・判断力・表現力を高め主体的に課題発見・解決できる真の学力育成を推進。

コラム

義務教育学校 ～小中一貫教育のメリットを生かした活動～

9年間を通して学習指導及び生活指導の円滑な接続を図ることを目的とし、特色ある教育活動を展開する義務教育学校として、「霧が丘学園」「西金沢学園」を設置しています。

その一つである緑区霧が丘学園では、年間を通じた児童生徒交流が盛んです。

「きりたまタイム」と言われる児童生徒と一緒に活動をする時間では、中学部生がリーダーとなって異学年交流が行われています。小学部生は、身近な中学部生との関わり合いを通して、あこがれの気持ちを抱いたり、中学部生は、年少者に対する相手意識をもった言動が見られたりする等、学校全体として子どもの自己有用感が高まっています。

また、日常的な交流ができるというメリットを生かし、小学部と中学部の教員が協働し、児童生徒の指導・支援を行っています。



なかでも、特色ある教育活動の一つになっている小学部・中学部相互の授業乗り入れがあります。中学部教員が、小学部で専門性を生かして授業を行ったり、小学部教員が、小学部での学びがどのように中学部につながるのかを理解して、一人ひとりに寄り添った学習を展開したりしています。



また、小学部6年生が11月から部活動に参加できる等、子どもがスムーズに中学部へ進むことができるための取組が様々な場面で見られます。

特色ある教育活動を展開するためには、教職員が小中9年間で育成を目指す資質・能力を共有して、子どもに関わることが大切です。義務教育学校では、一人の校長のもと、1つの組織として一貫した教育が行われています。

施策2 健康な体づくり

■現状と課題

○横浜市の児童生徒は、運動や健康に対する意識が高いのが特徴です。児童生徒の運動習慣については、ここ数年、改善の兆しが見られますが、運動習慣の二極化や男女間格差には課題が残ります。また、運動能力の状況は、経年変化を見ると僅かに上昇傾向にあるものの、依然として全国平均より低い状態にあります。

○各学校では「体育・健康プラン⁵⁶」を作成し、運動習慣の確立に向けて、「体力向上1校1実践運動⁵⁷」等を行ってきました。しかし、健康な体づくりのためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携して、体力向上や運動習慣・生活習慣の改善に取り組むことが必要です。また、「体力・運動能力調査」の結果を家庭等と共有することには、より効果的な方法が求められます。

○新学習指導要領の実施に伴い、運動やスポーツを「する、みる、支える、知る」と多様な関わり方で親しむことが求められます。学校教育だけでなく、地域や行政、企業、大学等が連携する仕組みづくりを進める必要があります。

○「ラグビーワールドカップ2019TM」「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」に向け、はまっ子スポーツウェブ⁵⁸や中学校総合体育大会閉会式等にオリンピック・パラリンピアン等を招き、「本物」に触れる機会を設けてきました。

○食育実践推進校における保護者や地域と連携した食育の取組やブロックでの食育実践事例等、日常の食生活を改善する取組が食育推進研修会で報告・発信されました。推進校の実践を参考に、多くの学校において、日々の給食指導や、保護者や地域の生産者と連携した食育の取組を進めてきました。また、市や県の関連機関及び一般企業が実施している「食育出前講座」を受講する学校数が、延べ300校を超えるようになりました。

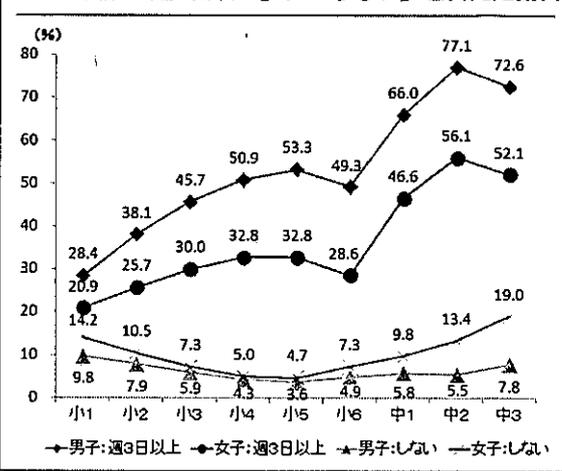
○2017（平成29）年1月から、全中学校で横浜型配達弁当「ハマ弁」を実施しました。ハマ弁の利便性向上のため、ポイント制の導入やスマホアプリの開発を行いました。またハマ弁のよさを周知する取組として、小学校を対象にした食育セミナーや試食会を行いました。喫食率が2018（平成30）年3月時点で1.3%と低迷しています。

○「第2期健康横浜21⁵⁹」中間報告においては、生涯の健康づくりにおける学童期での健康教育の推進が求められています。歯・口腔では歯肉炎の割合の減少を目指した歯科保健教育を、家庭と連携して進めていくことが必要です。

○「薬物乱用防止教育プログラム（2016（平成28）年度）」、「飲酒防止教育プログラム（2017（平成29）年度）」、「喫煙防止教育プログラム（2018（平成30）年度作成予定）」を活用し、学校薬剤師等外部講師と連携して、小学校段階から喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施を進めていく必要があります。

○成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、部活動の適切な休養日や活動時間を設定することが重要です。また、生徒数の減少や顧問の長時間労働の問題等を踏まえ、部活動の在り方を見直すことが必要です。

運動頻度が「週3日以上」、「しない」と答えた割合



56 体育・健康に関する指導の全体計画で、各学校の実態を踏まえ作成するプラン。

57 「体育・健康プラン」に基づく、自校の特色を生かした体力向上の取組。

58 児童を対象とした4つの大会（体育大会、水泳大会、球技大会、体育実技発表会）の総称。

59 生活習慣病等に着眼した横浜市の健康づくりの指針。

■ 主な取組

① 運動やスポーツと多様に関わる機会の創出	
<p>「ラグビーワールドカップ 2019™」「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」を通して、運動やスポーツを「する・みる・支える・知る」と多様な視点から親しむことができるよう、学校と行政や企業、大学、NPO 等が連携してその機会を創出します。また、生徒の健康管理、豊かな社会体験、家庭生活の充実等の重要性を踏まえ、調和のとれた学校生活の実現に向け部活動の充実を図ります。</p>	
取組名	取組内容
行政、地域、企業、大学等との連携による機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 運動やスポーツに「する・みる・支える・知る」と多様な視点から親しむことができるよう、学校と行政や企業、大学等をつなぐ仕組みの構築による機会の創出。
オリンピック・パラリンピック教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての市立学校を「オリンピック・パラリンピック教育実施校」として指定し、公認マークの活用等による大会に向けた機運醸成及びオリンピック・パラリンピック教育の推進。 ● 「オリンピック・パラリンピック教育推進校」を指定し、アスリート等との交流や競技体験、教育課程内の様々な学校行事等によりスポーツとの多様な関わり方、ボランティアマインド、共生社会への理解等の学習を年間を通して実施。 ● オリンピアン・パラリンピアン⁶⁰の学校訪問や市が主催する各種大会等へのトップアスリートの招へい。
放課後の時間帯を活用した機会の創出 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童健全育成事業所⁶⁰の職員等に対し、子どもが運動やスポーツに親しむ活動を紹介する等により、放課後においても運動やスポーツと多様に関わる機会を創出。

② 「体力・運動能力調査」の活用による運動習慣の確立と体力向上	
<p>子どもの頃に、身体を動かす楽しさや喜びを味わうことを通して、生涯にわたってスポーツに親しみ、身体を動かす機会の増大を目指し、結果として、体力の向上を図ることができるようにします。</p>	
取組名	取組内容
☆ 体力向上に向けた科学的・分析的な取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 全校児童生徒が実施する「体力・運動能力調査」を横浜市立大学データサイエンス学部等での分析を進め、学校の体力向上に向けた取組の改善。
総合的な健康に関する指導の全体計画としての「体育・健康プラン」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「体力・運動能力調査」の分析チャート等の活用による、客観的な根拠に基づく分析による実態把握、学校保健委員会⁶¹の取組等、生活習慣、運動習慣も含めた総合的な健康に関する指導の全体計画としての「体育・健康プラン」の改善への支援。
個人や保護者へのフィードバックの充実 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 「体力・運動能力調査」の結果の推移や全国、市と比較できるよう改良し、個人や家庭等との共有につなげるためのシステムの構築。結果を保護者とも共有し、運動習慣の改善につなげる支援（個人シート⁶¹の改良等）を実施。

60 「放課後キッズクラブ」や「放課後児童クラブ」等の子どもが安全で豊かな放課後を過ごすための居場所。

61 学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進する組織。校長、養護教諭等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表等で構成され、各学校に設置。

③ 食育の推進	
<p>学校だけでなく、家庭や民間企業等と連携し、より一層食育を推進していきます。栄養教諭を中核とした食育推進ネットワークを拡大するとともに、民間企業等による「食育出前講座」の受講機会への利用拡大にも努めていきます。また、横浜らしい中学校昼食を推進します。</p>	
取組名	取組内容
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 食育の授業を充実するために、家庭や民間企業等と連携し、栄養教諭を中核とするネットワーク活動を拡大しながら、学校・家庭・地域との協働による食育を推進。学校内の組織の確立、食の全体計画や年間指導計画の見直しを進め、計画的な食育を推進。食育推進の参考となるような実践事例の発信。
☆中学校昼食（ハマ弁）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 温かいおかずの提供の試行や注文方法の改善等、喫食率向上に向けた取組を検討し、ハマ弁をより選択しやすくなる環境を整備。

④ 健康・安全教育の推進	
<p>「第2期健康横浜21」を基に、生涯の健康づくりにおける学童期での健康教育を推進します。また、歯科医師会との連携による歯科保健教育や学校薬剤師との連携による薬物乱用防止教室を推進します。</p>	
取組名	取組内容
健康・安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 規則正しい生活習慣の確立と病気の予防に関する教育、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する教育、日常生活における事故やけがの防止に関する教育等における、関係機関や家庭等と連携した取組の推進。
歯科保健教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校・家庭・歯科医師会との連携による、生涯を通じた歯肉炎の割合の減少を目指す歯科保健教育の推進。
薬物乱用防止教室の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「薬物乱用・飲酒・喫煙防止教育横浜型プログラム」を活用し、学校薬剤師等の専門家と連携した小学校段階から薬物乱用防止教室の実施。中学校・高等学校でも引き続き全校で実施。

⑤ 持続可能な部活動の実現	
<p>持続可能な部活動を目指し、「部活動の指針」の改訂や、従来の部活動外部指導者に加えて、部活動指導員を配置するとともに、部活動休養日の設定、また、横浜の実態に応じた多様な部活動支援の方法を検討し、生徒の活動機会の保障や活動の質の向上、教員の負担軽減等を考慮した持続可能な部活動の実現に向けた取組を進めます。</p>	
取組名	取組内容
☆「横浜の部活動～部活動の指針～」の改訂 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、「横浜の部活動～部活動の指針～」を改訂。
☆部活動指導員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 部活動の顧問としての役割を担うことができる「部活動指導員」を配置し、その効果検証を踏まえて、配置を拡充。
☆部活動休養日の設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 「週に平日1日以上、土日どちらか1日以上」を部活動休養日として、全中学校及び特別支援学校中学部で設定。

「いつもやっているバスケットボールなのに、パスもドリブルもシュートも難しかったです。少しずつ慣れてくると、車いすバスケットボールの面白さに気付きました。でも、一方で、負けたくない！ という気持ちも湧いてきました！」 【中学生：バスケットボール部所属】

「車いすに乗っている人と一緒にスポーツをするのは初めてでしたが、とても楽しくプレーすることができました。2020年に開かれるパラリンピックでは、車いすバスケットだけでなく他の競技を会場で見てみたいと思いました。」 【小学生（5年）】



これは、車いすバスケットボールを体験した子どもの感想です。バスケットボール部所属の中学生は、車いすバスケットボールの難しさとともに楽しさを、小学生は初めてのパラスポーツ体験を通して、パラリンピックそのものへの関心をもったようです。

2020年、日本で初めて「東京2020パラリンピック競技大会」が開かれます。多くの日本人が、今まで以上に、障がい者スポーツを身近に感じるとともに、共生社会や多様性等について考え、自分を見つめ直すきっかけになることでしょう。この機を逃すことなく、未来を創っていく子どもたちにこそ、パラリンピックを学んだり、パラスポーツを体験してほしいものです。

横浜市教育委員会では、「オリンピック・パラリンピック教育推進校」として2020（平成32）年度まで累計60校を指定していきます。推進校では、パラリンピックメダリストを招いてお話を伺ったり、ボッチャやブラインドサッカー等、パラスポーツを観戦したり、体験したりする活動を行っています。

本事業や横浜ラポールのパラスポーツ体験会等を通し、子どもたちに新たな気付きを促し、未来に続く価値の創造へつなげてみませんか。



パラリンピック豆知識

- パラリンピック起源は、1948年、医師ルードウィッヒ・グットマン博士の提唱によって、ロンドン郊外のストーク・マンデビル病院内で開かれたアーチェリーの競技会です。第2次世界大戦で主に脊髄を損傷した兵士たちの、リハビリの一環として行われたこの大会は回を重ね、1952年に国際大会になりました。
- 1988年のソウル大会からはオリンピックの後に同じ場所で開催されるようになりました。出場者も「車いす使用者」から対象が広がり、Para（沿う、並行）+Olympic（オリンピック）という意味で、「パラリンピック」という公式名称も定められました。
- 競技種目も年々増加し、「東京2020パラリンピック競技大会」では、22競技540種目が行われ、4400名の選手が参加します。2020年8月25日～9月6日の13日間、トップアスリートの熱い戦いが繰り広げられます。

〔東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページより〕

柱5

安心して学べる学校

教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる学校をつくります

施策1

安心して学べる学校づくり

① 安心して参加できる集団づくり

・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用 等

② いじめ等への組織的対応の強化

・児童生徒支援体制の充実 等

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 安心して学べる 学校づくり	1,000人当たりの不登校児童生徒数 (小・中学校)	15.5人 (2016年度)	14.1人
	スクールソーシャルワーカー ⁶² (SSW)が行った支援による改善率 ⁶³	75.8%	80%

想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 安心して学べる 学校づくり	☆児童支援・生徒指導専任教諭 ⁶⁴ 配置に伴う 後補充非常勤職員を常勤化している学校数	小：40校 中：121校	拡充
	☆スクールソーシャルワーカー(SSW)の 配置	区担当SSW(1名)が学校の要請により訪問する 体制	SSWが全小・中学校を定期的に 訪問できる体制 (2021年度)
	小中一貫型カウンセラー配置 ⁶⁵ の実施	全ブロック・義務 教育学校に配置	全ブロック・義務 教育学校に配置
	☆小学校高学年における一部教科分担任制を伴う チーム学年経営の強化推進校数【再掲】	—	48校
	「子どもの社会的スキル横浜プログラム ⁶⁶ 」 の実践推進校数【再掲】	—	18校(延べ)
	「魅力ある学校づくり」事業の実践校数	—	18校(延べ)

62 いじめや不登校等の課題の解決に向けて、福祉的な視点で支援を行うとともに、関係機関との連携調整を図る専門職。

63 SSWが対応した件数のうち、「SSWの支援により当該児童生徒の置かれている状況が改善した」と学校長が回答した件数の割合。

64 いじめや不登校等の課題に対応するため、児童生徒指導の学校内での中心的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う教諭。

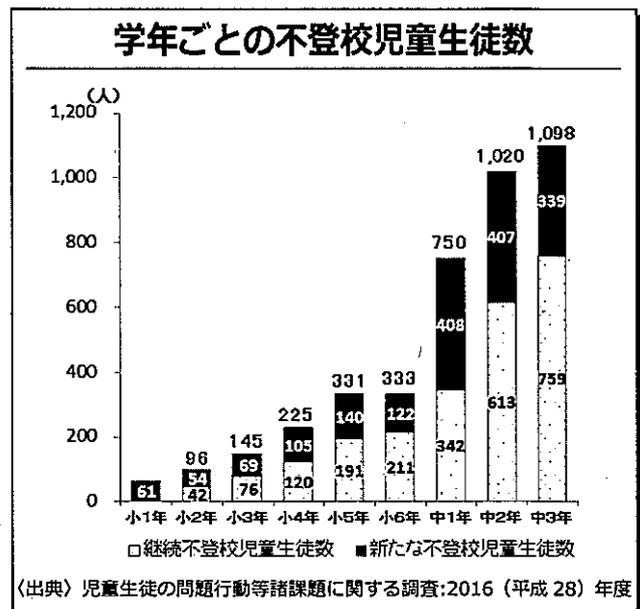
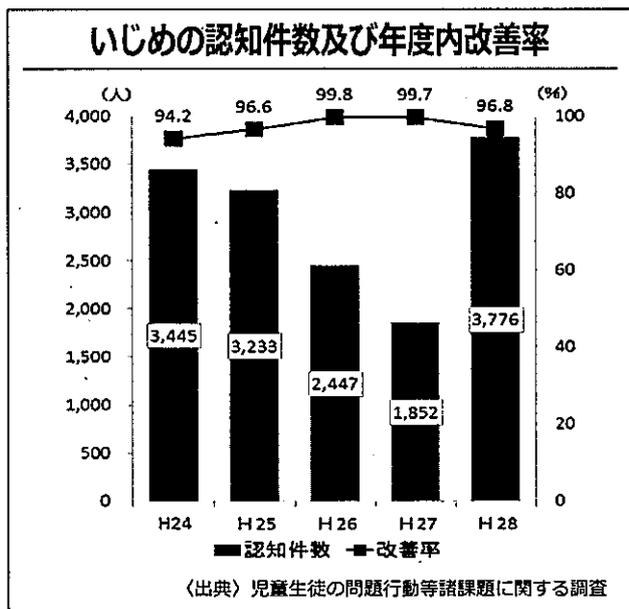
65 中学校と同一学区にある小学校へ同じカウンセラーを派遣する横浜独自の制度。

66 子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と、学級や個人の社会的スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-Pアセスメント」からなる横浜独自のプログラム。

施策1 安心して学べる学校づくり

■現状と課題

- 辛い思いをしている児童生徒に気付き、表面化していない心理や特性を理解できるよう、一人の児童生徒に対して複数の教職員が関わり、多面的に児童生徒の状況を捉えていく工夫が求められています。
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用を図り、だれもが安心して参加でき、自己肯定感を高められる授業づくり・集団づくりを引き続き進めることが重要です。
- 「横浜子ども会議」等を通して、いじめ未然防止等に向けた、子ども自身の主体的・実践的な取組を促進していくことが重要です。
- 各学校が組織的にいじめに関する情報を共有し、確実に判断・対応できる体制を整備し、仕組みを構築する等、「いじめ重大事態に関する再発防止策（2016（平成28）年度策定）」を着実に実行していく必要があります。
- 再発防止策を踏まえ、各学校におけるいじめの定義理解が進み、いじめの認知件数は増加しています。引き続き、いじめの早期発見や早期解決に向けた取組を進めていく必要があります。
- 学校内で発生した暴力行為について、中学校での発生件数が減少している一方で、小学校での発生件数が増加傾向にあります。小学校における児童指導体制を強化するとともに、児童相談所や警察等の関係機関との連携を強化する必要があります。
- 不登校児童生徒数の増加傾向が続く中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（2016年12月制定）の趣旨を踏まえ、学校や学校外における子どもの多様な学びの場を確保することが重要です。また、2016（平成28）年度に新たに不登校になった児童生徒は、不登校児童生徒全体の4割強を占めていることを踏まえ、子ども一人ひとりを大切にしたい深い児童生徒理解・児童生徒支援を基盤とし、前向きな思いがもてる魅力ある学校を目指した取組が求められています。
- 上記課題に対して児童支援・生徒指導専任教諭が中心となって組織的な指導・支援を行うとともに、カウンセラーやSSW、弁護士、医療等の専門家の積極的な活用により、チームアプローチを強化していく必要があります。



■主な取組

① 安心して参加できる集団づくり	
<p>教職員一人ひとりが、辛い思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図るとともに、だれもが安心して参加し、自己肯定感を高められる授業づくり・集団作りを進めていきます。</p>	
取組名	取組内容
「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ● 仲間との良好な関係や、集団への積極的な関わりを自ら育む資質・能力を身に付けられるよう、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を授業や学校行事の場面でより効果的に活用。 ● 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を効果的に活用するための校内研修の充実。そのための研修指導者の養成。
横浜子ども会議の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「横浜子ども会議」を年間通じた子ども主体の「いじめの未然防止」等に向けた取組とし、各ブロック・学校での話し合いと活動の充実。 ● 子ども主体の取組を保護者・地域と共に推進。
新たな不登校を生まないための「魅力ある学校づくり」 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 各学校が新たな不登校児童生徒数を把握する取組の推進。 ● 「魅力ある学校づくり」のモデル校の取組における成果と課題の周知。 ● 新たな不登校が多い学校について、ブロック単位での「魅力ある学校づくり」の取組の推進。

② いじめ等への組織的対応の強化	
<p>いじめ等の様々な課題に対して早期発見、早期対応、早期解決できるよう、各学校の児童生徒支援体制の充実や、SSWの体制強化、専門家を活用したチームアプローチの体制整備を図る等、「いじめ重大事態に関する再発防止策」に掲げられている8項目34の取組を着実に実行していきます。</p>	
取組名	取組内容
☆児童生徒支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童支援・生徒指導専任教諭が役割を十分に果たせるよう、補充した非常勤講師の常勤化により体制を強化。 ● 組織的な判断・対応を行うため、校内のいじめ防止対策委員会において、定期的にケースカンファレンスを実施。 ● 進級やクラス替え、転入等、児童生徒の環境が大きく変わる際にも確実な情報の共有と組織的な引継ぎの実施。
☆SSWの体制強化・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校が、いじめ等、複雑化・多様化する児童生徒の課題に対し、SSWや心理・福祉・法律等の専門家を積極的に活用し、チームによる早期解決を図ることができるよう、SSWの役割・機能を拡大し、人員体制を充実。 ● 経験豊富なSSWを育成するため、関係機関との人事交流を行うほか、OJT⁶⁷を通して実践的な人材育成を実施。
小中一貫型カウンセラー配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 2017（平成29）年度に全ブロック・義務教育学校で完了した小中一貫型カウンセラー配置について、いじめ等、様々な課題を抱える児童生徒に寄り添い、専門性を生かした支援を実施。
情報共有や引継ぎのための仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会事務局における相談記録の情報を共有するシステムの本格実施を目指し、制度を設計。 ● 各学校における記録及び個人情報保護の徹底に向け、研修を実施。

緊急対応チームによる支援	●学校だけでは解決が困難な事案に対し、教育委員会事務局内に設置した「緊急対応チーム」が学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、事態の深刻化を防ぎ、早期解決。
チームアプローチ体制の整備	●SSW が学校と関係機関を結び付ける役割を担うことで、福祉・医療の専門職や警察等と連携を図りながらチームアプローチで課題解決。
弁護士相談の充実	●学校及び学校教育事務所が迅速かつ適切に課題対応できるよう、学校から弁護士へ直接相談ができるよう、体制を充実。
学校生活あんしんダイヤルを通じたいじめ対応	●2017（平成 29）年度に開設した学校生活あんしんダイヤルを通じて、SSW が直接いじめ等の相談に応じるほか、継続的な支援が必要な場合は、学校教育事務所へ引き継ぎ、学校と共に対応。
児童生徒の暴力行為等問題行動に対する未然防止・早期対応	●小中学校における児童生徒指導体制を強化するとともに、児童生徒の健全育成のために児童相談所や警察等の関係機関との連携強化を図り、繰り返し暴力行為等を起こさせないための取組を推進。
☆小学校高学年における一部教科分担制の導入【再掲】	●小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置し、学年経営の充実を図るとともに、英語の教科化等、新学習指導要領の実施も踏まえた一部教科分担制を導入。授業の質を高め、子どもの資質・能力を育成。各学校での実施に向けて、推進校を指定し、具体的な実践や研究の成果を発信しながら、市内全小学校での展開を視野に入れ、強力に推進。

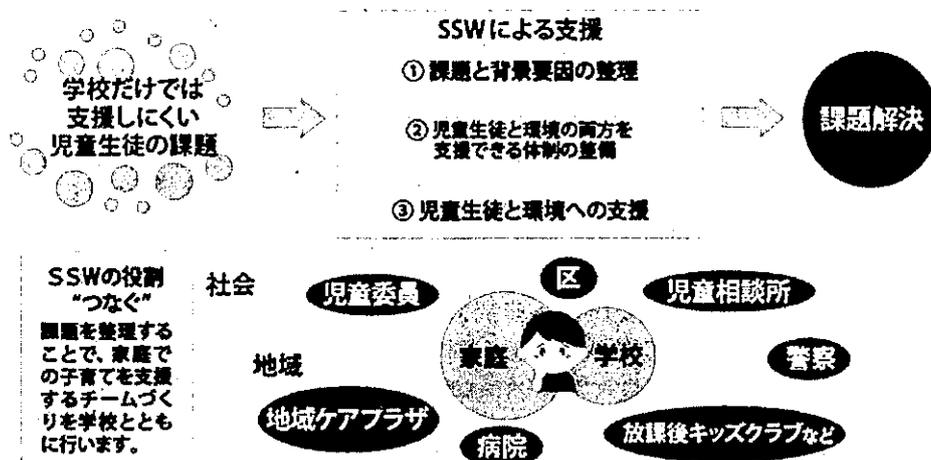
コラム

スクールソーシャルワーカーに期待される役割と、児童生徒への支援の充実に向けた体制強化

SSW は、子どもの権利の保障と、全ての子どもたちが自己の潜在能力を発揮できることを目的としています。社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みを抱えている問題の解決に向けて支援する専門家です。

不登校、いじめ等の未然防止、早期発見、支援・対応等に向け、児童生徒及び保護者との面談及びアセスメントや事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援、関係機関・地域への働きかけ等を行います。

これまでの、要請を受けた学校に派遣する形から、全小・中学校を定期的に訪問する形へ移行することで、日々の児童生徒の行動を観察し、予防及び早期発見・早期対応できることや、関係機関や地域の支援者の協力を得やすくなることが期待されています。



柱6

社会とつながる学校

地域や社会と目標を共有し、連携・協働することを通して、子どもが社会とつながる学校をつくります

施策1

地域との連携・協働の推進

① 学校運営協議会の設置推進

・学校運営協議会新規設置校への支援 等

② 地域学校協働活動の推進

・地域学校協働本部の整備 等

③ 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携強化

・学校運営協議会と地域学校協働本部の連携についての優れた例の発信

施策2

自主・自律的な学校運営の推進

① 学校マネジメント機能の強化

・「横浜市学校評価ガイド」の改訂 等

② 学校教育事務所による学校支援

・学校課題解決支援
・事務長と連携した学校事務支援 等

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年 (平成34年度)
施策1 地域との連携・協働の推進	保護者や地域の人との協働 [*] による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと思う学校の割合 <全国学力・学習状況調査>	—	小 100% 中 90%

※ 学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営等の活動を想定

想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年 (平成34年度)
施策1 地域との連携・協働の推進	☆学校運営協議会 ⁶⁸ 設置校数	148校	全校 [*]
	☆地域学校協働活動推進員(学校・地域コーディネーター ⁶⁹)の配置校数	236校	全校
施策2 自主・自律的な学校運営の推進	「横浜市学校評価ガイド ⁷⁰ 」の改訂	—	改訂 (2018年度・2021年度)

※学校評議員制度導入校については、設置時期を調整していきます。

68 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく仕組み。

69 地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを進めるため、学校と地域を結ぶ役割を担う人材。

70 小・中・特別支援学校が目指す学校評価の在り方を示したものの。

施策1 地域との連携・協働の推進

■現状と課題

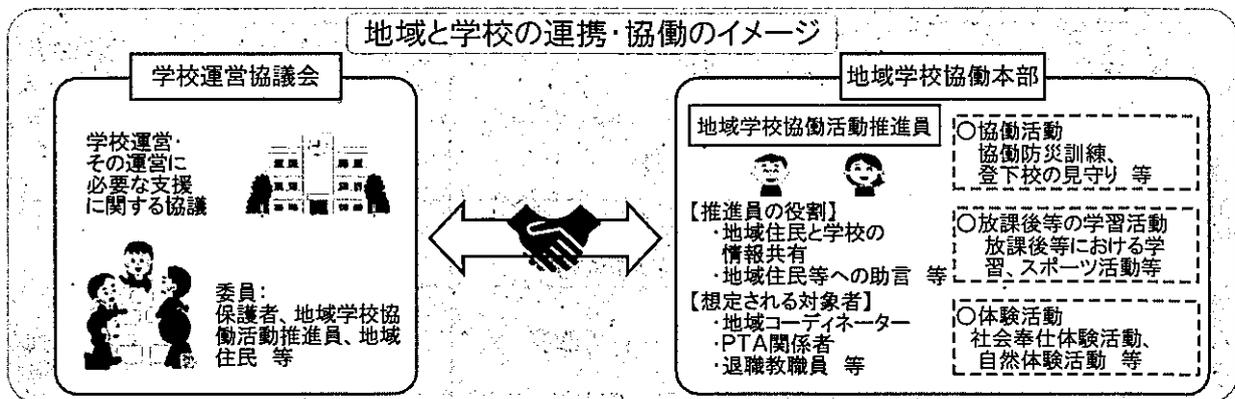
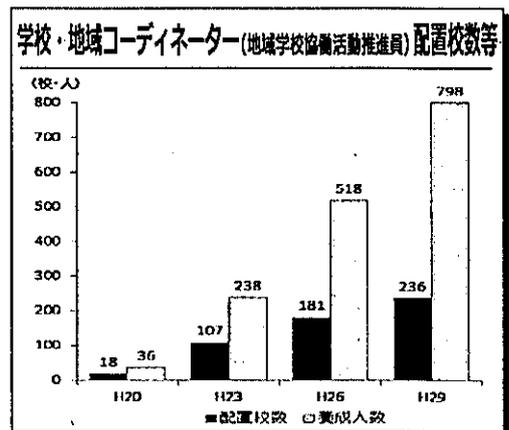
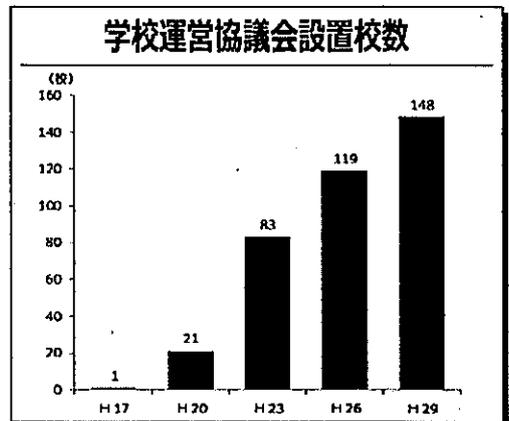
○「横浜教育ビジョン」(2006(平成18)年策定)において、国が示す「知」「徳」「体」に加え、横浜らしさである「公」「開」を設定した教育の推進や、『まち』とともに歩む学校づくり懇話会⁷¹や「学校支援活動事業⁷²」等、地域と学校が連携して子どもを育む様々な取組が展開されてきたことにより、地域や社会に貢献しようとする態度の育成や共生の意識の醸成が進んでいると考えられます。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(2017(平成29)年4月1日施行)に伴い、各市町村の教育委員会に「学校運営協議会」の設置が努力義務化されました。横浜市においては、既存の仕組みや資源を活用しながら、各地域の状況に応じた学校運営協議会の設置を推進しており、設置校数は全体の約30%です。

○新学習指導要領で示されている「社会に開かれた教育課程⁷³」の実現のためには、学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有することが期待されています。そのため、保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する「学校運営協議会」の意義や役割について、教職員や保護者、地域の理解を深め、学校運営協議会の設置をより一層推進していく必要があります。

○さらに、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進していくため、社会教育法が改正(2017(平成29)年4月1日施行)され、「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や、「地域学校協働活動推進員」に関する規定が設けられました。今後、横浜市においても法改正の趣旨等を踏まえ、従来の学校支援地域本部を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民、団体等の参画を得て、地域学校協働活動を推進する「地域学校協働本部⁷⁴」の整備を進める必要があります。

○「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が両輪となり、学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくことができるよう、それぞれの知見、経験、課題等の共有を図ることが重要です。



71 開かれた学校づくりのため、学校の状況を地域住民に周知し、相互に意見交換を行うための懇話会。
 72 「学校・地域コーディネーター」が中心となり、「学校支援ボランティア」の活動等を学校と連携して企画・実施する事業。
 73 「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むような教育課程。
 74 従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より幅広い層からより多くの地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

■ 主な取組

① 学校運営協議会の設置推進	
<p>「学校運営協議会」について、全校設置に向けて取組を推進していきます。その際には、これまでの学校と地域の連携・協働体制が後退することのないよう、『まち』とともに歩む学校づくり懇話会等の既存の仕組みを生かして推進していきます。</p>	
取組名	取組内容
☆学校運営協議会新規設置校への支援	● 新規設置校への説明会、研修会等の実施。
学校運営協議会制度の理解促進	● 学校運営協議会の目的や役割に対する教職員、保護者、地域の理解を深めるため、ホームページ等を活用して広報を充実させるとともに、研修会等を通して好事例を共有。

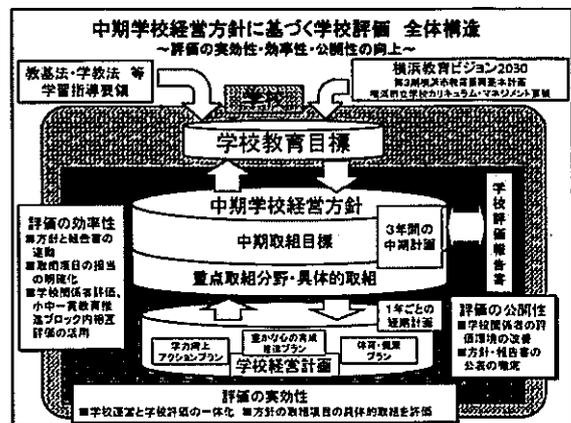
② 地域学校協働活動の推進	
<p>「地域学校協働活動」を推進するために、現在の学校・地域コーディネーターを社会教育法改正で新たに位置づけられた「地域学校協働活動推進員」として委嘱し、活動の継続・充実にに向けて支援するとともに、新しい人材の確保を進めていきます。</p>	
取組名	取組内容
☆地域学校協働本部の整備 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域学校協働本部」の3要素である、「コーディネート機能」、「多様な活動」、「継続的な活動」を意識して活動できるよう体制を整備。 ● ブロックの50%に統括的な地域学校協働活動推進員を配置し、ブロック内の連携・協働を促進。 ● 「地域学校協働活動の推進に向けて」の配布や研修等を通して、地域や学校へ周知。
学校・地域コーディネーターの地域学校協働活動推進員への委嘱 NEW	● 活動中の学校・地域コーディネーターに対し、学校長の推薦を得て、「地域学校協働活動推進員」を委嘱。
地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）の養成・育成・組織化 NEW	● 持続的な体制づくりを目指し、推進員向けに研修会を実施し、ブロックや区単位の交流会の実施を通して、地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）間のネットワークを構築。

③ 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携強化	
<p>「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が効果的に連携することによって、学校運営の改善と連動した地域学校協働活動の推進、地域と学校の持続的な連携・協働体制の構築、子どもに対する地域の当事者意識の醸成が図られます。そのために「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が効果的に連携している好事例を積極的に発信していきます。</p>	
取組名	取組内容
学校運営協議会と地域学校協働本部の連携についての優れた例の発信 NEW	● 「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が効果的に連携している事例を積極的に発信し、連携を推進するとともに、地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）が「学校運営協議会」の委員として参加する等の取組を推進。

施策2 自主・自律的な学校運営の推進

■現状と課題

○学校教育目標の実現に向けた3年間の学校経営方針及び達成目標等を明示した「中期学校経営方針⁷⁵」と「学校評価報告書」を連動させるとともに、「小中一貫教育推進ブロック内相互評価」や学校運営協議会等を活用した「学校関係者評価」を実施しています。教育委員会事務局が作成した「横浜市学校評価ガイド〈2015（平成27）年度改訂版〉」に基づき、各学校において学校評価を実施していますが、新学習指導要領、「横浜教育ビジョン2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領 総則・総則解説」の策定を踏まえ、現行の「横浜市学校評価ガイド」や「中期学校経営方針」の内容を改訂する必要があります。



- 「横浜市立学校管理職人材育成指針⁷⁶」に基づき、管理職が優れた組織マネジメント力を身に付け、リーダーシップを発揮するために、管理職研修や統括校長⁷⁷が主催する学校経営推進会議⁷⁸を実施してきましたが、複雑化・多様化する学校の課題に適切に対応していくために、より一層のマネジメント力の向上を図る必要があります。
- 2010（平成22）年4月に、市内4か所に学校教育事務所が開設され、各学校の実情を踏まえたきめ細かな支援を行ってきました。指導主事⁷⁹の学校訪問を通して、各学校の状況を適切に把握し、教育課程運営や課題解決支援を行っていますが、複雑化・多様化する学校の課題に適切に対応していくためには、学校教育事務所による学校支援の在り方について、不断の見直しを図る必要があります。
- いじめや不登校等の児童生徒指導上の課題が複雑化、困難化する中、学校だけで課題を解決していくことは難しくなっています。そのため、学校教育事務所では、課題別担当の指導主事を中心として、学校支援員やスクールソーシャルワーカー⁸⁰等を加えた「学校課題解決支援チーム⁸¹」を適確・迅速に派遣することで、学校課題の早期解決を図っていますが、今後の支援の在り方について検討する必要があります。
- 自主・自律的な学校運営を推進していくためには、教職員それぞれの能力の向上が必要です。学校教育事務所では「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」において、授業づくり講座等を行っていますが、より多くの教職員が参加・利用できるような環境整備が必要です。
- 2017（平成29）年度に、県費負担教職員の定数の決定や給与負担等の権限が県から横浜市へ移管されたことに際し、学校現場への支援をより一層進めるため、複数の学校に事務長を配置し、学校教育事務所と兼務をすることで、連携体制を構築してきました。事務長⁸²と連携し、事務職員の人材育成、業務執行管理や業務改善等を推進し、事務職員がより、その専門性を生かして、より積極的な校務運営に参画することが必要です。

75 学校教育目標の達成に向けた3年間の学校経営方針及び取組等を示したものの。

76 新たに登用される管理職を早期に育成し、信頼される学校づくりを推進するために、求める管理職像や資質・能力等を示した指針。

77 各区の「学校経営推進会議」を主催し、校長の学校経営力や、区域内の校長相互の協力体制を構築する等の役割を担う校長として教育長が指名した者。

78 校長の学校経営力を高め、安定した学校経営に取り組めるよう、教育委員会事務局が支援する区ごとの会議。

79 教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門事項の指導に関する事務に従事する、教育委員会事務局におかれる職。

80 いじめや不登校等の課題の解決に向けて、福祉的な視点で支援を行うとともに、関係機関との連携調整を図る専門職。

81 学校だけでは解決が困難な課題に対応するため、教育・心理・医療・法律等の専門家から編成する支援チーム。

82 校長の命を受け、小中学校等の事務を処理し、事務職員を指揮監督するとともに、学校事務全般に係る支援等を行う者。

■ 主な取組

① 学校マネジメント機能の強化	
<p>複雑化・多様化する学校課題に対応していくためには、管理職、とりわけ校長のリーダーシップ、マネジメント力の向上が必要です。「横浜市立学校管理職人材育成指針」に基づいた研修や各学校の学校評価を効果的に活用し、継続的に学校経営に生かす PDCA サイクルの確立を推進していきます。</p>	
取組名	取組内容
「横浜市学校評価ガイド」の改訂 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ●「横浜教育ビジョン 2030」や「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 総則・総則解説」を踏まえ評価ガイドの改訂を行い、各学校の継続的な PDCA サイクルを確立。
管理職の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●自身のキャリアステージに応じた組織・経営マネジメント力等の研修を充実。

② 学校教育事務所による学校支援	
<p>学校教育事務所は、学校現場により近いところで、各学校の実情を踏まえたきめ細かな支援を行い、各学校の自主的・自律的な学校運営を支えています。複雑化・多様化する学校の課題に適切に対応するために、更なる学校支援を推進します。</p>	
取組名	取組内容
教育課程運営の支援・指導 教員の授業力向上支援	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校が自主的・自律的に教育課程を編成・実施・評価・改善していくことができるよう、各学校の状況に応じて指導・支援。 ●指導主事や授業改善支援員による教科等の要請訪問を通じ授業力を向上。 ●授業改善支援センター(ハマ・アップ)における授業づくり相談や授業づくり講座等を通して、授業力を向上。
学校課題解決支援	<ul style="list-style-type: none"> ●課題別指導主事を中心とする「学校課題解決支援チーム」を適確・迅速に派遣することで、学校課題の早期解決を図るとともにチーム体制を強化。 ●法律的な視点からの解決が必要な場合には、積極的に弁護士を活用。 ●学校教育事務所間で危機管理や学校支援のノウハウを蓄積し、複雑化する学校課題に対応。
学校運営サポート事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校教育事務所が地域課題に応じて企画・運営する「学校運営サポート事業」を実施。主に、学校の自主性・自律性を高める取組を支援する「自主企画事業」を展開。
事務長と連携した学校事務支援	<ul style="list-style-type: none"> ●学校事務職員の積極的な校務運営への参画を進めるため、事務長と連携して、学校事務を円滑に進めるための相互支援と学校事務職員の育成・資質向上につながる取組を強化。

コラム

授業改善支援センター (ハマ・アップ)

4 方面の学校教育事務所にそれぞれ設置され、教職員向けに教育関連図書の貸出や指導案の開架等を行っています。また、授業改善支援員(元校長・副校長)や指導主事等による「授業づくり講座」を開設したり、授業づくりや学級づくりの相談等も実施したりしています。

「授業づくり講座」は、教科等の内容のほか、横浜市の教育課題に関するテーマを軸としたもの等、多岐にわたり、教員のよりよい授業づくりや学級づくりをサポートしています。

4 方面合計で、毎年約 2 万人の教職員に利用されています。

柱7

いきいきと働く教職員

子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります

施策1

教職員の働き方改革の
推進

① 学校の業務改善支援

・総合学校支援システムの構築 等

② 学校業務の適正化、精査・精選

・勤務時間外の留守番電話の設定 等

③ チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

・職員室業務アシスタントの配置の拡充 等

④ 教職員の人材育成・意識改革

・教職員庶務事務システム、ICカードによる勤務実態の把握 等

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 教職員の働き方 改革の推進	時間外勤務月80時間超の教職員の割合	—	0%
	19時までに退勤する教職員の割合	—	70%以上
	健康リスク・負担感指数 ⁸³	109	100未満
	年休取得日数(有給休暇取得日数)	—	全員10日以上

想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 教職員の働き方 改革の推進	☆総合学校支援システムの構築【再掲】	—	実施
	教職員版フレックスタイム制度の導入	—	実施
	☆職員室業務アシスタント ⁸⁴ の配置校数	30校	全校 (2021年度)
	☆部活動指導員の配置校数(中学校)【再掲】	—	全中学校
	☆スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置【再掲】	区担当SSWが学校の要請により訪問する体制	SSWが全小・中学校を定期的に訪問できる体制 (2021年度)
	☆小学校高学年における一部教科分担制を伴うチーム学年経営の強化推進校数【再掲】	—	48校

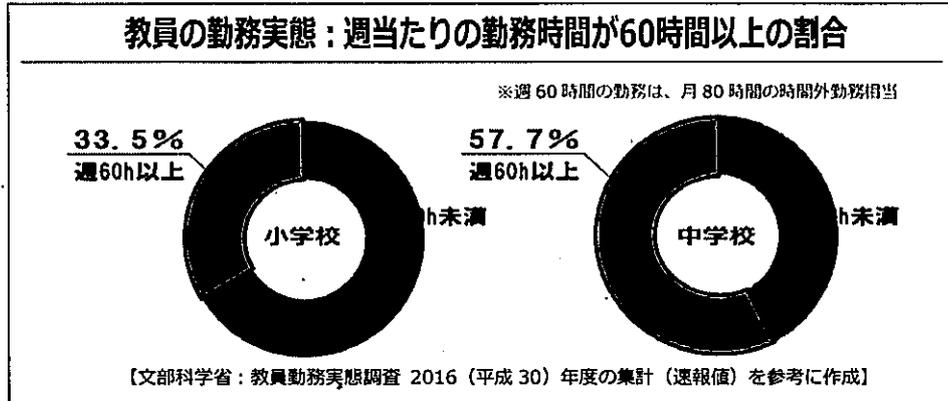
83 「仕事の量的負担」と「仕事のコントロール」をクロス集計した指数。全国平均100として数値が高いほどストレス度合いが高い。

84 職員室における事務的な業務(印刷業務、電話対応、来客対応等)をサポートする非常勤職員。

施策1 教職員の働き方改革の推進

■現状と課題

○横浜市では、2013（平成25）年度に「横浜市立学校 教職員の業務実態に関する調査」を実施し、教員の本来業務である授業準備に時間がかけられていないことや、子どもの成長にやりがいを感じつつも、9割が多忙と感じている現状が明らかになりました。また、国においても、2017（平成29）年4月に約10年ぶりに行われた「教員の勤務実態調査」の結果が公表され、10年前の調査に比べて、いずれの職種でも勤務時間が増加し、特に小学校約34%、中学校約58%以上の教員が週当たり60時間以上の勤務（月80時間以上の時間外勤務相当）という実態が改めて浮き彫りになりました。



○横浜市では全国に先駆けて教職員の負担軽減に関する取組を進めてきましたが、長時間勤務の抜本的な解消には至っていないことを踏まえ、向こう5か年を見据え、働き方改革に向けた取組を計画的に推進していくため、2018（平成30）年3月に、「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を策定しました。今後は、スピード感をもって、着実に本プランを推進していくことが必要です。

「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」（2018年3月策定） ～先生のHappyが子どもの笑顔につくる～

横浜が目指す学校の「働き方改革」

- ・誇りや情熱をもって、心身健康で生き生きとした姿で子どもたちの前に立ち向かい合うことが、子どもの豊かな学びや成長となる
- ・教育課程が変わっていく大きな節目である今、学校環境、働き方、そして、学校が果たすべき役割を「未来志向」で問い直す
- ・教職員一人ひとりの問題にとどめず、学校と事務局が両輪となり、全ての学校関係者が課題解決の重要性を認識し、魅力的で持続可能な学校環境を目指す

期間

約5年間
(2018～2022年)

1 働き方改革を進める理由

- (1) 看過できない教職員の勤務実態
- (2) 多様化・複雑化する学校現場
- (3) 必要性高まる教職員の学びの時間
- (4) 育児や介護等を抱える教職員の増加

2 取組姿勢・達成目標

【取組姿勢】

先生のHappyが子どもの笑顔をつくる

【達成目標】

- ・時間外勤務月80時間超の教職員の割合0%
- ・19時までに退勤する教職員の割合70%以上
- ・健康リスク・負担感指数※ 100未満へ
- ・年休取得日数 全員10日以上

※「仕事の量的負担」と「仕事のコントロール」をストレス要因として算出

3 重点戦略

【戦略1】学校の業務改善支援

- ・ICT等を活用した業務改善支援
- ・働きやすい物的環境の整備
- ・家庭と仕事の両立支援

【戦略2】学校業務の適正化、精査・精選

- ・学校業務の適正化
- ・学校業務の精査・精選

【戦略3】チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

- ・教職員配置に工夫、チーム体制の構築
- ・学校をサポートする専門スタッフ等の配置

【戦略4】教職員の人材育成・意識改革

- ・勤務実態の把握、マネジメントの推進
- ・意識啓発・研修

4 教職員の働き方改革の着実な推進に向けて

- ・PDCAに基づくプランの進捗管理
- ・国への働きかけの実施

■ 主な取組

① 学校の業務改善支援	
<p>ICT等を活用した業務改善支援を行い、事務作業の効率化や業務の絶対量の削減につなげます。職員室レイアウト改善やeラーニングによる研修の実施等、働きやすい教育環境の整備を行います。働き方改革を学校が主体となって推進していけるように支援します。 (「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」 戦略1)</p>	
取組名	取組内容
☆総合学校支援システムの構築 NEW 【再掲】	●授業力向上による教育の質の向上や校務の更なる効率化を進めるために、教材等の共有化システム、eラーニングシステム、グループウェア ⁸⁵ 等を統合したシステム構築を検討。
教職員版フレックスタイム制度の導入 NEW	●教職員に対して、家庭と仕事の両立支援に向け、多様な選択肢を提供できるよう勤務時間の在り方について検討。 ●モデル校での試行実施の結果を検証し、導入に向けて検討。

② 学校業務の適正化、精査・精選	
<p>留守番電話の設定や学校閉庁日の実施等、学校や教員の担うべき業務の適正化を図ります。一方で現在の学校業務についても精査・精選を進める視点をもつことで、教職員のワーク・ライフ・バランスの推進だけでなく、先を見据えた業務の進め方への意識向上につなげます。 (「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」 戦略2)</p>	
取組名	取組内容
勤務時間外の留守番電話の設定	●各学校や地域の実情を踏まえ、勤務時間終了時刻(標準的16:45)以降に順次、留守番電話を設定する取組を推進。取組について保護者や地域、学校関係機関に理解・協力を得るために、幅広く周知。
部活動休養日の設定【再掲】	●「週に平日1日以上、土日どちらか1日以上」を部活動休養日として、全中学校及び特別支援学校中学部で設定。
夏季の学校閉庁日の継続実施、冬季の学校閉庁日の実施 NEW	●夏季休業期間における学校閉庁日を継続実施するとともに、新たに冬季休業中における学校閉庁日を新たに実施。

85 組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステム。

③ チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実	
<p>チームで対応を行うことによる組織力の強化や、教員以外の専門スタッフ等の人員配置拡充による役割分担の明確化によって、教職員一人当たりの担う業務量の削減を進めていきます。 (「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」 戦略3)</p>	
取組名	取組内容
☆小学校高学年における一部教科分担制の導入 NEW 【再掲】	●小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置し、学年経営の充実を図るとともに、英語の教科化等、新学習指導要領の実施も踏まえた一部教科分担制を導入。授業の質を高め、子どもの資質・能力を育成。各学校での実施に向けて、推進校を指定し、具体的な実践や研究の成果を発信しながら、市内全小学校での展開を視野に入れ、強力で推進。
☆職員室業務アシスタントの配置の拡充	●職員室における事務的な業務をサポートする非常勤職員である職員室業務アシスタントの配置拡充に向け、配置校での効果検証を行う。より効果的な活用方法について各学校に周知。
☆部活動指導員の配置 【再掲】	●部活動の顧問としての役割を担うことができる「部活動指導員」を配置し、その効果検証を踏まえて、配置を拡充。
☆SSWの配置拡充	●学校が抱える様々な課題に対して、学校が関係機関と連携して迅速に解決できるよう、SSWの配置を拡充し、全小・中学校を定期的に訪問できる体制を整備。

④ 教職員の人材育成・意識改革	
<p>校長のリーダーシップやマネジメントによる働き方改革の推進や、「働き方」の視点を踏まえた教職員の人材育成・意識啓発等を通して、教職員一人ひとりの「働き方」の見直しにつなげ、働き方改革をさらに推進します。 (「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」 戦略4)</p>	
取組名	取組内容
教職員庶務事務システム、ICカードによる勤務実態の把握 NEW	●ICカードによる「退勤」登録導入により、教職員の勤務実態を把握。 ●把握した勤務実態を、効果検証や教職員の業務の平準化や見直し、勤務時間の適正化等に活用。なお、高校については教職員庶務事務システムの導入に合わせて別途検討。
働き方改革に関する中期学校経営方針への位置付け NEW	●2019(平成31)年度以降の中期学校経営方針の「人材育成・組織運営」(仮)の項目において、学校での業務改善や働き方改革に向けた取組目標を明記。カリキュラム・マネジメントと連動させ、各学校での組織的な取組を推進。
働き方改革に関する意識啓発	●意識啓発のために、民間企業等との協働によるフォーラムの継続的な開催や各学校における取組を共有する場や各学校への具体的な働きかけを通じた教職員の働き方改革についての継続的な議論の場等の設定。 ●働き方改革の更なる推進のために、学校が主体となり働き方改革を推進する働き方改革推進校を募集。学校からの提案による学校業務改善を支援し、効果検証を各学校と共有。
働き方改革の視点を盛り込んだ研修の開催・推進 NEW	●大学との共同研究による、組織及び個人の「働き方」へのアプローチを目指した研修の開発。教職員のキャリアステージに応じた人材育成指標の視点にも組み込み、研修の体系化を推進。

「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」～先生のHappyが子どもの笑顔をつくる～

学校と教育委員会事務局が両輪となり、4つの戦略と40の取組※、個別の工程表に基づき、着実に勤務環境を改善し、働き方改革を計画的に推進していきます。

※予算を伴う取組については、毎年度の市会の議決をもって確定とします。

戦略1 学校の業務改善支援

(1) ICT等を活用した業務改善支援

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ①総合学校支援システムの構築 | ②eラーニングによる研修等の実施 |
| ③学校に提出を求める文書の簡素化・調査依頼業務の見直し | |
| ④電子申請システムの活用 | ⑤学校向けグループウェアの導入 |
| ⑥校務システムの継続的な改修 | ⑦学校ホームページのCMS化 |

(2) 働きやすい物的環境の整備

- | | |
|--------------------|------------|
| ①負担軽減に配慮した学校施設の建替え | ②特別教室の空調設置 |
| ③職員室レイアウトの改善 | |

(3) 家庭と仕事の両立支援

- | |
|----------------------|
| ①テレワーク等の実施に向けた検討 |
| ②教職員版フレックスタイム制度の試行実施 |

戦略2 学校業務の適正化、精査・精選

(1) 学校業務の適正化

- | | |
|----------------------------|------------|
| ①勤務時間外の留守番電話の設定 | ②部活動休養日の設定 |
| ③夏季の学校閉庁日の継続実施、冬季の学校閉庁日の実施 | |
| ④計画的な休暇等の取得促進 | |

(2) 学校業務の精査・精選

- | | |
|---------------------------|------------------|
| ①横浜市学力・学習状況調査に係る業務の一部外部委託 | |
| ②教職員の業務の精選、アウトソースの検討 | ③学校事務職員の業務分担の見直し |
| ④市主催行事や学校行事等の在り方検討 | ⑤市全体の研究活動の在り方検討 |

戦略3 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

(1) 教職員の配置の工夫、チーム体制の構築

- | |
|----------------------------------|
| ①小学校高学年における一部教科分担制の導入による学年経営力の強化 |
| ②市費移管後の教職員配置の工夫 |

(2) 学校をサポートする専門スタッフ等の配置

- | | |
|---------------------------------------|----------------------|
| ①職員室業務アシスタントの配置の拡充 | ②部活動指導員の新規配置・支援体制の構築 |
| ③特別支援教育支援員の配置の拡充 | ④学校におけるカウンセラーの配置の継続 |
| ⑤理科支援員の配置の継続 | ⑥学校司書の配置の継続 |
| ⑦スクールサポートの配置の継続 | ⑧学校栄養職員の配置の継続 |
| ⑨保健室支援員の配置の継続 | ⑩日本語指導が必要な児童生徒支援の充実 |
| ⑪スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用による福祉的課題への支援の強化 | |
| ⑫学校教育事務所による法律相談体制の強化 | |

戦略4 教職員の人材育成・意識改革

(1) 勤務実態の把握、マネジメントの推進

- | |
|--|
| ①教職員庶務事務システム、ICカードによる勤務実態の把握 |
| ②メンタルヘルスセルフチェック（ストレスチェック）実施による職場環境の把握・支援 |
| ③働き方改革に関する中期学校経営方針の位置付け |

(2) 意識啓発・研修

- | |
|-------------------------|
| ①働き方改革に関する意識啓発 |
| ②働き方改革の視点を盛り込んだ研修の開発・推進 |

柱8

学び続ける教職員

教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします

施策1

教職員の育成、
優秀な教職員の確保

① 時代の変化に対応した教職員の人材育成の強化

・学校運営力の向上に向けた研修の充実 等

② 学び続ける教職員のための環境づくり

・教職員のeラーニングシステムの活用 等

③ 優れた教職員の確保

・採用方法の工夫 等

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年 (平成34年度)
施策1 教職員の育成、 優秀な教職員の 確保	「学校の授業は分かりやすい」と答える子どもの割合 <横浜市学力・学習状況調査>	小：76.0% 中：64.0%	小：80% 中：70%

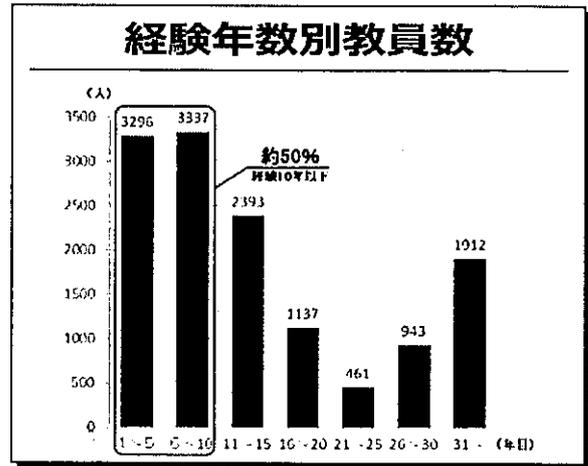
想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年 (平成34年度)
施策1 教職員の育成、 優秀な教職員の 確保	海外研修派遣者数	48人/年	200人(延べ)
	企業等研修派遣者数	791人/年	4,000人(延べ)
	県と連携した特別支援学校教諭免許状取得支援により免許状を取得した人数 【再掲】	92人	580人 (5か年累計)
	臨時的任用職員・非常勤講師研修の実施	12回/年	75回(延べ)
	新たな教育センターの施設確保に向けた事業推進	検討	推進
	教職員志望者向け説明会の実施回数	154回/年	600回(延べ)
	教職員志望者向け学校見学会の参加者数	59人/年	200人(延べ)

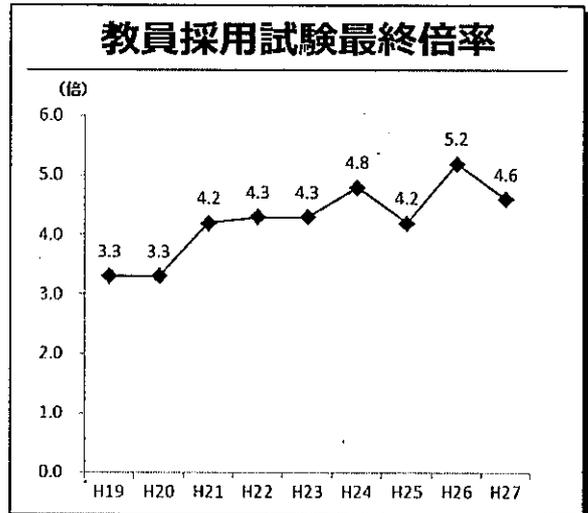
施策1 教職員の育成、優秀な教員の確保

■現状と課題

○教員の大量退職・大量採用により、経験年数 25 年以上のベテラン層の割合が減る一方で、横浜市での経験年数が 10 年までの教員が増加し、全体の 5 割を超えています。いじめ、不登校、子どもの貧困等、学校における課題が複雑化・多様化していることや、学習指導要領の改訂等を踏まえ、引き続き、教職員が学び続けることのできる環境づくりや効果的・効率的な教職員の育成が求められます。また、持続可能な学校運営や教育の質の向上のためにも、実践力や専門性を備えた優秀な教職員の確保が重要です。



○今後は、採用者の多くが出産、子育て世代に移行していくため、産休・育休取得者の増加が見込まれます。教職員が安心して働くことができるように、十分な代替教職員を確保していく必要があります。



○一方で、採用者の多くがミドルリーダー層になることで、学校運営の中で力を発揮できる人材が増えることが見込まれています。ミドルリーダーの中から次世代の学校リーダーを育成できるよう、継続的な支援が必要となります。

○学校内の人材育成力を高めるためにも、OJT⁸⁶をより一層充実させるとともに、キャリアステージに応じて、学校内での自分の立場や役割に責任を持ち、やりがいや成長を感じることができるような OJT の推進方法が求められます。そのためにも、OJT を推進する人材の育成が必要になります。

○eラーニング⁸⁷等の活用により、効率的で効果の高い研修の実施や、全市の教職員が同じ条件で質の高い研修等を受けることができシステムの構築が必要です。

○採用後すぐに子どもや保護者と適切に関わり教育活動を行えるよう、教員志望の学生等が採用前から一定の実践力や専門性を身に付けるため、養成段階から大学等と連携し、即戦力となる教員を養成することが必要です。

○2013 (平成 25) 年 3 月に教育文化センターが廃止されたことに伴い、設備の整った研究スペースがない、研究・研修・教育相談施設が分散している、ホール及び併設する研修室がない等の課題があり、新学習指導要領や新たな教育課題へ対応するためにも、新たな教育センターの施設確保が必要となっています。

86 On the Job Training の略 (日常の業務を通じた職場教育)。

87 ウェブ上で必要な知識等を学習できるシステム。

■ 主な取組

① 時代の変化に対応した教職員の人材育成の強化	
<p>全ての学校管理職・教職員が、学校の置かれた状況の変化に対応し、各学校のよさを生かしながら、よりよい学校をつくっていくために、キャリアステージに応じた資質・能力を身に付けることができるような支援を行います。</p>	
取組名	取組内容
学校運営力の向上に向けた研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理職のマネジメント力向上のため、組織・経営マネジメント力の研修や企業等研修派遣を実施。 ● 次世代の学校リーダーの育成を目指し、「横浜市 教員のキャリアステージにおける人材育成指標」における第3ステージの目指す姿を示すことで、個々の教職員の実績等に応じた研修体系の充実。
授業力の向上【一部再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ● より客観的な根拠に基づいた授業改善と授業力の向上のため、市学力・学習状況調査の個人単位での分析を推進。 ● 異校種間の交流を含め、各教科等の研修を充実することで、教員の授業力を向上。 ● 授業改善支援センター（ハマ・アップ）における教員の授業力向上を支援する「授業づくり講座」の実施や、「匠の授業」を実施。 ● 自身のキャリアステージに応じた授業力等の充実した研修を実施。
学校の人材育成力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理職や主幹教諭、人材育成マネジメント研修受講者等、OJT を推進する教職員を対象とした研修の実施。
大学と連携した人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学教員による校内 OJT への支援や、大学及び教職大学院への教員の派遣による教職員の資質・能力の向上。

② 学び続ける教職員のための環境づくり	
<p>全ての学校管理職・教職員が人材育成指標に基づき、自身のキャリアステージに応じて自ら学び続けることができるよう、育成制度、研修制度等の環境を整えます。</p>	
取組名	取組内容
教職員のeラーニングシステムの活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 全市の教職員が時と場所を選ばずに、質の高い学びを得られるようにeラーニングシステムを構築。
学び続ける教職員の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 「社会に開かれた教育課程⁸⁸」の実現に向けて、教職員が新しい視点をもって学び続けることができるように、企業等研修派遣を実施。 ● 教員自身がグローバルな視点を養い、異文化への理解を深め、コミュニケーション力をはじめとした資質・能力の向上を図ることで、児童生徒をグローバル人材として育成していく指導力を高めるため、海外研修派遣を実施。
特別支援学校教諭免許状の取得支援 NEW【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ● 教員の専門性の向上に向け、神奈川県と連携した特別支援学校教諭免許状の取得促進のための事業推進や同免許状取得に係る大学等における単位取得のための受講料補助等を検討。
臨時的任用職員・非常勤講師研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も学校において重要な役割を担う、臨時的任用職員・非常勤講師について、より一層研修機会の充実を図り、チーム学校の一員として能力を発揮していくために学ぶ環境を整備。
新たな教育センターの施設確保に向けた事業推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな教育センターに必要な機能や施設規模、実施手法等の検討を進め、施設確保に向けた事業を推進。

88 「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むような教育課程。

③ 優れた教職員の確保

社会情勢に応じた採用方法の改善や、対象者に応じたきめ細かな広報活動や見学機会の提供により、より優れた人材を確保していきます。横浜の教育へ情熱をもつ人材の確保を図ります。また、大学との連携・協働の推進等により、教員の養成と育成をより一体的に進めます。

取組名	取組内容
採用方法の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、教員の大量採用が続くことが想定される中で、学習指導要領の改訂等を踏まえ、様々な教育的ニーズに対応できる優れた人材を確保することができる選考方法を実施。
教員養成段階の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●「よこはま教師塾『アイ・カレッジ』⁸⁹⁾を実施することで、教員としての資質や実践力等を高めた人材を育成。また、大学等と連携・協働し、積極的に学校体験活動や教育実習を行う学生を受入。
潜在教職員の発掘	<ul style="list-style-type: none"> ●年度初めや年度途中からの産休・育休取得者の増加に伴い、正規の教職員だけでなく、臨時的任用職員の確保も重要。そのため、現在は教員として働いていない教員免許保有者に対し、積極的に募集情報等を発信。
多様な働き方や採用形態の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てや介護等を担う教員の増加が見込まれるため、教職員版フレックスタイム制度の試行的実施やテレワーク等の実施に向けた検討を開始。 ●大量退職のピークは過ぎたものの、経験年数の少ない教員が多数を占める中で、今後も学校現場で培った豊富な知識や経験を持ち、意欲と能力のある教員を、定年退職後に再任用教員や非常勤講師等として、引き続き活用。
広報の充実による優れた人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●横浜市の特徴ある教育施策や若手教員へのサポート体制等、横浜の魅力を伝えるため、教職課程を置く大学や地方会場における採用説明会を開催。 ●教職課程を置く首都圏の大学にて、「よこはま教師塾『アイ・カレッジ』」について、説明会を実施。 ●実際に横浜の学校現場を体験できる学校見学会を実施。参加者数の増加や参加者の満足度向上のために、定員の拡充や、実施内容を充実。

コラム

大学と連携した教員養成

横浜市では、52の大学等と協定を締結し、「横浜市大学連携・協働協議会」を活用して、教員養成のための連携・協働を行っています。教育実習や着任前の学校体験活動の実施や効果的な教育実習の実施、相互交流の実施等により、横浜市と連携大学が相互に協力・支援し合うことで、教員養成の質や学校における教員の資質・能力の向上を図ります。

89 横浜市の教員志望者を対象に、「横浜市が求める着任時の姿」を目標に教員を養成。

柱9

安全・安心な環境

学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します

施策1

安全・安心な教育環境の確保

① 児童生徒の安全確保

・非構造部材（外壁・サッシ等）落下防止対策 等

② 快適な教育環境の整備

・特別教室（図書室、理科室、美術室（図工室）、調理室（家庭科室））への空調設備の設置 等

③ 学校施設の計画的な保全

・計画的な保全と長寿命化

施策2

学校施設の計画的な建替えの推進

① 学校施設の計画的な建替え

・建替えに向けた検討・事業着手 等

② 自然環境に配慮した学校施設の整備

・省エネルギー施設の整備 等

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年 (平成34年度)
施策2 学校施設の計画的な建替え	建替工事着手校数	—	9校

想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年 (平成34年度)
施策1 安全・安心な教育環境の確保	特別教室（図書室、理科室、美術室（図工室）、調理室（家庭科室））への空調設備の設置校数	286校	全校 (2019年度)
	トイレの洋式化率	80%	85%
施策2 学校施設の計画的な建替えの推進	☆基本構想着手校数	3校	27校
	☆基本設計着手校数	—	21校
	☆実施設計着手校数	—	15校

施策1 安全・安心な教育環境の確保

■現状と課題

- これまで、児童生徒の安全を確保するため、「横浜市耐震改修促進計画」に基づき、2015（平成 27）年度に学校施設の耐震化を完了し、2017（平成 29）年度には、全ての防火防煙シャッターに危害防止装置の設置を完了しました。また、2017（平成 29）年度には、全校で体育館トイレの洋式化及び多目的トイレの設置を終えています*。
※学校の大規模改修等が予定されている学校を除く。
- 横浜市では学齢期人口の増加にあわせ、昭和 40 年代から 50 年代にかけて学校施設を集中的に整備してきたことから、老朽化が進行しており、学校施設の安全確保が強く求められています。
- 子どもの安全・安心の確保を最優先で進めるとともに、よりよい学習環境の提供や防災対策の観点からも、学校施設の環境改善を実施していく必要があります。
- 特別教室（図書室、理科室、美術室（図工室）、調理室（家庭科室））の暑さ対策やトイレの洋式化等を行うことにより、子どもが快適に教育を受けられる環境を整える必要があります。
- 学校における災害時の防災対策として、児童生徒用の飲食料等については、2015（平成 27）年度までに全校配備を完了しており、引き続き更新を実施する必要があります。防災ヘルメットについては、毎年、小学校・特別支援学校小学部の 1 学年を対象に配備を行っています。
- 2014（平成 26）年 10 月の台風 18 号による市内で発生したがけ崩れを受け、2014（平成 26）から 2015（平成 27）年度にかけて学校敷地におけるがけ等の調査を実施し、2015（平成 27）年度から工事を実施しています。引き続き、学校敷地にあるがけ地の安全対策を進める必要があります。
- 2018（平成 30）年 6 月の大阪府北部地震を受け、現行の建築基準法の仕様に合致しないことが判明した 61 校（2018（平成 30）年 8 月現在）の学校施設のブロック塀について、必要な対応をできるだけ速やかに進める必要があります。

■ 主な取組

① 児童生徒の安全確保	
非構造部材（外壁・サッシ等）の落下防止対策等、子どもの安全・安心の確保を最優先で進めるとともに、児童生徒用飲食料等の更新等、防災対策も進めます。	
取組名	取組内容
非構造部材（外壁・サッシ等）落下防止対策	●児童生徒の安全を確保するため、非構造部材（外壁・サッシ等）の落下防止対策を実施。
児童生徒用の飲食料等の更新	●2015（平成 27）年度に全校配備が完了した災害発生時の児童生徒用の飲食料等について、引き続き賞味期限等の到来に先立ち更新を実施。
防災ヘルメットの配備	●小学校及び特別支援学校小学部の1学年を対象に防災ヘルメットを配付し、学校生活中の災害に備えるとともに、児童の安全を確保。
学校敷地にあるがけ地の安全対策	●調査に基づいて対策工事が必要であると判断された学校敷地にあるがけ地について、計画的に安全対策工事を実施。
学校のブロック塀の安全対策 NEW	●現行の建築基準法の仕様に合致しないことが判明した学校施設のブロック塀等についての速やかな解体撤去及びフェンス等の再設置。

② 快適な教育環境の整備	
特別教室（図書室、理科室、美術室（図工室）、調理室（家庭科室））の空調設備の設置や、トイレの洋式化を進めることで、子どもが快適に過ごすことができる環境を整備します。	
取組名	取組内容
特別教室（図書室、理科室、美術室（図工室）、調理室（家庭科室））への空調設備の設置	●図書室や理科室等の特別教室については、引き続き空調設備の設置を進め、全校設置を完了。
トイレの洋式化	●子どもがいつでも快適にトイレを使用し、よりよい学校生活を送ることができるようにトイレの洋式化を推進。

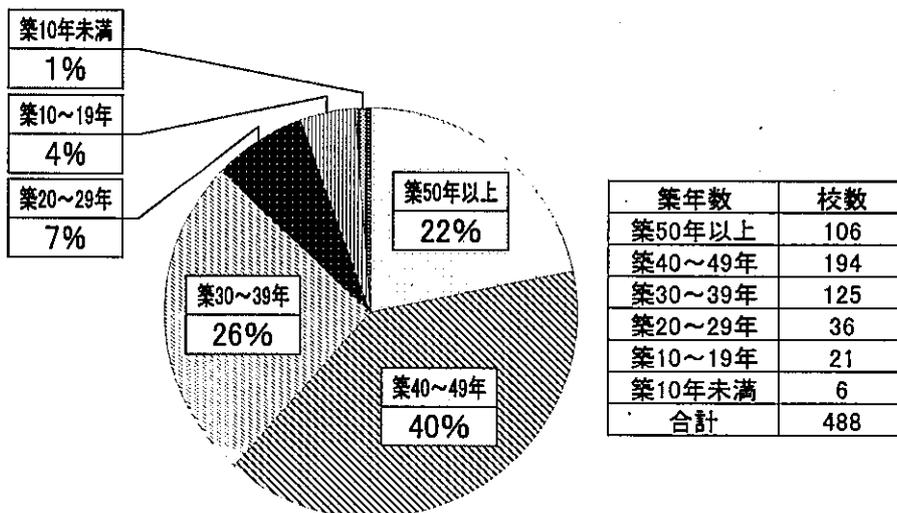
③ 学校施設の計画的な保全	
横浜市では学齢期人口の増加にあわせ、昭和 40 年代から 50 年代にかけて学校施設を集中的に整備してきたことから、老朽化が進んでいるため、学校施設の計画的な保全と長寿命化の取組を進めます。	
取組名	取組内容
計画的な保全と長寿命化	●2018（平成 30）年 3 月に横浜市で策定した「学校施設の長寿命化計画（学校保全・更新計画）」に基づき、定期的な点検の実施等、施設の状態把握を行うとともに、学校施設の長寿命化を図るために、防水改修等の保全工事を計画的に実施。

施策2 学校施設の計画的な建替えの推進

■現状と課題

- 従来は築40年程度で建替えを行っていましたが、現状では約6割の学校が築後40年以上経過しています。そこで、2017（平成29）年5月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定し、計画的に建替えを進めることとしました。
- 学校施設の建替えは70年に一度の貴重な機会です。この機会を捉え、建替えでしか改善が見込めないような施設面の機能向上や課題解決を図ります。
- 学校施設の建替えにあたっては、学校規模の適正化の検討や、教育効果の向上を見込むことができる他施設との複合化等についても留意し、地域と共に子どもをよりよく育むための教育環境を整えます。
- 学校施設の建替え時等には、自然環境や省エネルギーに配慮し、児童生徒の環境教育にも活用できる施設の整備を進めます。

横浜市立小・中学校の築年数 2018（平成30）年4月現在



※分校、高等学校附属中学校は除く
 ※義務教育学校は前期課程を小学校、後期課程を中学校の校数に含む

■ 主な取組

① 学校施設の計画的な建替え	
<p>学校施設の建替えの実施に向けて、国費の導入に必要な調査等を実施します。また、新しい学習内容を柔軟に取り入れられるように配慮しながら、長期的な視野を持ち、学校関係者や地域の方の意見を踏まえて、建替えを進めます。</p>	
取組名	取組内容
☆建替えに向けた検討・事業着手	<ul style="list-style-type: none"> ●学校施設の建替えの実施に向けて、国費導入に必要な調査等を実施。また、学校関係者や地域の代表者等と検討の場を設け、建替えの構想や設計に反映。
学校施設の複合化等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●建替え時には、学校施設と他の公共施設等との複合化等を検討し、その機能を授業や学校行事等、学校教育でも活用。
新しい教育内容を踏まえた整備水準等の見直し NEW	<ul style="list-style-type: none"> ●学校施設の建替事業の着手を契機に、新しい教育内容を踏まえ、より教育現場のニーズに対応した施設とするため、学校施設の整備に係る基準等の見直しを実施。

② 自然環境に配慮した学校施設の整備	
<p>学校施設の建替え等を契機に、より環境に配慮した学校施設を整備し、児童生徒の環境教育にも活用できるようにします。また、自然光、雨水の利用や断熱材等の活用により、省エネルギーに配慮した学校整備を進めます。</p>	
取組名	取組内容
☆省エネルギー施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギー性能に優れた LED 照明器具や空調設備等を導入し、日除け効果があるバルコニーを設置。 ●エネルギーのロスを最小限にするため壁や窓の断熱化を検討。 ●太陽光を活用した設備の設置。
☆自然と共生する施設の導入	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水をろ過処理してトイレや校庭の散水に利用できる雨水利用施設を整備。 ●ハイサイドライト⁹⁰や吹き抜け等を活用した自然採光・自然換気の取入れを検討。
木材利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域材等を利用した、内装等の木質化を促進。 ●木造校舎への建替整備手法について検討。

90 室内の高い位置に設けられた窓からの採光。

柱10

地域とともに歩む学校

地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます

施策1

学校規模の適正化

① 小規模校や過大規模校の対策

・小規模校の適正規模化 等

② 通学区域の調整

・通学区域の変更・弾力化

施策2

地域の状況を踏まえた学校づくり

① 地域学校協働活動の推進

・学校・地域コーディネーターの地域学校協働活動推進員への委嘱 等

② 学校施設の複合化等の検討

・学校施設の複合化等の検討

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策2 地域の状況を踏 まえた学校づくり	保護者や地域の人との協働による取組は、 学校の教育水準の向上に効果があったと思 う学校の割合 【再掲】 <全国学力・学習状況調査>	—	小 100% 中 90%

想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 学校規模の適正化	市場小学校けやき分校の開校（新設）	実施設計	開校 (2020年4月)
	箕輪小学校の開校（新設）	実施設計	開校 (2020年4月)
	上菅田笹の丘小学校の開校（統合）	条例改正	開校 (2020年4月)
	池上小学校・菅田小学校の学校規模適正化等	検討	実施
	嶮山小学校・すすき野小学校の学校規模適正化等	検討	実施
	野庭中学校・丸山台中学校の学校規模適正化等	検討	実施
施策2 地域の状況を踏 まえた学校づくり	☆地域学校協働活動推進員（学校・地域コ ーディネーター ⁹¹ ）の配置校数 【再掲】	236校	全校

91 地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを進めるため、学校と地域を結ぶ役割を担う人材。

■ 主な取組

① 小規模校や過大規模校の対策	
<p>子どもの教育環境を改善するため、地域の状況に応じて通学区域の見直しや学校の統合・分離新設による学校規模の適正化を進めます。</p>	
取組名	取組内容
通学区域の変更・弾力化による学校規模の適正化	●小規模校、過大規模校の解消を進め、子どもの教育環境を改善するため、基本的な学校規模の適正化方策については、保護者・地域住民の理解や協力を得ながら、通学区域の変更や弾力化等の手法を検討し実施。
小規模校の適正規模化	●通学区域の変更・弾力化等が実施できない場合や、実施によっても小規模校が解消しない場合には、学校の統合について検討を実施。
過大規模校の適正規模化	●児童・生徒の急増により、準適正規模校や適正規模校が過大規模校となることが見込まれる場合や教室不足が見込まれる場合には、学校の分離新設や増築等による対策だけではなく、早期に大幅な通学区域の変更等を実施。

② 通学区域の調整	
<p>現行の通学区域について、学校規模や通学距離及び通学安全、地域コミュニティとの関係等の観点から課題が生じる場合には、通学区域の変更や弾力化等の調整を検討します。</p>	
取組名	取組内容
通学区域の変更・弾力化	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会・町内会区域を分割する通学区域において、地域からまとまった要望が出た場合は、同一の自治会・町内会の子どもが同一の学校に通学することができるようにする等の見直しを検討。 ●小学校の通学区域が2校以上の中学校の通学区域に分かれている場合で、同一中学校への進学者が極端に少なくなるときには、多数の進学者と同一の中学校に就学できるように通学区域の設定・変更、または、特別調整通学区域の設定等を検討。 ●小規模校と過大規模校が隣接する等、学校規模に不均衡が生じている場合は、各学校が適正規模となるように、通学区域の変更等を検討。

コラム

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」概要 (2018 (平成 30) 年 12 月改訂予定)

子どもの教育環境を改善することを目的として、市立小・中学校の通学区域制度や適正な学校規模について定めるとともに、小規模校及び過大規模校の対策や通学区域の調整を推進する際の根拠となるものです。また、「横浜教育ビジョン 2030」において示されている、「豊かな教育環境」の整備に向けて、方策の方向性を示すものです。

この基本方針に基づき、適正な通学区域制度の運用や学校規模の適正化を推進します。

また、学校規模の適正化にあたっては、「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」(2017 (平成 29) 年 5 月策定)を踏まえ、学校施設の建替えも考慮した、老朽化対策と機能改善についても検討し、効率的な施設整備を推進します。

施策2 地域の状況を踏まえた学校づくり

■現状と課題

- 「社会に開かれた教育課程⁹²⁾」の実現に向け、学校が保護者や地域住民等と目標を共有し、地域と連携・協働しながら子どもを育てることが求められています。そのため、地域学校協働活動を推進するとともに、地域と共に子どもをよりよく育てる教育環境を整えていく必要があります。
- 学校は子どもが多くの時間を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域の防災や生涯学習、まちづくり等の様々な役割も担っているため、学校施設の建替えにあたっては、教育効果の向上を見込むことができる他施設との複合化等についても検討する必要があります。

■主な取組

① 地域学校協働活動の推進	
学校と地域が目標を共有し、連携・協働しながら社会全体で子どもを育てていくことができるよう、地域学校協働活動を推進します。	
取組名	取組内容
☆地域学校協働本部 ⁹³⁾ の整備 NEW【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域学校協働本部」の3要素である、「コーディネート機能」、「多様な活動」、「継続的な活動」を意識して活動できるよう体制を整備。 ●ブロックの50%に統括的な地域学校協働活動推進員を配置し、ブロック内の連携・協働を促進。 ●「地域学校協働活動の推進に向けて」の配布や研修等を通して、地域や学校へ周知。
学校・地域コーディネーターの地域学校協働活動推進員への委嘱 NEW【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●活動中の学校・地域コーディネーターに対し、学校長の推薦を得て、「地域学校協働活動推進員」を委嘱。
地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）の養成・育成・組織化 NEW【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●持続的な体制づくりを目指し、推進員向けに研修会を実施し、ブロックや区単位の交流会の実施を通して、地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）間のネットワークを構築。

② 学校施設の複合化等の検討	
学校は子どもの学習、生活の場であるとともに、地域におけるまちづくりの中心的な役割も期待されています。70年に一度の建替えは、地域の課題解決の貴重な契機でもあるため、建替時には子どもだけでなく、地域にとっても望ましい施設となるよう、区役所や関係局、学校関係者や地域の方たちと共に、学校施設の複合化等を検討します。	
取組名	取組内容
学校施設の複合化等の検討 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●建替時には、学校施設と他の公共施設等との複合化等を検討し、その機能を授業や学校行事等、学校教育でも活用。

92 「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育てようとする教育課程。

93 従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より幅広い層からより多くの地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

柱11

市民の豊かな学び

生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます

施策1

生涯学習の推進

① 生涯学習の推進

・生涯学習関係職員への研修の充実 等

② 読書活動の推進

・「第二次横浜市民読書活動推進計画」の策定 等

施策2

図書館サービスの充実

① 子どもの読書習慣の定着と市民の学びの支援

・誰もが利用しやすい図書館づくり 等

施策3

横浜の歴史に関する学習の場の充実

① 歴史学習の機会の充実

・魅力ある展示の充実 等

② 文化財の保全・活用

・「歴史文化基本構想」の策定 等

指標

施策	指標	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策2 図書館サービスの 充実	市立図書館の新規登録者数	60,287人	60,000人 (5か年平均)

想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 生涯学習の推進	「横浜市生涯学習基本構想」の改訂	—	改訂
	「第二次横浜市民読書活動推進計画」の策定	検討	策定 (2019年度)
	地域で読書活動を担うボランティア講座実施回数	80回/年	80回/年
施策2 図書館サービスの 充実	図書館サービスの充実のための基本方針策定(図書館情報システム等)	—	策定
	学校の授業支援等のためのセット貸出用図書の数	3,920冊	4,500冊
	レファレンス回答事例のホームページ公開 ⁹⁴	1,071件	1,200件
施策3 横浜の歴史に関する学習の場の 充実	歴史博物館等による講座開催回数	64回/年	65回/年
	「歴史文化基本構想」の策定	検討	策定 (2021年度)

94 市民の学びや課題解決を支援するため、図書館の資料を使って調べものや資料・情報探しの支援を行うサービスにおいて、過去に回答した事例をホームページ等で公開。

施策1 生涯学習の推進

■現状と課題

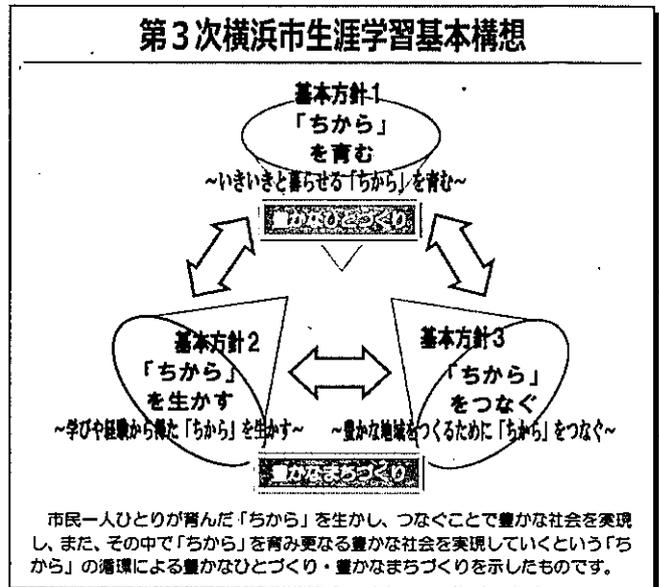
生涯学習の推進

○横浜市では、「第3次横浜市生涯学習基本構想（2011（平成23）年11月策定）」に基づき、市民が主体的に地域課題の解決に向かうよう、各区の社会教育主事（補）の任命のほか、社会教育コーナーと連携し、生涯学習関係職員への研修・相談支援や、国や県からの研修案内等の情報提供を実施し、生涯学習を推進してきました。

○生涯学習関係職員向けの研修では、関係局と連携しながら、主に生涯学習の理念や社会教育の意義の共有、地域課題解決を担うグループの立ち上げや継続・発展に向けたノウハウの提供を行っており、これらは継続的に行っていく必要があります。また、市民活動・生涯学習支援センター（以下、「区版センター」という。）では各区の特性に加え、職員が交代勤務のため、研修受講者が限定的になるという実態があり、区版センター職員に研修内容を浸透させるためには、各区の区版センターに出向く等、きめ細かに対応することが必要です。

○地域課題解決を担うグループについては、保育ボランティアグループの立ち上げや、おはなし会ボランティア養成講座等による、担い手の発掘・育成に取り組みました。また、地元企業や市民団体と協力し、市民が交流する場をつくりました。引き続き、地域課題を解決する担い手の高齢化が進んでいることから、若手や企業等、新たな担い手を発掘・育成していく必要があります。

○研修の充実や新たな担い手の育成等、現行の取組の成果や課題、時代と共に変化する社会情勢を踏まえ、「横浜市生涯学習基本構想」の改訂を行う必要があります。



読書活動の推進

○「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」に基づき、「横浜市民読書活動推進計画」（以下「読書計画」という。）を策定し、各区の地域性に応じた取組を推進しました。現行の読書計画を振り返り、成果と課題を基に、「第二次読書計画」を策定する必要があります。

【読書計画に基づく読書活動の概要】

重点項目	主な活動
1 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進	子どもたちの身近な場所における読み聞かせ、保護者に向けた本の紹介や読み聞かせ講座 等
2 成人の読書活動の推進と担い手の拡大	読書活動推進ネットワークフォーラムの開催、初心者向けの講座の開催や活動場所の提供 等
3 読書活動の拠点の強化と連携	図書館における地域情報の収集、郷土史講座等の開催、図書館と地域の大学や企業、区内施設との連携強化
4 区の地域性に応じた読書活動の推進	各区の読書活動の目標に基づく地域性に応じた取組（読書施設マップの作成、多言語によるおはなし会ほか）

■ 主な取組

① 生涯学習の推進	
<p>市民が主体的に地域の生活上の課題や社会的な問題に関わり、豊かなまちづくりにつなげていくため、生涯学習関係職員の研修や地域の担い手の育成に取り組みます。また、その成果や課題を踏まえながら、「横浜市生涯学習基本構想」の改訂を行います。</p>	
取組名	取組内容
生涯学習関係職員への研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習の理念や社会教育の意義の共有、地域課題解決を担うグループの立ち上げや継続・発展に向けたノウハウを提供し、主体的に地域課題の解決に向かう市民を育成する生涯学習関係職員の研修の充実。 ● 職員の体制や区の現状に合わせた個別研修の実施。
担い手の発掘と育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題を解決するために、学習活動を基盤として、大学や企業等を取り込んだ事業を行い、新たな担い手を発掘・育成。
横浜市生涯学習基本構想の改訂	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員研修と担い手育成の取組の成果や課題を踏まえ、「横浜市生涯学習基本構想」を改訂。

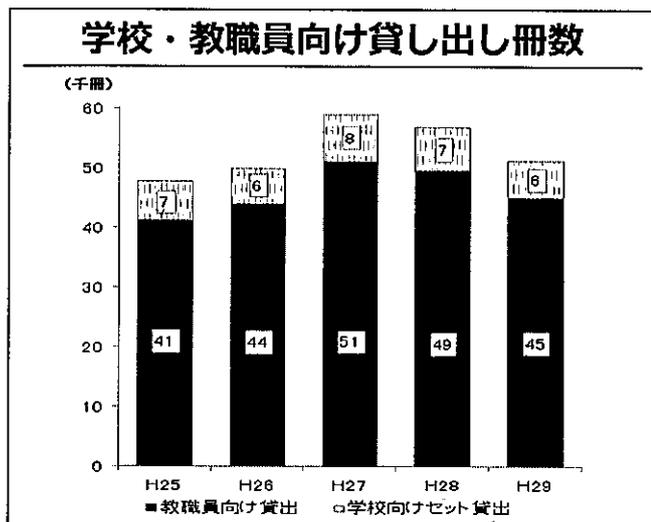
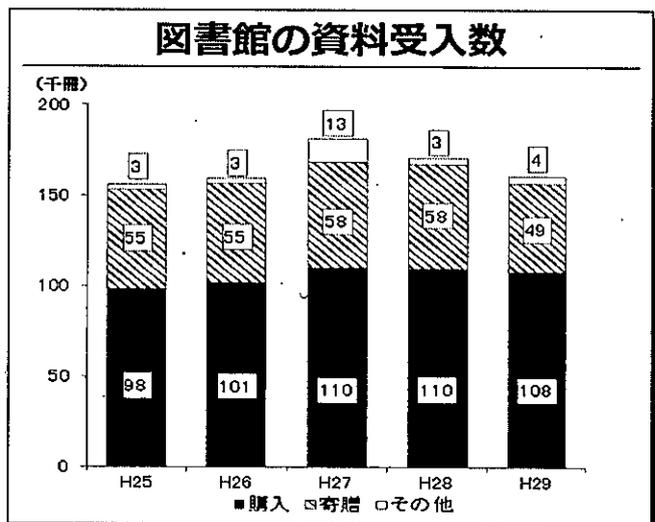
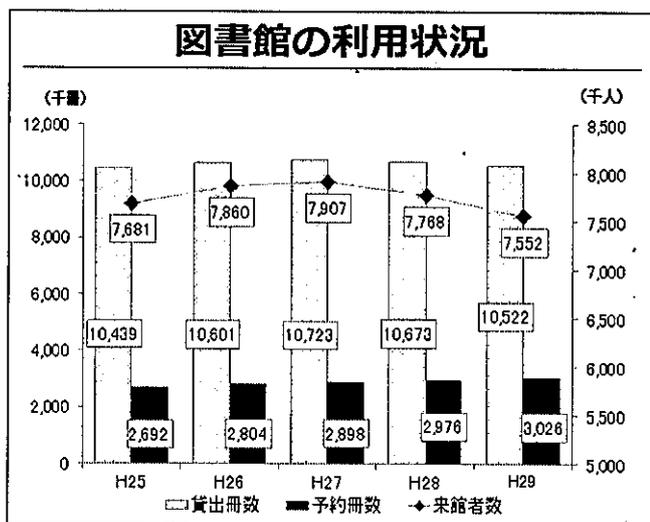
② 読書活動の推進	
<p>横浜市民の読書活動の推進に関する条例に基づき、「第二次横浜市民読書活動推進計画」を策定し、各区の地域性に応じた取組を推進します。</p>	
取組名	取組内容
「第二次横浜市民読書活動推進計画」の策定 NEW	<ul style="list-style-type: none"> ● 施策の具体的な活動の指針である「横浜市民読書活動推進計画(2014(平成26)年3月策定)」の計画期間が、2018(平成30)年度末に終了するため、市民の意見も踏まえながら「第二次読書計画」を策定し、引き続き、地域全体で読書活動を推進。
読書の日や読書活動推進月間等を活用した普及啓発事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎月23日の「市民読書の日」、11月の「市民の読書活動の推進月間」等を活用したイベントや、地域の施設や読書活動団体、企業等と協力した普及啓発事業を実施。

施策2 図書館サービスの充実

■現状と課題

○図書館の来館者数や貸出冊数の推移は、この5年間概ね横ばいの状況ですが、予約冊数は増加しており、利用者の蔵書への要望に十分に応えられていません。隣接市との相互貸出利用等による利便性の向上を図るとともに、市民の学びや課題解決を支援するレファレンスサービスにも積極的に取り組んできました。利用者の蔵書及びサービスへの要望は多様化しており、引き続き、図書館サービスの充実や選択と集中により蔵書の構成に特色を出していくことが必要であり、限られた予算の中で、市民の読書ニーズに応え、地域の情報拠点として蔵書をどのように充実させていくかは大きな課題です。また、子どもの読書習慣を定着していくために、子どもや子どもを取り巻く大人へ働きかけを行っていくことが重要です。

○2013（平成25）年度より横浜市立小中学校及び特別支援学校に学校司書が配置され、2016（平成28）年度には全校に配置しました。市立図書館では、学校司書や読み聞かせボランティア等への研修、授業で必要な図書の貸出等により学校図書館を支援しています。学校図書館が充実したものとなるよう、引き続き支援をする必要があります。



■ 主な取組

① 子どもの読書習慣の定着と市民の学びの支援	
<p>図書館サービスを充実するために、図書館運営・サービスの根幹である図書館情報システムの機能について、方針を決定します。また、乳幼児期から読書に触れ合う機会を提供して子どもの読書習慣の定着を支援し、生涯に渡って市民の課題解決を支える蔵書とレファレンスの充実を図ります。</p>	
取組名	取組内容
誰もが利用しやすい図書館づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 2021（平成 33）年に開業 100 周年を迎える横浜市立図書館で、読書活動の推進に向けた記念イベント等を実施。 ● 2024（平成 36 年）1 月に予定している図書館情報システムの更新に合わせ、先端技術や IC タグ⁹⁵の導入、物流、施設管理等、図書館サービスを安定運営させる機能について外部の専門家等の意見を取り入れて方針を決定し、誰もが利用しやすい図書館サービスを充実。 ● 引き続き相互貸出利用ができる隣接市の拡大等を実施。 ● 図書館サービスを支える人材育成を計画的に推進。
子どもの読書習慣の定着への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館は、市の読書条例の理念により、乳幼児期からの読書活動を支援。未就学児とその保護者を対象とした、家庭での読書活動を推進。 ● 教職員向け貸出等、学校教育への協力や学校図書館充実のための支援を実施。 ● 読書習慣の定着に重要な時期であるティーンズ世代の読書活動を促進。
蔵書とレファレンスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 厳しい財政状況の下、次の 100 年を見据えて残すべき価値のある資料を選定し、特色ある蔵書を構成。また、資料・情報源と「人」を結びつけ、市民の学びや課題解決を支援するレファレンスを引き続き充実させていくとともに、刻々と変化していく社会情勢を考慮し、紙の書籍以外にオンラインデータベースの充実、資料を活用した情報発信、市の施策に関連した情報を提供することで、市民の課題解決を支援。

コラム

市立図書館の 100 年

市立図書館の始まりは、1921（大正 10）年。横浜公園内の仮閲覧所でした。その 2 年後、関東大震災により建物と蔵書を焼失してしまいましたが、1927（昭和 2）年、現在の中央図書館の場所に「横浜市図書館」が竣工。「野毛の図書館」として親しまれました（なお、中央図書館の開館は 1994（平成 6）年です）。

2 館目の市立図書館は、1974（昭和 49）年開館の磯子図書館です。その後、順次建設が進み、1995（平成 7）年 5 月に緑図書館が開館し、1 区に 1 館ずつ、計 18 館となりました。

2021 年に市立図書館は開業 100 周年を迎えます。この間、コンピュータ化、ネットワーク化が進み、図書館のサービスも大きく変わりました。今後も図書館サービスの充実に取り組んでいきます。



95 図書館サービスの充実や業務の効率化につながる、蔵書管理番号を記録した非接触型タグ。

施策3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

■現状と課題

- 市内に残る文化財は、横浜はもとより日本の歴史を知る上でも欠かせないものであり、市民の財産として、広く保存活用を進めていく必要があります。そのため、市民が身近に横浜の歴史を学ぶことができるように、博物館・資料館等と連携した講座や企画展等を開催しています。今後、関係区局とも連携しながら、文化財等の歴史遺産を適切に保存・活用し、市民に広く紹介するとともに観光資源としての魅力向上を図っていく必要があります。
- 「歴史文化基本構想」は、地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広くとらえて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、市内の文化財を適切に保存・活用するためにも策定する必要があります。
- 文化財所有者の高齢化や経年劣化による修繕等の負担が大きな課題となり、次世代の方々が適切に引き継いでいくことが困難な状況になってきています。有形・無形を問わず、文化財の価値について市民から幅広く理解・協力を得られるよう、取組を進めることが求められています。

■主な取組

① 歴史学習の機会の充実	
市民の貴重な財産である文化財の保存・活用を的確に進め、博物館とも連携して市民の学習の機会を充実していきます。	
取組名	取組内容
魅力ある展示の充実	● 市民ニーズを把握しながら、身近な横浜の歴史について理解が深まる魅力ある展示を実施。
歴史講座の開催	● 横浜の歴史を幅広い視点で学ぶ講座や参加型の講座等、幅広い市民ニーズに対応して開催。
学校等で活用できるプログラムの充実	● 社会科や総合的な学習の時間における土器づくり指導等、学校等の要望に応じた訪問授業の充実。

② 文化財の保全・活用	
文化財を適切に保存するため所有者への支援を実施するとともに、公開・活用していくための事業を実施します。また、市内の文化財を総合的に保存・活用する構想である「歴史文化基本構想」を策定します。	
「歴史文化基本構想」の策定 NEW	● 市内に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉え的確に把握し、周辺環境まで含め総合的に保存・活用するための基本構想を関係局と協力して策定。
イベント等での文化財の活用	● 文化財の積極的な市民向け公開を始め、博物館・資料館等が学校や地域のイベントと連携して事業を実施。
伝統芸能の継承・活用	● 伝統芸能を守るための支援を行うとともに、その魅力を発信。

柱12

家庭教育の支援

家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図り、行政は家庭教育を支援します

施策1

家庭教育支援の推進

① 家庭教育に関する適切な情報の提供

・学校教育総合情報サイトの開設

② 保護者の学びや交流の促進

・保護者の学び・交流の場づくり事業

③ 関係機関や地域と連携した家庭教育支援

・幼児教育施設との連携促進 等

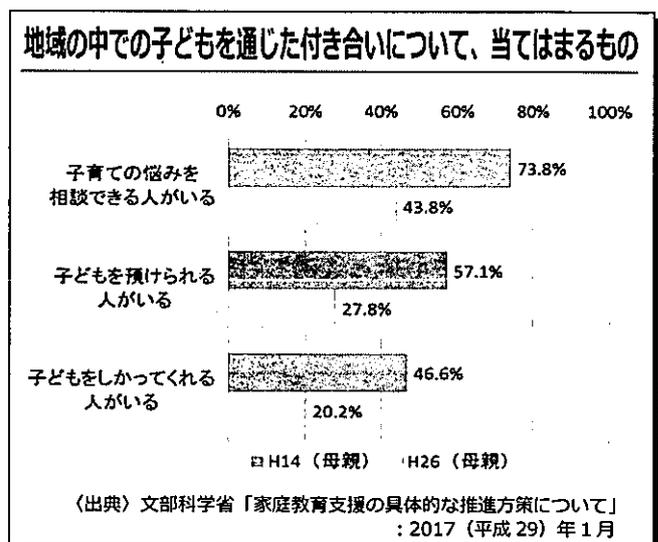
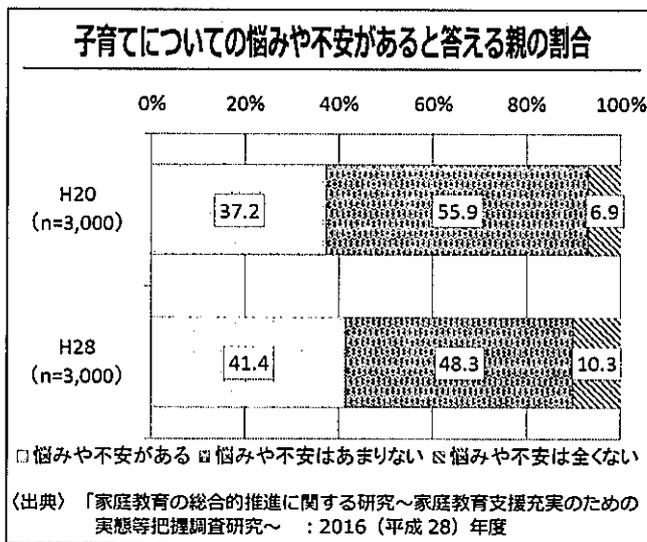
想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 家庭教育支援の 推進	家庭教育に関する総合情報サイトの開設	—	開設 (2020年度)

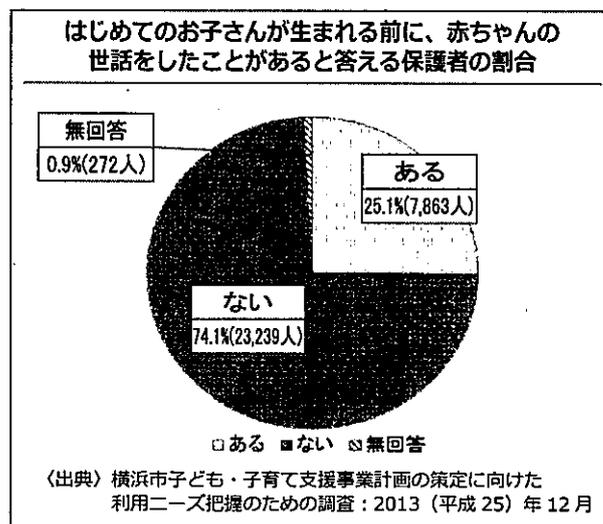
施策1 家庭教育支援の推進

■現状と課題

- 家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭に教育の基盤をしっかりと築くことがあらゆる教育の基盤として重要です。父母その他の保護者は、子どもの教育について第一義的責任があり、子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図ること等が求められます。
- 家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受け、家庭教育に関して身近に相談できる相手を見つけることが難しい等の孤立の傾向や、家庭教育に関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択することが難しいため、かえって悩みを深めてしまう等、家庭教育を行う困難さが指摘されているところです。
- 学齢期の子どもの保護者が、適切な情報の選択や判断を行うことができるように支援することや、保護者の就労形態やニーズに合わせた家庭教育を学ぶ機会及び保護者同士が交流できる場の提供が引き続き必要です。



- 幼保小連携の取組が進み、子ども自身の育ちや学びが小学校につながるようになってきています。未就学期における子育て支援施策は充実してきていますが、就学前の段階で、学校生活に関する情報が不足している、同じ学校に通う保護者同士のつながりが少ない等、不安を抱えている場合があります。
- 少子化や核家族化の進行により、赤ちゃんや小さい子どもの世話を経験しないまま親になる人が増えています。



■ 主な取組

① 家庭教育に関する適切な情報の提供	
保護者が安心して適切な情報の選択ができ、不安や悩みの軽減につながるよう、家庭教育に関する情報を集約し、発信していきます。	
取組名	取組内容
家庭教育総合情報サイトの開設 NEW	● 家庭教育に関する制度の情報や、発達段階ごとの課題に応じた助言・支援情報等を、ウェブ上の総合情報サイトに集約し、発信。

② 保護者の学びや交流の促進	
保護者が地域のつながりの中で安心して子育てができるよう、保護者同士のつながりや地域との交流を促進します。	
取組名	取組内容
保護者の学び・交流の場づくり事業	● PTA、おやじの会、地域学校協働本部 ⁹⁶ 等と連携し、保護者が家庭での教育について学ぶ機会や保護者同士が交流を深める機会を創出。

③ 関係機関や地域と連携した家庭教育支援	
幼児教育施設や区役所、地域等と連携し、家庭教育の支援を充実していきます。	
取組名	取組内容
幼児教育施設との連携促進	● 幼稚園や保育所等と学校が連携し、未就学児の保護者の学校訪問等を推進。
将来親になる世代の子育て体験機会の充実	● 区役所や地域と学校が連携し、児童生徒が乳幼児と直接触れ合う機会や、乳幼児の保護者の話を聞く機会を創出。

96 従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より幅広い層からより多くの地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

柱13

多様な主体との連携・協働

学校、家庭、地域をはじめ、国内外の様々な関係機関や企業等が連携・協働し、子どもを育みます

施策1

多様な主体との連携・協働の推進

① 地域等との連携・協働の推進

・地域学校協働本部の整備 等

② 企業との連携・協働の推進

・横浜市の公民連携窓口「共創フロント」と連携した取組 等

③ 大学との連携・協働の推進

・横浜市立大学データサイエンス学部との連携による調査研究 等

想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 多様な主体との 連携・協働の推進	☆地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター ⁹⁷ ）の配置校数【再掲】	236校	全校
	子どもアドベンチャーのプログラム数	79/年	100/年
	☆横浜市立大学データサイエンス学部との連携による、客観的な根拠に基づくカリキュラム・マネジメントの推進	—	推進

97 地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを進めるため、学校と地域を結ぶ役割を担う人材。

施策1 多様な主体との連携・協働の推進

■現状と課題

- 「社会に開かれた教育課程⁹⁸」を実現するとともに、地域全体で子どもの学びや育ちを支えるために、地域学校協働活動を推進する必要があります。
- 関係機関や地域との連携強化により、登下校時の安全を確保していく必要があります。
- 大規模災害等の発生に備え、家庭や地域と連携した防災教育や防災対策を一層進める必要があります。
- 2004（平成16）年に「児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係る協定書」が締結されて以来、数多くの事例の積み重ねや対話を通じ、学校と警察の連携が円滑に行われるようになっていきます。子どもを取り巻く状況が複雑化・多様化する中、児童生徒の健全育成や非行防止等に向け、学校や警察等の関係機関との連携を一層進めていく必要があります。
- 2016（平成28）年度より「はまっ子未来カンパニープロジェクト」を開始し、企業や地域等の協力を得て、社会課題の解決に関する体験型学習を進め、子どもの社会参画や地域貢献に対する意識が高まりました。今後は、より多くの企業から当該事業への理解・協力を得られるよう働きかけるとともに、参加校の拡大を図っていく必要があります。

実施年度	参加学校数	協力いただいた企業等の数
2016	27	35
2017	27	49

- 市内の小中学生を対象に、民間企業・団体をはじめ、大学・公的機関等の協力を得て毎年実施している「子どもアドベンチャー」は「働く」ことの体験や、様々な社会体験を通じた「人との交流」の場と機会を提供しています。参加団体数は年々拡大し、プログラムが充実しています。

実施年度	実施プログラム数	参加団体数（うち企業）
2013	50	61(28)
2014	67	73(36)
2015	78	87(45)
2016	82	96(54)
2017	79	108(55)

- 教員の養成及び資質・能力向上を目的として、横浜市教育委員会と52の大学等が連携・協働に関する協定を締結しています。今後は、幅広い分野で大学等との連携を進め、放課後学習支援の充実等を図っていく必要があります。

98 「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育むような教育課程。

■ 主な取組

① 地域等との連携・協働の推進	
<p>地域全体で子どもの学びや育ちを支えるために、学校と地域が連携・協働していく「地域学校協働活動」等を推進していきます。</p>	
取組名	取組内容
☆地域学校協働本部の整備 NEW 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域学校協働本部」の3要素である、「コーディネート機能」、「多様な活動」、「継続的な活動」を意識して活動できるよう体制を整備。 ● ブロックの50%に統括的な地域学校協働活動推進員を配置し、ブロック内の連携・協働を促進。 ● 「地域学校協働活動の推進に向けて」の配布や研修等を通して、地域や学校へ周知。
学校・地域コーディネーターの地域学校協働活動推進員への委嘱 NEW 【再掲】	● 活動中の学校・地域コーディネーターに対し、学校長の推薦を得て、「地域学校協働活動推進員」を委嘱。
地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）の養成・育成・組織化 NEW 【再掲】	● 持続的な体制づくりを目指し、推進員向けに研修会を実施し、ブロックや区単位の交流会の実施を通して、地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）間のネットワークを構築。
通学路の安全確保に向けた関係機関との連携	● 関係局との連携を通し、各学校が地域やPTA、区役所、警察等と連携を図りながらスクールゾーン対策を推進できるよう支援。
地域による登下校時見守りへの支援の充実	● 関係局・関係機関と連携し、よこはま学援隊 ⁹⁹ による登下校時の見守り活動への支援を充実。
学校・家庭・地域が連携した防災教育・防災訓練	● 様々な災害を想定し、学校・家庭・地域が連携して、地域の特性に応じた防災教育や防災訓練を実施。

② 企業との連携・協働の推進	
<p>より多くの学校が企業等と連携し教育活動に取り組むことができるよう、横浜市の公民連携窓口「共創フロント」と連携した取組等を通して、連携を推進する仕組みを構築していきます。</p>	
取組名	取組名
☆「共創フロント」と連携した取組 NEW	● 「共創フロント」を通じて、学校の教育活動に協力できる企業を募集し、リストを作成・学校へ周知。
はまっ子未来カンパニープロジェクト連携企業等の拡充と活用	● 学校と社会がつながる機会を創出するため、横浜の自分づくり教育（キャリア教育）を支える連携企業等を拡充。
子どもアドベンチャー開催	● 民間企業・団体をはじめ、大学、公的機関等の協力を得て「働く」ことの体験や、様々な社会体験を通じた「人との交流」の場と機会、親子の触れ合いのきっかけづくりを提供。
バーチャルパワープラント（VPP：仮想発電所）の構築 NEW	● 関係部局や民間企業と連携し、電力の需給調整や非常時に防災用電源として活用できるバーチャルパワープラント（VPP）の構築に協力。

99 学校の校舎・校門や通学路における見守り活動等を行う、保護者や地域住民のボランティア。

③ 大学との連携・協働の推進	
エビデンスに基づく教育施策の展開や教育活動の充実、放課後の学習支援等、幅広い分野において大学との連携を推進します。	
取組名	取組内容
☆横浜市立大学データサイエンス学部との連携による調査研究 NEW	より客観的な根拠に基づいた教育施策（EBPM）を推進するため、横浜市立大学データサイエンス学部と連携し、学力・学習状況を多面的・多角的に分析。
放課後学習支援の充実等に向けた大学等との連携促進 NEW	大学等との連携・協働を通して、放課後学習支援への大学生ボランティアの参画を促進。

コラム

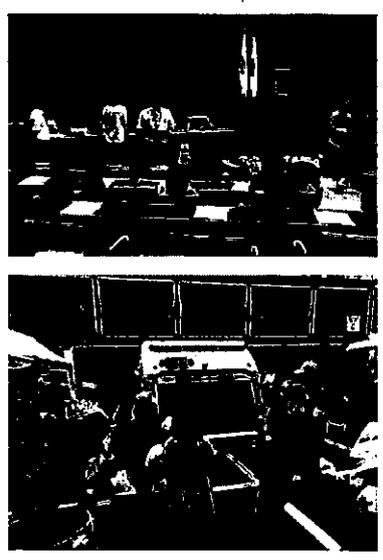
子どもアドベンチャー 横浜まるごと冒険隊！ ～いろいろなお仕事・人との出会い～

夏休み期間を利用して、市内の小中学生を対象に、キャリア教育の視点から「働く」ことの体験や、様々な社会体験を通じた「人との交流」の場と機会を提供するため、民間企業・団体をはじめ、大学、公的機関等の協力を得て、多様なプログラムを実施しています。これらの体験を通して、子どもの夢を親子で語り合う等、「親子のふれあいのきっかけづくり」も目的としています。

各区で開催されるプログラムもあり、子どもたちは自分の住む「まち」について知る機会にもなっています。

当日参加した子どもたちは、様々な人と自ら進んで関わり合い、目を輝かせながら活動をしていました。

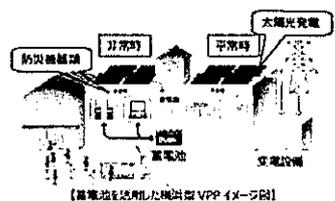
協力していただく企業や関係機関の数は年々増えており、今後も子どもの成長に関わる様々な人と連携・協働しながら、この事業を進めていきます。



コラム

バーチャルパワープラント（VPP：仮想発電所）

横浜市では、公民連携により、地域防災拠点に指定されている市内小中学校に蓄電池設備を設置し、電力の需給調整やCO2削減に貢献するバーチャルパワープラント構築事業に取り組んでいます。また、停電を伴う非常時には防災用電源として活用することで、地域の防災性向上に貢献します。



柱14

切れ目のない支援

教育と福祉、医療等との連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障します

施策1

福祉・医療との連携による支援の充実

① 福祉との連携強化

・要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用した連携の促進 等

② 医療との連携強化

・医療的ケアを必要とする子どもへの支援

施策2

子どもの貧困対策の推進

① 教育機会の保障

・就学援助の入学準備金前倒し支給
・高校生向け給付型奨学金制度の充実 等

② 地域・関係機関との連携強化

・放課後の学習支援の実施 等

想定事業量

施策	項目	2017年度 (平成29年度)	2022年度 (平成34年度)
施策1 福祉・医療との 連携による支援 の充実	☆児童支援・生徒指導専任教諭 ¹⁰⁰ 配置に伴う後補充非常勤職員を常勤化している学校数【再掲】	小学校 40校・ 中学校 121校	拡充
	☆スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置【再掲】	区担当SSWが学校の要請により訪問する体制	SSWが全小・中学校を定期的に訪問できる体制 (2021年度)
	☆医療的ケアに関する多分野にわたる相談・調整を行うコーディネーターの養成・配置か所数	—	2か所 (2021年度)
施策2 子どもの貧困対策の推進	高校生向け給付型奨学金受給者数	1,160人	拡充
	☆「放課後学び場事業」実施校数（中学校）【再掲】	42校	94校

100 いじめや不登校等の課題に対応するため、児童生徒指導の学校内での中心的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う教諭。

施策1 福祉・医療との連携による支援の充実

■現状と課題

- 教育と福祉の連携をはかり、未就学期から学齢期までの切れ目のない支援を行うため、2015（平成27）年度に区の機構改革が行われました。福祉的支援が必要な場合について、学校と区役所・児童相談所の連携を円滑に行うため、情報共有の仕組みが整理されました。
- 虐待や貧困等、学校だけでは解決できない課題が複雑化、困難化する中、学校と区役所、児童相談所等が連携を強化し、よりよい解決を図ることができるよう、関係機関の間で顔の見える関係を作り、相互理解を深める必要があります。
- 医療技術の進歩と新生児集中治療室の整備等を背景に、胃ろうや人工呼吸器等、在宅で医療的ケアを必要とする子どもが増えており、医療、福祉、教育の分野で連携して受入体制の充実を図ることが求められています。

■主な取組

① 福祉との連携強化	
福祉的ニーズを抱える子どもをよりよく支援できるよう、区役所、児童相談所等との連携を強化するため、児童支援・生徒指導専任教諭定数配置校を拡充、SSWの配置を拡充するとともに、SSWと地域の関係機関との連携を強化します。	
取組名	取組内容
要保護児童対策地域協議会 ¹⁰¹ の枠組みを活用した連携の促進	● 要保護児童対策地域協議会を活用することで、学校と区役所、児童相談所等が連携し、要保護児童及び必要支援児童等を切れ目なく支援。
☆児童支援・生徒指導専任教諭の定数配置校の拡充【再掲】	● 各学校の児童支援・生徒指導専任教諭を中心としたチームによる指導・支援を進め、関係機関と円滑に連携を図るため、専任教諭が役割を十分に果たせるよう、非常勤講師の常勤化により定数配置校を拡充。
☆SSWの配置拡充【再掲】	● 学校が抱える様々な課題に対して、学校が関係機関と連携して迅速に解決できるよう、SSWの配置を拡充し、全小・中学校を定期的に訪問できる体制を整備。
SSWと関係機関の連携強化 NEW	● 地域で子どもを見守り、支える体制作りに向け、SSWと、区役所や市・区社会福祉協議会等、関係機関との連携を強化。

② 医療との連携強化	
医療的ケアを必要とする子どもをよりよく支援できるよう、関係機関との連携を強化します。	
取組名	取組内容
☆医療的ケアを必要とする子どもへの支援 NEW	● 関係局と連携し、医療・福祉・教育等の多分野にわたる相談・調整を行うコーディネーターを養成・配置するとともに、医療・福祉・教育等の受入体制を充実。

101 要保護児童等（虐待を受けている子ども等）の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした協議会。

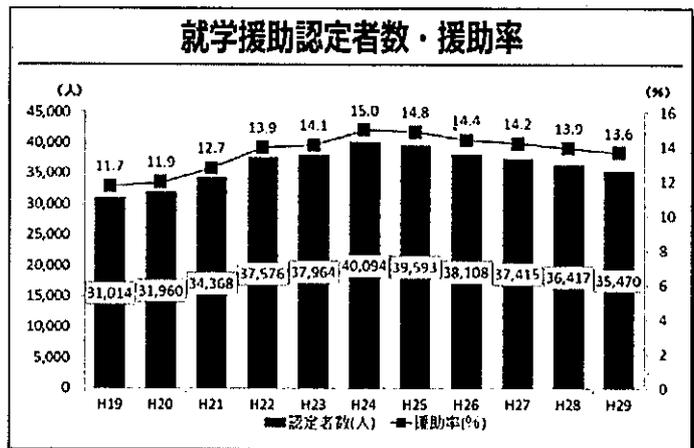
施策2 子どもの貧困対策の推進

■現状と課題

○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、横浜市としての基本目標や、基本的な考え方、2016（平成28）年度からの5か年間で取り組む施策等を盛り込んだ「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定しました。本計画のもと、教育、福祉、子育て支援等、様々な分野が連携して取組を推進しています。

○横浜市では、景気回復による世帯収入微増に伴い、全国と同様に、就学援助認定者数及び援助率は2012（平成24）年度をピークに緩やかな減少傾向にあります。しかし、子どもの貧困が社会問題として大きく取り上げられる中、横浜市における「子どもの貧困対策」の重要な施策として、引き続き就学援助制度の周知や制度改正等に取り組んでいます。

○地域における子どもの居場所づくり等、子どもを地域で見守り・支える取組が広がっており、学校と地域が連携して子どもの育ちや成長を支えることが求められています。



■主な取組

① 教育機会の保障

家庭の経済状況により、就学の機会が狭まったりすること等により貧困が連鎖することを防ぐため、教育機会の保障に向けた取組を進めます。

取組名	取組内容
就学援助の入学準備金前倒し支給 NEW	● 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品、通学用品費、学校給食費等を援助。小学校及び中学校への入学準備金について、入学前の時期に支給を実施。
高校生向け給付型奨学金制度の拡充 NEW	● 保護者が市内在住の高校生に対する給付型奨学金制度の対象者を拡充。

② 地域・関係機関との連携強化

学校での学習だけでなく、地域等による学習支援により、学習習慣の定着や学力向上を図るとともに、地域で子どもの育ち・成長を支える環境づくりを進めます。

取組名	取組内容
☆放課後の学習支援の実施【一部再掲】	● 中学校における学習支援活動である「放課後学び場事業」について、様々な状況の生徒の参加促進や、大学等との連携による学習支援ボランティアの確保等、課題への対応を進めながら、地域等による放課後の学習支援を拡大。
高校生の「学び直し」支援	● 市立高校定時制で、ボランティアの協力を得て、生徒の到達度に応じ、国語や数学、英語の基礎を改めて学ぶとともに、基本的な学習習慣を身に付ける「学び直し」の授業を実施。
SSWと関係機関の連携強化 NEW【再掲】	● 地域で子どもを見守り、支える体制作りに向け、SSWと、区役所や、市・区社会福祉協議会等、関係機関との連携を強化。

3 指標一覧

客観的な根拠に基づく教育政策を推進するため、計画期間内に実施した施策の成果等を測る一つの基準として、客観的数値として把握できる指標や子どもの実感を問う指標等、計 26 個（再掲 2 つを含む）の指標を設定しました。

PDCA サイクルのもと、各取組を着実に進めていくため、随時、指標の達成状況を確認しながら、各取組を着実に推進していきます。

※横浜市中期 4 か年計画 2018～2021 に掲載している指標については、○で示しています。

指標	2017年度	2018年度	2019年度	
1 主体的な学び	施策 1：主体的・対話的で深い学びによる学力の向上			
	① 課題の解決に向け、話し合い、発表する等の学習活動に取り組んでいる児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査〉	小 6：74.3% 中 3：64.0%	小 6：80% 中 3：70%	○
	② a 全国学力・学習状況調査の平均正答率	全国を上回る	毎年、全国を上回る	
	b 全国学力・学習状況調査の下位層の割合	全国より少ない	毎年、全国より少ない	
	施策 2：多様な教育的ニーズに対応した教育の推進			
	③ 不登校児童生徒のうち横浜教育支援センターの支援を受けている児童生徒の割合	12.7% (2016年度)	19.8%	
	施策 3：特別支援教育の推進			
	④ 「卒業後を見通した学習が行われている」と答える特別支援学校の保護者の割合	88.0%	100%	
	⑤ 個別支援学級の担当教員の特別支援学校免許状保有率	小：25.2% 中：30.8%	小：32% 中：38%	
	施策 4：魅力ある高校教育の推進			
⑥ 全日制高等学校卒業段階で英検 2 級相当以上の取得割合	29.8%	40%	○	
2 創造に向かう学び	施策 1：グローバル社会で活躍できる人材の育成			
	⑦ 中学校卒業段階で英検 3 級相当以上の取得割合 〈英語教育実施状況調査〉	54.0%	58%	○
	⑧ 全日制高等学校卒業段階で英検 2 級相当以上の取得割合 【再掲】	29.8%	40%	○
	施策 2：情報社会を生きる能力の育成			
⑨ 子どもの ICT 活用を指導する能力を有する教員の割合 〈ICT 指導力実態調査〉	59.9%	67%		

	施策3：持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成			
	⑩ 地域や社会をよりよくすることを考えることがある 児童生徒の割合 〈全国学力・学習状況調査〉	小6：46.8% 中3：32.6%	小6：55% 中3：45%	○
3 支え合う風土	施策1：豊かな心の育成			
	⑪ 学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う子どもの割合 〈全国学力・学習状況調査〉	小6：69.0% 中3：60.0%	小6：82% 中3：76%	
	⑫ 「自分には良いところがある」と答える子どもの割合 〈全国学力・学習状況調査〉	小6：76.6% 中3：67.1%	小6：84% 中3：79%	
4 学びと育ちの連続性	施策1：つながりを重視した教育の推進			
	⑬ 小中一貫教育推進ブロックで教育課程に関する共通の取組を行ったと答える学校の割合	82.9%	100%	
	施策2：健康な体づくり			
	⑭ 一週間の総運動時間（体育、保健体育の時間を除く）が7時間未満の子どもの割合 〈全国体力・運動能力調査〉	小：58.1% 中：28.3%	小：56% 中：25%	
	⑮ 「ハマ弁」の喫食率	1.3% (2018年3月)	20% (2020年度)	○
5 学べる学校 安心して	施策1：安心して学べる学校づくり			
	⑯ 1,000人当たりの不登校児童生徒数（小・中学校）	15.5人 (2016年度)	14.1人	
	⑰ スクールソーシャルワーカー（SSW）が行った支援による改善率	75.8%	80%	
6 つながる学校 社会と	施策1：地域との連携・協働の推進			
	⑱ 保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと思う学校の割合 〈全国学力・学習状況調査〉	—	小：100% 中：90%	
7 いきいきと働く教職員	施策1：教職員の働き方改革の推進			
	⑲ 時間外勤務月80時間超の教職員の割合	—	0%	○
	⑳ 19時までに退勤する教職員の割合	—	70%以上	
	㉑ 健康リスク・負担感指数	109	100未満	
	㉒ 年休取得日数（有給休暇取得日数）	—	全員10日以上	

ける 8 学 教 職 員 続	施策1：教職員の育成、優秀な教職員の確保			
	㉓ 「学校の授業は分かりやすい」と答える子どもの割合 ＜横浜市学力・学習状況調査＞	小：76.0% 中：64.0%	小：80% 中：70%	○
9 心 安 全 環 境 ・ 安	施策2：学校施設の計画的な建替えの推進			
	㉔ 建替工事着手校数	—	9校	○
10 に 地 域 と も 歩 む 学 校	施策2：地域の状況を踏まえた学校づくり			
	㉕ 保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと思う学校の割合 【再掲】 ＜全国学力・学習状況調査＞	—	小：100% 中：90%	
11 か な 学 び 市 民 の 豊	施策2：図書館サービスの充実			
	㉖ 市立図書館の新規登録者数	60,287人	60,000人 (5か年平均)	

資料編

1 教育基本法(抜粋)

平成 18 年 12 月施行

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の本質にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

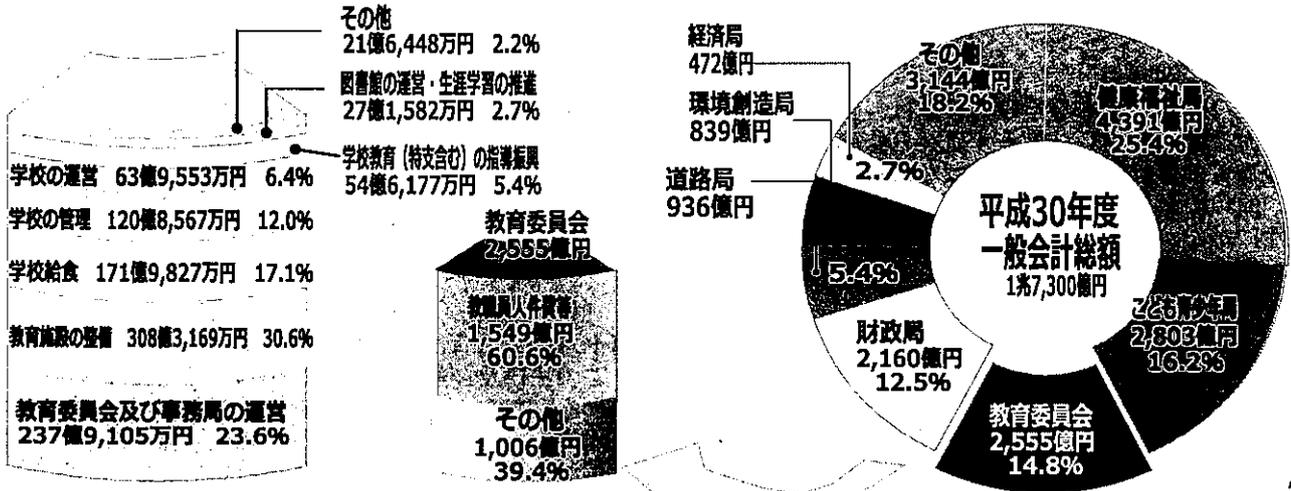
附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 基礎データ

(1) 平成30年度の横浜市教育予算と一般会計予算



(2) 市立学校の概況

市立学校概況

(平成29年5月1日現在)

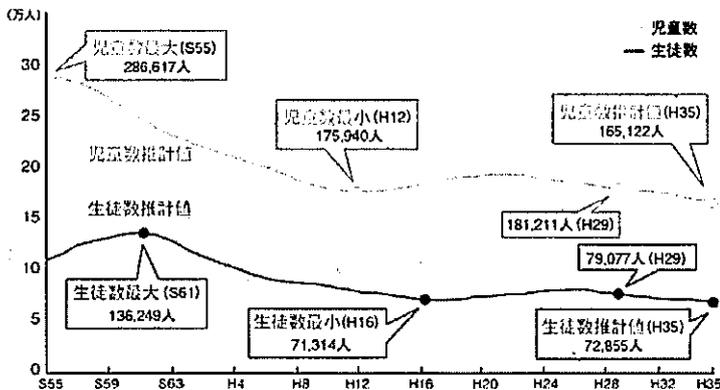
区分	総数	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校			特別支援学校
					全日制	定時制		
学校数	508	339	146	2	9	8	2	12
児童生徒数	269,744	180,127	78,586	1,575	7,951	6,658	1,293	1,505
学級数	9,885	6,656	2,504	59	215	169	46	451
教員数	16,343	9,736	4,829	99	667	542	125	1,012
職員数	1,909	1,320	384	11	90	73	17	104

※教員数・職員数は非常勤講師等を含みません。

※学校数は小学校、中学校とともに分校各1校を含みます。高等学校9校については実学校数です。

市立小・中学校及び義務教育学校の児童・生徒数の推移

(平成30～35年度・推計)

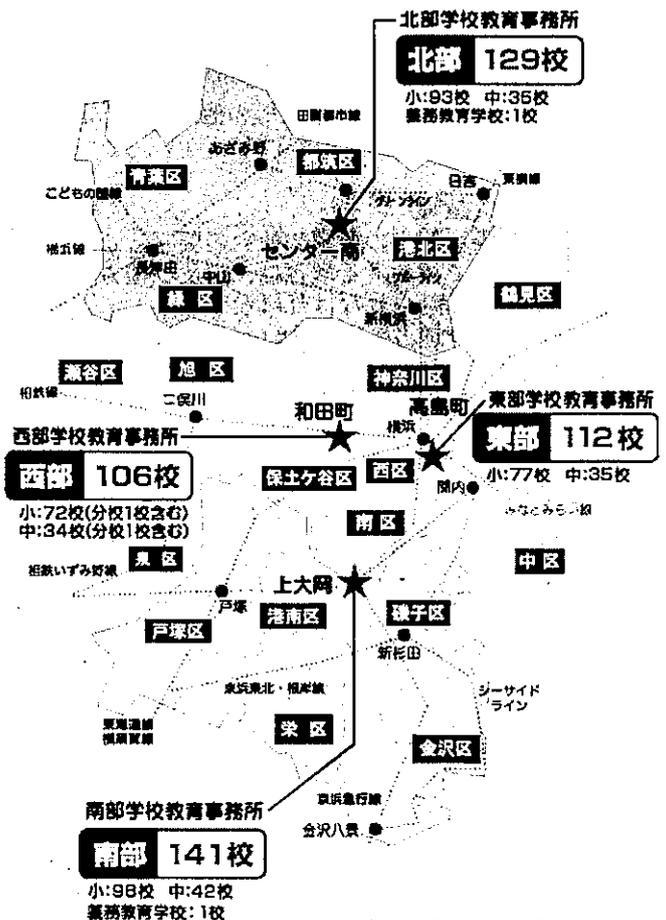


【H29以前】5月1日現在の実数(個別支援学級、夜間学級、分校及び附属中学校の児童生徒数を含む)

【H30～35】推計値(個別支援学級、夜間学級、分校及び附属中学校の児童生徒数を除く)

※義務教育学校の前期課程は小学校、後期課程は中学校に含む。

学校教育事務所設置場所 (★所在地)



※学校数は、平成30年4月1日現在。

3 パブリックコメントの結果

1 横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

2 横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育んでいきます。

知 生きて はたらく 知

- 基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決する力
- 主体的に考え、意欲的に学び続ける力
- 知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きる力

徳 豊かな心

- 自分を大切にし、しなやかに生きる力
- 自分を律する態度と人を思いやる優しさ
- 「本物」に触れることで育む豊かな感性

体 健やかな体

- 自ら健康を保持増進しようとする態度
- 体カづくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度

公 公共心と社会参画

- 自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力
- 横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働する力
- 夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

開 未来を開く志

- 自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力
- グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力
- 進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

3

横浜の教育の方向性

多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します

多様性を尊重し、つながりを大切にしながら、次の四つの方向性に沿って施策や取組を進めます。

1 子どもの可能性を広げます

主体的な学び

主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします。

創造に向かう学び

よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します。

支え合う風土

相手と心から向き合うこと(想)^{※1}を大切に、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成します。

学びと育ちの連続性

幼児期から社会的自立までの成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします。

2 魅力ある学校をつくります

安心して学べる学校

教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる学校をつくります。

社会とつながる学校

地域や社会と目標を共有し、連携・協働することを通して、子どもと社会がつながる学校をつくります。

いきいきと働く教職員

子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります。

学び続ける教職員

教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします。

3 豊かな教育環境を整えます

安全・安心な環境

学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します。

地域とともに歩む学校

地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます。

市民の豊かな学び

生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます。

4 社会全体で子どもを育みます

家庭教育の支援

家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図り、行政は家庭教育を支援します。

多様な主体との連携・協働

学校、家庭、地域をはじめ、国内外の様々な関係機関や企業等が連携・協働し、子どもを育みます。

切れ目のない支援

教育と福祉、医療等の連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障します。

※1 いじめをなくすために、「横浜子ども会議（2013（平成25））」で子どもたちがまとめたアピール文より

「横浜教育ビジョン2030」の解説

1 横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

複雑で変化の激しい時代、解が一つではない課題にも柔軟に向き合い、持続可能な社会の実現に向けて、自分たちができることを考え、他者と協働し、解決していくことが重要となります。

横浜の教育は、子どもが主体的に考え学び続け、多様な人々や社会と関わり合うことを大切にします。個性や能力を活かしながら、夢や目標に向かってチャレンジし、よりよい社会や新たな価値を創造できる人を育みます。

2 横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を五つの視点「知」「徳」「体」「公」「関」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育てていきます。

知 生きて はたらく知

○基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決する力

いつの時代でも、基礎・基本は学習や生活の基盤ですが、これからは、社会とのつながりを考えながら学んだことをどのように使っていくかがますます重要になります。そのため、多面的・多角的な見方や考え方で問題を発見し、身に付けた知識や技能を使って思考力・判断力・表現力等をはたらかせながら、よりよく解決していく力を育みます。

○主体的に考え、意欲的に学び続ける力

複雑で変化の激しい時代においては、新しいことに対する好奇心を持ちながら変化に柔軟に対応し、物事をよりよくしていこうとする意欲が、生きていく上での原動力となります。そのため、様々な課題に対して筋道を立てて主体的に考え、学ぶことの意義や楽しさを感じながら意欲的に学び続ける力を育みます。

○知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きる力

知識や情報、技術をめぐる変化の速さが加速度的になる中、的確に社会の動向を捉えることが重要です。そのため、様々な情報を色々な角度から精査したり、知識を相互に関連付けたりして、物事を深く考え、真理や本質を見極める力を磨きます。その上で、学びを人生や社会とつなげ、豊かな発想を基に、知恵をはたらかせて生きる力を育みます。

徳 豊かな心

○自分を大切にし、しなやかに生きる力

「全国学力・学習状況調査（2017）」の結果、「自分には良いところがある」と答えた横浜市の小・中学生の割合は全国より低い状況です。自己肯定感、自信をもって物事に取り組み、困難を乗り越える力の源となります。そのため、自己理解を深め、自分をかけがえのない存在として大切にすることを育みます。また、積極的に周りに相談するなどして変化に柔軟に対応したり、助けを求めて困難を乗り越えたりすることができるような、しなやかに生きる力を育みます。

○自分を律する態度と人を思いやる優しさ

日常生活の様々な問題や自分の生き方について関わる課題に直面したときには、主体的な判断の下に行動することが重要です。そのため、自立的な生き方や社会の形成者としてのあり方について考え、よりよく生きるための行為を自分の意志や判断によって選択し、実践しようとする態度を育みます。また、他者と共によりよく生きることができるよう、相手の立場や気持ちを思いやって行動できる優しさを育みます。

○「本物」に触れることで育む豊かな感性

自然体験や生活体験が豊富な子どもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高いという調査結果「青少年の体験活動等に関する実態調査（2014）」があります。身近な自然から得られる発見や感動、人と人がじかに触れ合うあたたかな交流や文化芸術の情緒豊かな世界など、様々な「本物」に触れる体験を通して、豊かな感性を育みます。

体 健やかな体

○自ら健康を保持増進しようとする態度

横浜市では、いつまでも元気に自分らしい毎日を過ごせるようにするため、自分のできるところから健康づくりを楽しむことを「健康横浜 21」に掲げ、様々な取組を進めています。食生活の大切さを理解し、望ましい生活習慣や楽しく運動する習慣を身に付けることで、自分の心身の健康を保持増進しようとする態度を育みます。

○体カづくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力

「小中学校児童生徒体力・運動能力調査（2016）」によると、横浜市の小・中学生の体力は全国より低い状況にあり、運動をする子どもとそうでない子どもの二極化傾向も見られます。体力は、意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健やかな成長を支え、豊かで充実した生活を送ることにもつながります。そのため、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、自ら進んで運動やスポーツを継続的にを行い、心身ともにたくましく生きる力を育みます。

○生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度

一人ひとりの興味関心に応じて運動やスポーツに親しむことは、生活をより豊かに送ることにつながります。また、運動やスポーツには粘り強くあきらめないで取り組み、目標を達成する喜びもあります。「ラグビーワールドカップ 2019」「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の経験を踏まえ、関係機関や企業等と連携した取組等を通して、運動やスポーツに対する関心を高め、生涯にわたって運動やスポーツを「する、みる、支える、知る」の多様な関わり方で親しむ態度を育みます。

公共心と社会参画

○自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力

「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（2013）」の結果、社会問題への関心や自分の社会参加において、日本の若者の意識は諸外国と比べて低い状況です。そのため、学んでいることを社会と関連付ける工夫などを通して、身近な出来事や社会問題への興味関心を高めます。その上で、家庭や地域における役割も含めた幅広い視点で働くことの意義を理解し、社会的・職業的自立に向けて、自分の役割と責任を自覚し、行動する力を育みます。

○横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働する力

大規模災害の発生を契機に、改めて地域や社会の絆の重要性が認識されています。横浜では、多くの市民が横浜に対して愛着や誇りを感じており、豊富な人材と、活発な市民活動が特徴です。日頃から、横浜の魅力を発見する機会や、地域社会とのつながりについて学ぶ機会を通して、地域や社会のために自分ができることを考え、他者と協働しながら課題解決を図ることができる力を育みます。

○夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

「全国学力・学習状況調査（2017）」の結果、将来の夢や目標を持っている横浜市の小中学生の割合は全国と比べて低い状況です。様々な分野で活躍する人や身近な尊敬できる人との出会いなどを通して、自分らしい夢や目標を持ち、生き方を考えようとする態度や、よりよい社会をつくるために、自ら考え行動し続ける態度を育みます。

未来を開く志

○自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力

グローバル化や価値観の多様化が一層進む中、年齢や性別、国籍や文化の違い、障害の有無等に関わらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、いきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現が求められています。そのため、自分の内面と向き合い、自他の違いを受け止めながら、価値感や背景の異なる相手ともコミュニケーションを図ることを大切にします。その中で、共感的に理解したり、合意を形成したりするなど、共に生きていく力を育みます。

○グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力

経済、社会、環境をめぐる地球規模の課題が深刻化する中、「持続可能な開発目標（SDGs）^{※2}」の達成を目指し、世界中の国や企業、市民団体等が取組を進めています。そこで、横浜はもとより日本の歴史や伝統文化を深く理解し、また、世界で起きている出来事にも幅広く関心を持ち、持続可能な社会の実現に向けて身近なところから行動する力を育みます。

○進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

横浜には開港以来、国内外から人が集まり、常に新しい技術や文化を積極的に取り入れていく進取の精神が育まれてきました。急速に変化する社会では、その先に起こる変化を予測し、行動することで、新たな未来を切り開いていくことが求められます。そのため、横浜がこれまで培ってきた進取の精神や国際都市としての多様性を強みとし、既存概念や慣習を打破してイノベーションを起こすなど、新たな価値を創造しようとする態度を育みます。

※2 2015（平成27）年9月「国連持続可能な開発サミット」にて、全会一致で採択された開発目標。先進国を含む、国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。

3 横浜の教育の方向性

多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」を目指して、多様な価値観や個性を尊重し、子どもや学校を取り巻く、様々な「ひと、もの、こと」のつながりを大切にします。その上で、次の四つの方向性に沿って施策や取組を進めます。そのために、学校や行政だけでなく、家庭、地域、関係機関、企業等、子どもの成長に関わる人が、方向性を共有し、一体となって教育を推進します。

1 子どもの可能性を広げます

□主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします。

○子ども自身が興味を持って積極的に学ぶとともに、学習活動を振り返って次につなげることができるよう授業改善を推進します。そのために、エビデンスに基づいた指導・支援を行うとともに、ICTをはじめとするテクノロジーの効果的な活用、調査研究の充実等を図ります。

○特別支援教育や日本語指導、登校支援など、学習や発達を取り巻く教育的ニーズに応じて、連続性のある多様な学びの場が用意されていることや、多様な個性や能力を伸ばす視点を重視します。

□よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します。

○学んでいることを社会と関連付け、自分の思いや考えを基に身近な生活をよりよくしたり、自分の未来や持続可能な社会のあり方について考えを広げ深めたりする機会を創出します。

○知識や経験を相互に関連付けながら課題解決を図る機会や、他者と協働し、試行錯誤しながら物事を成し遂げる機会を創出します。

□相手と心から向き合うこと(想)を大切に、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成します。

○人権教育の充実や「考え、議論する道徳」の展開、いじめのない風土づくりに向けた取組等を通して、子どもが相手と心から向き合うことを大切にします。

○集団の中で目標に向かって力を合わせ、ぶつかり合い、わかり合い、励まし助け合うことを通して、個々の違いを認め合いながら、ともに学び育つ風土づくりを進めます。

□幼児期から社会的自立までの成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします。

○幼児教育から高等教育までを視野に入れ、目指す子どもの姿や育む力を共有し、前の段階での教育が次の段階で生かされるよう、教育課程等の効果的で円滑な接続を図ります。

○小中一貫教育を一層推進するとともに、幼保小中高の連携を進めていきます。

○社会的自立に向けて、発達の段階に応じたキャリア教育を進めていきます。

2 魅力ある学校をつくります

- 教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる学校をつくります。

○子どもの思いをしっかりと受け止め、安心して学ぶことができる学校をつくります。そのために、いじめや不登校など、複雑化・困難化する児童生徒指導上の課題について、個人で対応するのではなく、児童支援・生徒指導専任教諭を中心としたチームによる指導・支援を進めます。

○校長のマネジメント力や危機管理能力の向上により、迅速かつ適切な判断のもと、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士や医師等の専門家を積極的に活用し、子どもの抱える課題のよりよい解決を図ります。

- 地域や社会と目標を共有し、連携・協働することを通して、子どもと社会がつながる学校をつくります。

○「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むという考え方に基づき、学校運営協議会等を活用しながら、「社会に開かれた教育課程」を実現します。

○子どもや地域の実態を踏まえて設定する学校教育目標を実現するため、校長のリーダーシップのもと、学校全体として、教科等や学年を超えて教育活動や組織運営の改善を図っていきます。

○各学校の自主的・自律的な学校運営を尊重しながら、学校や子ども、地域の実態を踏まえた支援をしていきます。

- 子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります。

○働きやすい環境の整備等に向けた業務改善の取組とともに、ワーク・ライフ・バランスを着実に推進し、教職員が働きがいを感じながら心身ともに健康でいきいきと働くことで、教育の質を向上させ、子どもが豊かに学び育つことができる学校をつくります。

○学校の業務改善支援、専門スタッフの配置や教職員の担うべき業務の精選等、教職員の働き方改革を進めることにより、教職員が子どもとしっかり向き合う時間が確保できる、魅力的で持続可能な環境を目指します。

- 教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします。

○全ての学校管理職・教職員が、学校の置かれた状況の変化に対応し、よりよい学校を作っていくために、人材育成指標等に基づき、自身のキャリアステージに応じて自ら学び続け、不断の努力を重ねながら、教育に対する使命感と情熱を持って職責を果たしていきます。

○採用方法の改善により、より優れた人材を確保していくとともに、大学との連携・協働の推進等により、教員の養成と育成をより一体的に進めていきます。あわせて、校内OJT・メンターチームの活動支援や、研究、研修の充実を図ることにより、意欲と能力を最大限に発揮できる人材育成をより一層進めます。

3 豊かな教育環境を整えます

- 学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します。

○「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、築70年を超えない範囲で、計画的に学校施設の建替えを進めます。

○学校施設の建替えや老朽化対策にあたっては、子どもの教育環境の向上を第一に考え、子どもが安全に、安心して、そして快適に過ごすことができる環境を整備します。

□地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます。

○学校は、子どもが多く時間を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域の防災や生涯学習等にも活用され、地域におけるまちづくりの様々な役割を担っていく場になります。

○学校施設の建替え時には、建替えでなければ解消できない施設の機能面の課題解決のほか、学校規模の適正化の検討や、教育効果の向上が見込むことのできる他施設との複合化等について留意し、地域とともに子どもをよりよく育むための教育環境を整えます。

□生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます。

○市民が自分の興味や関心に応じて主体的に学び続け、心豊かな生活につながるよう、読書活動の推進や図書館サービスの充実、横浜の歴史に関する学習の場の充実を図ります。

○市民の貴重な財産を次世代に引き継ぐため、文化財の保護・保全を進めるとともに、大人や子どもの学習の場としての活用や観光資源としての魅力向上を図ります。

○市民が身近な課題に気づき、解決に向けて主体的に行動していくことができるよう、「学び」と「活動」の循環を支援します。

4 社会全体で子どもを育みます

□家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図り、行政は家庭教育を支援します。

○子どもは、保護者など特定の大人との継続的な関わりの中で、愛され、大切にされることで、生きる上での基盤となる基本的信頼感を育てていきます。これを踏まえ、家庭は子どもの心身の調和のとれた発達を図り、自立心の育成や生活習慣の確立に努めます。

○家族形態の変容や地域のつながりの希薄化など、家庭での教育を行うことが困難な状況が指摘されています。行政は、各家庭の自主性を尊重しつつ、地域や学校、幼児教育施設等と連携し、保護者への学習の機会及び情報の提供を進め、保護者同士のつながりや地域との交流を促進することにより、保護者が安心して、家庭での教育を行うことができるよう支援します。

□学校、家庭、地域をはじめ、国内外の様々な関係機関や企業等が連携・協働し、子どもを育みます。

○より多くの保護者や地域住民等が学校運営に積極的に参画することで、地域と学校が双方向で関わる協働活動を推進するとともに、市長部局や警察等関係機関との連携強化により、登下校時の安全確保等を図りながら、地域全体で子どもを育みます。

○地域人材だけでなく、国内外の教育機関や企業、民間団体等と子どもの成長に向けた目標を共有しながら連携・協働し、教育内容の充実を図ります。

○子どもが積極的に地域や社会に参画して課題解決に向けて本気で取り組むことを推進し、子どもの挑戦する姿を厳しくもあたたかく受け止めてくれるような地域コミュニティを形成していくことで、人づくりと地域づくりの好循環を生み出していきます。

□教育と福祉、医療等の連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障します。

○全ての子どもの豊かな学びや育ちのため、教育と福祉、医療等が連携し、貧困や児童虐待など、様々な課題を抱える子ども一人ひとりに寄り添って支えます。

○学校だけでは解決が困難な課題においては、学校と幼児教育施設や区役所、児童相談所、地域療育センター、医療機関、地域の団体等が連携し、役割分担をしながら切れ目なく支援することにより、子どもの自立と社会参画に向けた学びや発達の保障につなげていきます。

「第3期横浜市教育振興基本計画」素案へのご意見をお待ちしています

平成30年9月28日(金)～10月29日(月)

【提出方法】 郵送、FAX、電子メールでお寄せください。

書式は問いませんが、

①住所 ②氏名 ③本計画に関する意見の3点は、必ずご記入ください。

【提出先】 郵送：〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課あて

FAX：045-663-3118 電子メール：ky-box@city.yokohama.jp

※「第3期横浜市教育振興基本計画」素案の詳細については、ホームページをご覧ください。

第3期横浜市教育振興基本計画 [検索](#)

※いただいたご意見については、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方を取りまとめ、後日公表します。個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

※ご意見の提出に伴い取得した住所氏名等の個人情報、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。



2018(平成30)年9月発行 横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3243 FAX 045-663-3118

「第3期横浜市教育振興基本計画」素案(案)概要

教育委員会資料
平成30年9月18日
教育政策推進課

2018(平成30)年に策定した「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向けたアクションプランとして、今後5年間で進める施策や取組をまとめた「第3期横浜市教育振興基本計画」(教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」)を策定します。

【計画期間：2018(平成30)年度～2022(平成34)年度】

「横浜教育ビジョン2030」

1	横浜の教育が目指すづくり	自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人			
2	横浜の教育が育む力	知 生きてはたらく知	徳 豊かな心	体 健やかな体	公 公共心と社会参画
3	横浜の教育の方向性	多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します			

構成

「横浜教育ビジョン2030」が示す4つの教育の方向性と14の柱に基づき、「26の施策」を示します。施策ごとに、「指標」「想定事業量」「主な取組」を掲げ、PDCAサイクルに基づき、進捗管理を行います。



基本姿勢

「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向け、本計画を策定・推進するにあたっての基本姿勢として次の2点を示します。

持続可能な学校への変革

持続可能な未来の創造・持続可能な学校への変革を目指し、

- SDGs*との関係性を意識した教育活動の展開
- 「教職員の働き方改革」の着実な実施
- 地域・企業・大学・関係機関等との連携・協働の推進
- 自然環境に配慮した学校施設の整備を進めます。

*2015年9月「国連持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)

客観的な根拠に基づく教育政策の推進

明確な指標設定のもと、大学や企業等と連携し、「学力・学習状況調査」等のデータの分析や施策・取組の効果検証を踏まえた、授業改善や教育施策を推進します。

特に重視するテーマ

1 新学習指導要領の着実な実施と主体的な学びの実現

2020年から全面实施される新学習指導要領への移行に向けた万全な準備、着実な実施、主体的な学びの実現に向けて、各取組を推進します。

2 新時代の到来を見据えた次世代の教育の推進

グローバル化の一層の進展や情報社会、スマート社会、AIの進化等、変化する新時代を見据え、子どもが地域・社会とのつながりを通して、新たな価値を創造する力を育みます。

3 子どもの健康の増進

生涯にわたって、健康かつ豊かな生活を送ることができるよう、自ら健康をマネジメントする力の育成や、科学的根拠に基づく体力向上に取り組みます。

4 多様なニーズに対応した特別支援教育の推進

共生社会の実現に向け、全ての学校において、インクルーシブ教育システムの構築を更に推進し、多様な教育の場を充実していくとともに、全ての子どもに、あらゆる教育の場で、一貫した適切な指導や必要な支援を行います。

5 複雑化する課題の解決に向けた学校組織の体制強化、福祉・医療との連携強化

いじめ等の課題の早期発見・解決や日本語指導が必要な児童生徒及び不登校児童生徒への支援の充実に向け、学校組織の体制強化を進めるとともに、貧困・虐待等の課題に対応するため、福祉・医療との連携強化を図ります。

6 計画的な学校施設の建替の推進

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針(2017年5月策定)」に基づき、老朽化した学校施設の建替えに順次着手します。

■ 主な指標と目標値 ■

指標	直近の現状値 (2017年度)	目標値 (2022年度)
① 課題の解決に向け、話し合い、発表する等の学習活動に取り組んでいる児童生徒の割合	小6 : 74.3% 中3 : 64.0%	小6 : 80% 中3 : 70%
② a 全国学力・学習状況調査の平均正答率	全国を上回る	毎年、全国を上回る
b 全国学力・学習状況調査の下位層*1の割合	全国より少ない	毎年、全国より少ない
③不登校児童生徒のうち横浜教育支援センター*2の支援を受けている児童生徒の割合	12.7% (2016年度)	19.8%
④「卒業後を見通した学習が行われている」と答える特別支援学校の保護者の割合	88.0%	100%
⑤個別支援学級の担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率	小 : 25.2% 中 : 30.8%	小 : 32% 中 : 38%
⑥全日制高等学校卒業段階で英検2級相当以上の取得割合	29.8%	40%
⑦中学校卒業段階で英検3級相当以上の取得割合	54.0%	58%
⑧子どものICT活用を指導する能力を有する教員の割合	59.9%	67%
⑨地域や社会をよりよくすることを考えることがある児童生徒の割合	小6 : 46.8% 中3 : 32.6%	小6 : 55% 中3 : 45%
⑩一週間の総運動時間(体育、保健体育の授業を除く)が7時間未満の子どもの割合	小 : 58.1% 中 : 28.3%	小 : 56% 中 : 25%
⑪「ハマ弁」の喫食率	1.3% (2018年3月)	20% (2020年度)
⑫スクールソーシャルワーカー(SSW)が行った支援による改善率	75.8%	80%
⑬時間外勤務月80時間超の教職員の割合	—	0%
⑭建替工事着手校数	—	9校

※1 正答数分布の状況から四分位により、正答数の高い順に学力層を4つに分けた場合の一番学力が低い層

※2 不登校になった小・中学生を対象に、ハートフルフレンド(大学生等)による家庭訪問や、ハートフルスペース(適応指導教室)及びハートフルルーム(相談指導学級)における様々な活動を通じた支援

■ 施策・主な取組 ■

方向性1 子どもの可能性を広げます

柱1 主体的な学び

主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします

施策

1 主体的・対話的で深い学びによる学力の向上

- 新学習指導要領の着実な実施と「主体的・対話的で深い学び」の実現
- 「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の向上
- 学習の習熟度に応じた指導・支援の充実

想定事業量	2017年度末	2022年度末
小学校高学年における一部教科分担任制を伴うチーム学年経営の強化推進校数	—	48校
「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に準拠した「横浜市学力・学習状況調査」の実施	—	実施
「読みのスキル」向上推進校数	—	18校

2 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

- 不登校児童生徒への支援の充実
- 教育相談の充実
- 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

想定事業量	2017年度末	2022年度末
ハートフルスペース・ハートフルルームの拡張か所数	—	2か所
外国語補助指導員の配置人数	8人	13人

3 特別支援教育の推進

- 全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築
- 一般学級在籍の特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実
- 障害特性に応じた個別支援学級における教育の充実
- 特別支援学校の充実
- 特別支援教育相談システムの充実

想定事業量	2017年度末	2022年度末
特別支援教室実践推進校数	8校/年	152校(延べ)
巡回型指導を行う通級指導教室設置校数	—	10校
特別支援学校教諭免許状取得支援により免許状を取得した人数	92人/年	580人 (5か年累計)

4 魅力ある高校教育の推進

- 市立高校の魅力づくり
- 進路希望実現への支援
- 市立高校におけるグローバル人材の育成

想定事業量	2017年度末	2022年度末
SGH(スーパーグローバルハイスクール)、SSH(スーパーサイエンスハイスクール)の取組の継続	2校	2校
海外大学進学支援プログラムによる海外大学進学者数	4人/年	26人 (5か年累計)

柱2 創造に向かう学び

よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します

施策

- グローバル社会で活躍できる人材の育成
 - グローバル社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成
 - 国際理解教育等の推進
- 情報社会を生きる能力の育成
 - 児童生徒の情報活用能力の向上 ○ICT環境の整備
- 持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成
 - 社会と連携した自分づくり教育（キャリア教育）の推進
 - SDGsとの関係性を意識した教育活動の展開

想定事業量	2017年度末	2022年度末
タブレット端末の整備台数	1校当たり10台	1校当たり40台（大規模校等80台）
ICT支援員の配置	—	全小・中学校を定期的に訪問できる体制
はまっ子未来カンパニープロジェクト参加校数	27校/年	150校（延べ）

柱3 支え合う風土

相手と心から向き合うことを（想）を大切にし、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成します

施策

- 豊かな心の育成
 - 考え、議論する道徳教育の推進
 - 人権教育の推進
 - 「本物」に触れる機会の創出

想定事業量	2017年度末	2022年度末
道徳授業力向上推進校数・拠点校数	推進校：36校/年 拠点校：4校/年	推進校：180校 拠点校：10校 （共に延べ）
「子どもの社会的スキル横浜プログラム [※] 」の実践推進校数	—	18校（延べ）

※子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むための横浜独自のプログラム

柱4 学びと育ちの連続性

幼児期から社会的自立までの成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします

施策

- つながりを重視した教育の推進
 - 学校やブロックらしさをいかした小中一貫教育の推進
 - 義務教育学校・中高一貫校の充実 等
- 健康な体づくり
 - 運動やスポーツと多様にかかわる機会の創出
 - 食育の推進 ○持続可能な部活動の実現 等

方向性2 魅力ある学校をつくります

柱5 安心して学べる学校

教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる学校をつくります

施策

- 安心して学べる学校づくり
 - 安心して参加できる集団づくり
 - いじめ等への組織的対応の強化

想定事業量	2017年度末	2022年度末
児童支援・生徒指導専任教諭配置に伴う後補充非常勤職員を常勤化している学校数	小学校：40校 中学校：121校	拡充
スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置	区担当SSWが学校の要請により訪問する体制	SSWが全小・中学校を定期的に訪問できる体制（2021年度）

柱7 いきいきと働く教職員

子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります

施策

- 教職員の働き方改革の推進
 - 学校の業務改善支援
 - 学校業務の適正化、精査・精選
 - チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実
 - 教職員の人材育成・意識改革

想定事業量	2017年度末	2022年度末
総合学校支援システムの構築	—	実施
職員室業務アシスタントの配置校数	30校	全校 （2021年度）

柱6 社会とつながる学校

地域や社会と目標を共有し、連携・協働することを通じて、子どもが社会とつながる学校をつくります

施策

- 地域との連携・協働の推進
 - 学校運営協議会の設置推進
 - 地域学校協働活動の推進 等
- 自主・自律的な学校運営の推進
 - 学校マネジメント機能の強化
 - 学校教育事務所による学校支援

想定事業量	2017年度末	2022年度末
学校運営協議会設置校数	148校	全校
地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）の配置校数	236校	全校

柱8 学び続ける教職員

教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします

施策

- 教職員の育成、優秀な教職員の確保
 - 時代の変化に対応した教職員の人材育成の強化
 - 学び続ける教職員のための環境づくり
 - 優れた教職員の確保

想定事業量	2017年度末	2022年度末
海外研修派遣者数	48人/年	200人（延べ）
企業等研修派遣者数	791人/年	4,000人（延べ）
新たな教育センターの施設確保に向けた事業推進	検討	推進

方向性3 豊かな教育環境を整えます

柱9 安全・安心な環境

学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します

施策

- 安全・安心な教育環境の確保
 - 児童生徒の安全確保
 - 快適な教育環境の整備 等
- 学校施設の計画的な建替え

想定事業量	2017年度末	2022年度末
特別教室（図書室、理科室、美術室（図工室）、調理室（家庭科室））への空調設備の設置校数	286校	全校 (2019年度)
建替えの基本構想着手校数	3校	27校

柱10 地域とともに歩む学校

地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます

施策

- 学校規模の適正化
 - 小規模校や過大規模校の対策
 - 通学区域の調整
- 地域の状況を踏まえた学校づくり
 - 地域学校協働活動の推進
 - 学校施設の複合化等の検討

想定事業量	2017年度末	2022年度末
地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）の配置校数【再掲】	236校	全校

柱11 市民の豊かな学び

生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます

施策

- 生涯学習の推進
 - 生涯学習の推進
 - 読書活動の推進
- 図書館サービスの充実
 - 子どもの読書習慣の定着と市民の学びの支援
- 横浜の歴史に関する学習の場の充実
 - 歴史学習の機会の充実
 - 文化財の保全・活用

想定事業量	2017年度末	2022年度末
「横浜市生涯学習基本構想」の改訂	—	改訂
学校の授業支援等のためのセット貸出用図書の冊数	3,920冊	4,500冊
「歴史文化基本構想」の策定	検討	策定 (2021年度)

方向性4 社会全体で子どもを育みます

柱12 家庭教育の支援

家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図り、行政は家庭教育を支援します

施策

- 家庭教育支援の推進
 - 家庭教育に関する適切な情報の提供
 - 保護者の学びや交流の促進
 - 関係機関や地域と連携した家庭教育支援

想定事業量	2017年度末	2022年度末
家庭教育に関する総合情報サイトの開設	—	開設 (2020年度)

柱13 多様な主体との連携・協働

学校、家庭、地域をはじめ、国内外の様々な関係機関や企業等が連携・協働し、子どもを育みます

施策

- 多様な主体との連携・協働の推進
 - 地域等との連携・協働の推進
 - 企業との連携・協働の推進
 - 大学との連携・協働の推進

想定事業量	2017年度末	2022年度末
子どもアドベンチャーのプログラム数	79/年	100/年

柱14 切れ目のない支援

教育と福祉、医療等との連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障します

施策

- 福祉・医療との連携による支援の充実
 - 福祉との連携強化
 - 医療との連携強化
- 子どもの貧困対策の推進
 - 教育機会の保障
 - 地域・関係機関との連携強化

想定事業量	2017年度末	2022年度末
医療的ケアに関する多分野にわたる相談・調整を行うコーディネーターの養成・配置か所数	—	2か所 (2021年度)
「放課後学び場事業」実施校数（中学校）	42校	94校

今後のスケジュール

9月27日	平成30年第3回市会定例会常任委員会（素案説明）
9月28日～10月29日	パブリックコメント実施
12月	平成30年第4回市会定例会常任委員会（原案説明）
12月	策定・公表

教委第 27 号議案

横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針の改訂素案について

横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針の改訂素案を次のとおり作成する。

平成 30 年 9 月 18 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」（平成22年策定）について、横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申を踏まえ、同基本方針を改訂するため、改訂素案を別添案のとおり作成する。



(案)

横浜市立小・中学校の通学区域制度
及び学校規模に関する基本方針
(改訂素案)

平成30年 月

横浜市教育委員会

はじめに

横浜市では昭和40年代から50年代にかけての人口急増期に、200校以上の小・中学校の新設校を設置してきた。しかし、近年の全国的な少子化を受け、児童生徒数が減少した地域も多くなっており、一方で、大規模マンションの建設等により、児童生徒数が急増している地域も見受けられる。

こうした児童生徒の居住分布の変化や、偏在に伴い、学校規模に不均衡が生じ、併せて通学区域に関する課題を抱える地域も発生してきた。このような状況を踏まえ、本市では2010（平成22）年12月に「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針（以下、基本方針）」を策定し、基本方針に基づき通学区域の変更や弾力化、学校統合、学校新設等による学校規模の適正化方策に取り組んできた。

現在も基本方針に基づき適正化を推進しているが、取組を進めてきたことで、基本方針では解決できない課題や学校施設に関する新たな課題等も発生してきている。また、基本方針を策定してから7年以上経過しているため、時代のニーズに合わせた方策も必要となっている。

そこで、基本方針に基づき推進してきた事業の振り返りや現在の状況などを考慮したうえで、基本方針の見直しを行うため、教育委員会より、学識経験者や保護者代表、地域代表、学校関係者等からなる附属機関の「横浜市学校規模適正化等検討委員会（以下、検討委員会）」に諮問し、基本方針の見直しについて、延べ6回の検討委員会で議論を行った。議論の内容については、2018（平成30）年7月に答申として教育委員会へ提出された。

この検討委員会の答申を踏まえ、市立小・中学校の教育水準の維持向上を引き続き図るため、このたび、基本方針を改訂する。

基本方針では、児童生徒の教育環境改善に向けて、少子化により今後見込まれる児童生徒数の減少や他の教育施策、厳しい財政状況等を踏まえたうえでの考え方を示した。これからの子どもたちにとって、大きな教育効果が得られるよう、基本方針に基づき事業を推進する。

目 次

I 基本方針の目的と位置付け	3
1 基本方針の目的	
2 基本方針の位置付け	
II 背景	4
1 児童生徒数の推移	
2 小規模校、準適正規模(従前:大規模校)・過大規模校の推移	
(1)小規模校の推移	
(2)準適正規模・過大規模校の推移	
3 学校施設の建替えの必要性	
(1)現状	
(2)「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」について	
4 学習指導要領の改訂	
5 横浜市学校規模適正化等検討委員会の設置	
(1)横浜市学校規模適正化等検討委員会	
(2)部会	
III 課題	9
1 通学区域制度の課題	
(1)通学区域について	
(2)適正な通学距離について	
(3)通学区域の弾力化について	
2 学校規模の適正化に係る課題	
(1)適正な学校規模の考え方について	
(2)小規模校の対策について	
(3)過大規模校の対策について	
IV 通学区域制度	12
1 通学区域制度の法的根拠	
2 通学区域制度の基本的な考え方	
3 通学区域設定にあたっての考え方	
4 通学区域の適正化方策	
5 遠距離通学支援策についての考え方	
6 通学区域の弾力化	
V 適正な学校規模について	16
1 適正な学校規模の考え方	
2 学校規模の適正化方策	
(1)基本的な考え方	
(2)小規模校対策について	
(3)過大規模校対策について	
VI その他の方策についての考え方	20
1 適正化方策の推進	
2 情報の提供	
3 基本方針の見直し	

I 基本方針の目的と位置付け

1 基本方針の目的

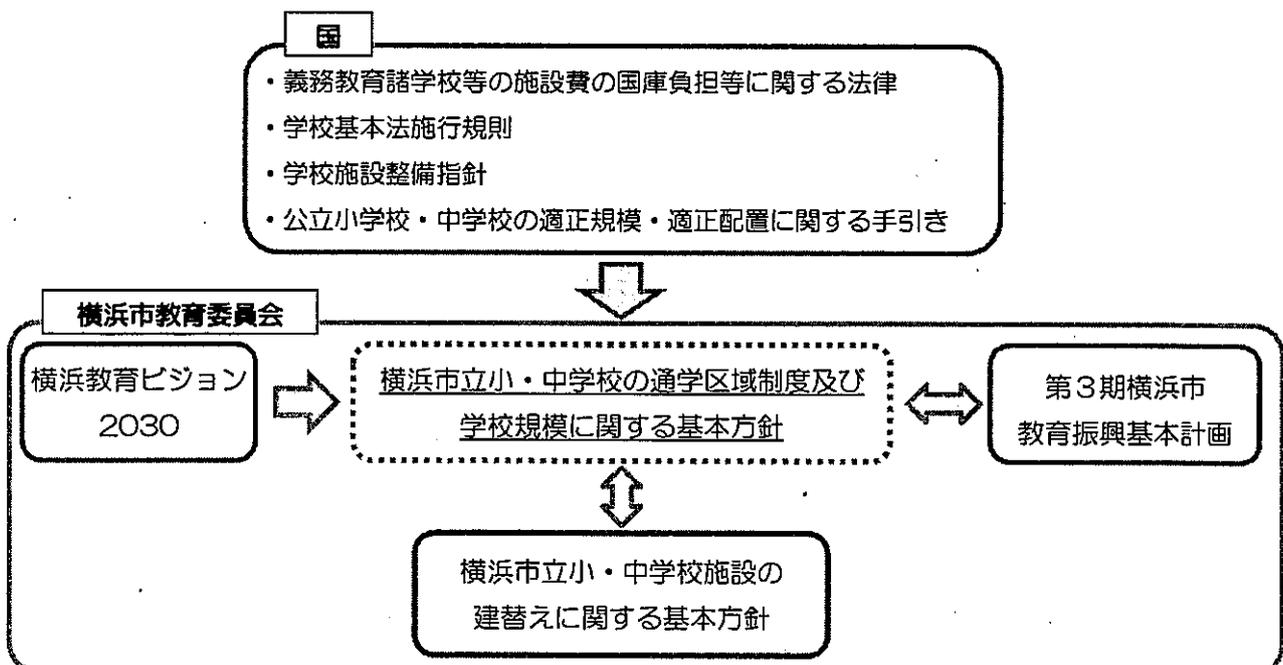
横浜市では、小・中学校あわせて 500 校近い学校を設置している。児童生徒数が増加したことにより新設した学校も、近年では少子化による児童生徒数減少の傾向にある。一方で、大規模マンションの建設等により、児童生徒数が急増している学校もあり、児童生徒の居住分布の変化や、偏在等により通学区域の調整が必要となっている。

本基本方針は、市立小・中学校の通学区域制度や適正な学校規模について定めるとともに、通学区域の調整や学校統合、学校新設など、小規模校の適正規模化や過大規模校の対策等についての考え方を示すことで、子どもたちの教育環境改善に資することを目的とする。

2 基本方針の位置付け

「横浜教育ビジョン 2030」では、「横浜の教育の方向性」において、豊かな教育環境を整えることとしている。本基本方針は、「横浜教育ビジョン 2030」の実現に向けて、児童生徒が安全・安心でより良い環境の下に教育を受けられるよう、児童生徒数の減少や、急増地域への対応による学校規模の適正化等、具体的な方策の方向性を示すものである。

また、国における「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」、「学校基本法施行規則」や文部科学省の定める「学校施設整備指針」、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」等で示される、通学区域制度や適正な学校規模を踏まえ策定するものである。



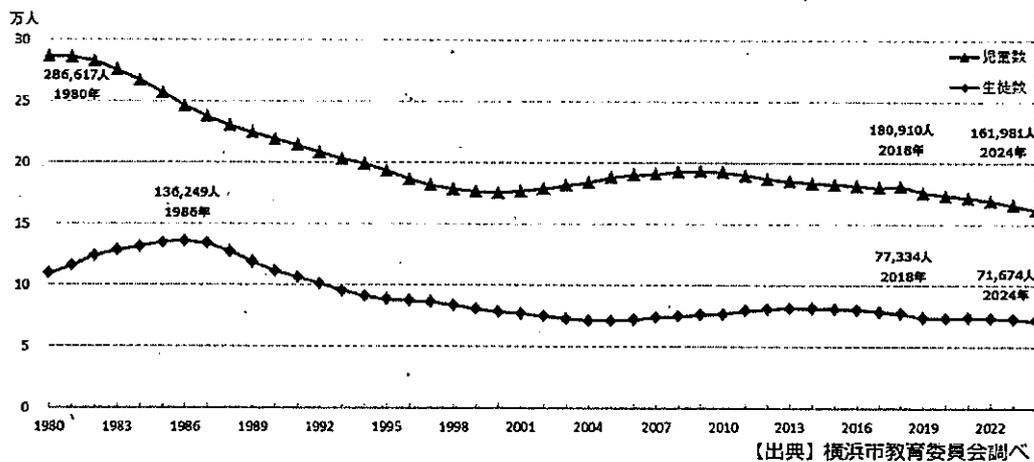
Ⅱ 背景

1 児童生徒数の推移

横浜市立小・中学校の児童数は1980（昭和55）年度、生徒数は1986（昭和61）年度をピークに減少している。2018（平成30）年度には児童数180,910人、生徒数77,334人となっており、ピーク時と比べると児童数は約63%、生徒数は約57%程度となっている。また、義務教育人口推計（2018年度時点）によると、2024年度には児童数161,981人、生徒数71,674人となり、更なる減少が見込まれている。

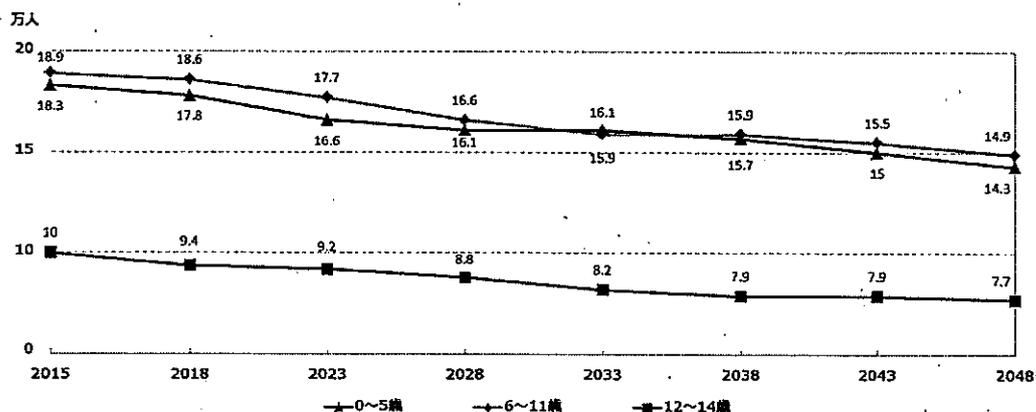
なお、長期的な推計の「横浜市将来人口推計」によると、今後も学齢期人口の減少が続く、2048年には現在（2018年）と比べ約2割の減少が見込まれている。

〈横浜市立小・中学校の児童生徒数の推移〉



（注）2018年度（平成30年度）までは5月1日時点の実数値で個別支援学級を含む、2019年度以降は義務教育人口推計（2018年度時点）に基づく推計値で個別支援学級を除く。

【参考】将来人口推計（15歳未満の推計値）



横浜市政策局作成「横浜市将来人口推計（2017年12月）」より作成

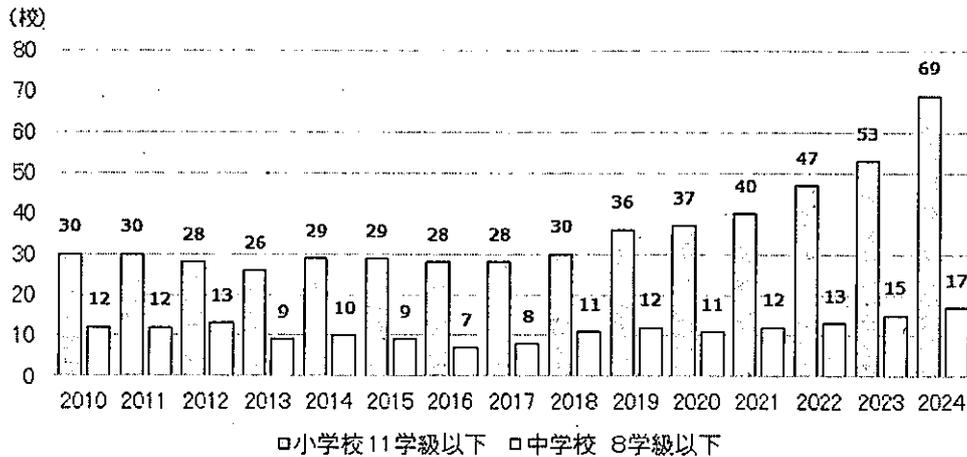
2015年国勢調査の結果を基準とした、コーホート要因法（出生・死亡・転出入を個別に推計し合算）による2048年までの推計値。

2 小規模校、準適正規模（従前：大規模校）・過大規模校の推移

(1) 小規模校の推移

小規模校については、学校規模の適正化の取組を進めてきたことで、小・中学校ともおおむね一定の学校数で推移している。しかし、今後は、中学校についてはおおむね横ばいの学校数で推移するが、小学校については増加し、2024（平成36）年度には69校になると見込まれている。

〈小規模校数の推移〉



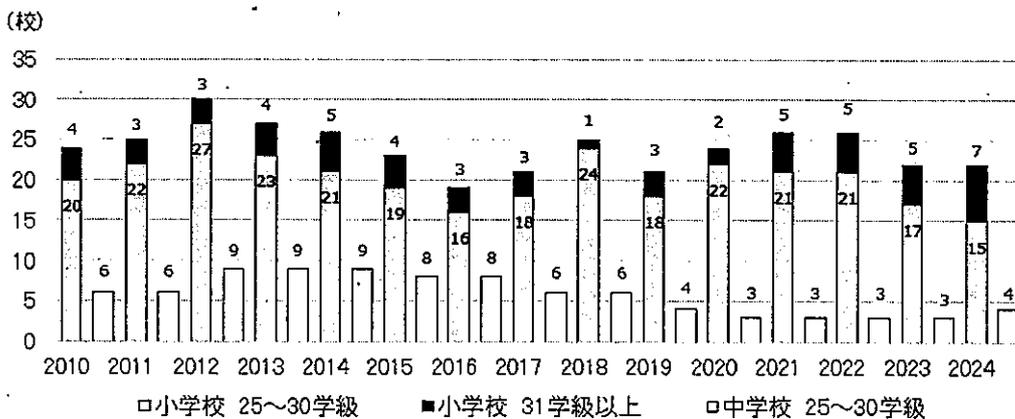
【出典】横浜市教育委員会調べ

(注) 2018年度までは5月1日時点の実数値、2019年度以降は義務教育人口推計（2018年度時点）に基づく推計値。

(2) 準適正規模・過大規模校の推移

義務教育人口推計（2018年度時点）では、今後、市内の児童生徒数は緩やかな減少傾向にあるが、児童生徒数の急増する地域などもあるため、引き続き、一定数の準適正規模・過大規模校が存在すると見込まれている。

〈準適正規模・過大規模校数の推移〉



(注) 31学級以上の中学校はありません。

【出典】横浜市教育委員会調べ

(注) 2018年度までは5月1日時点の実数値、2019年度以降は義務教育人口推計（2018年度時点）に基づく推計値。

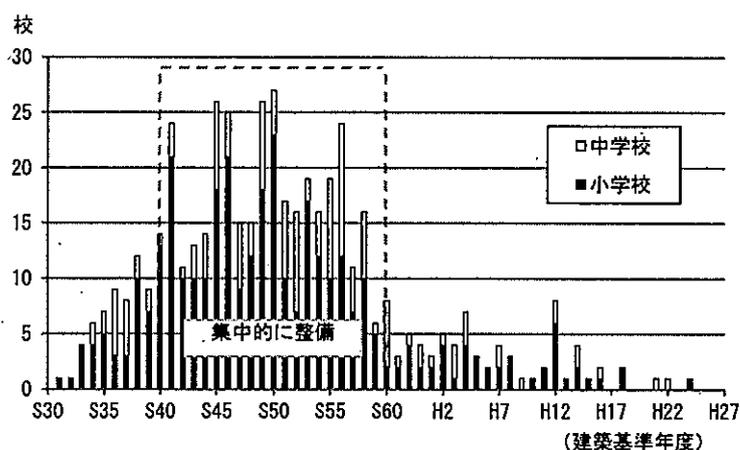
3 学校施設の建替えの必要性

(1) 現状

本市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて集中的に学校施設を整備しており、従来は築40年ほどで建替えを行ってきたが、現状では6割以上の学校が築後40年を経過している状況にある。10年後には、この割合は9割近くになると見込まれており、老朽化対策の必要がある。

また、本市の小・中学校施設のほとんどが現行の整備の基準を下回っている状況にある。大規模な住宅開発等により、頻繁に増築が行われており、グラウンドの面積は、全国の政令指定都市や東京都区部と比べても最低水準にあるほか、当初の施設配置と異なり、非効率な施設状況となっている学校が多くある。

【参考】横浜市立小・中学校の建設年度



【出典】横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針

(2) 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」について

2017(平成29)年5月に策定された、「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」では、1981(昭和56)年度以前に建設された学校施設を対象とし、地域住民の声を反映しながら1校1校最善の形で建替えを進めていくこととしている。

前述の方針では、建替校選定の考え方として、築年数の古い学校から行うこと、全面建替えを基本とすることなどを定めている。また、より良い教育環境の整備を目指し、最新の整備の基準や仕様を基に施設計画を行い、建物及びグラウンド等の必要面積を確保するため、建物の高層化等を検討することとしている。

また、建替校の選定においては、「学校統合」や「機能改善」、「複合化」の視点からも必ず検討することとしている。特に「学校統合」については、学校施設の建替えと併せて行うことで、統合後の教育環境の大幅な改善に加えて、建替中に一方の学校を仮校舎として使用することで、工事によって学校施設の使用が制限される期間の短縮及び機能の維持を図る考えが示されている。

4 学習指導要領の改訂

学習指導要領は、時代の変化や児童生徒の状況、社会の要請等を踏まえ改訂されてきており、教育活動の更なる充実が図られている。

2020（平成32）年度より小学校、2021（平成33）年度より中学校において全面実施となる今回の改訂では、知識の理解の質を高め、資質や能力を育む『主体的・対話的で深い学び』を目指し、『何ができるようになるか』を明確化するとしている。また、新学習指導要領の総則解説では、学校教育には、児童生徒が様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことが求められていると述べられており、「横浜教育ビジョン2030」や「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領 総則・総則解説」でも多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を進めていく旨が記載されている。

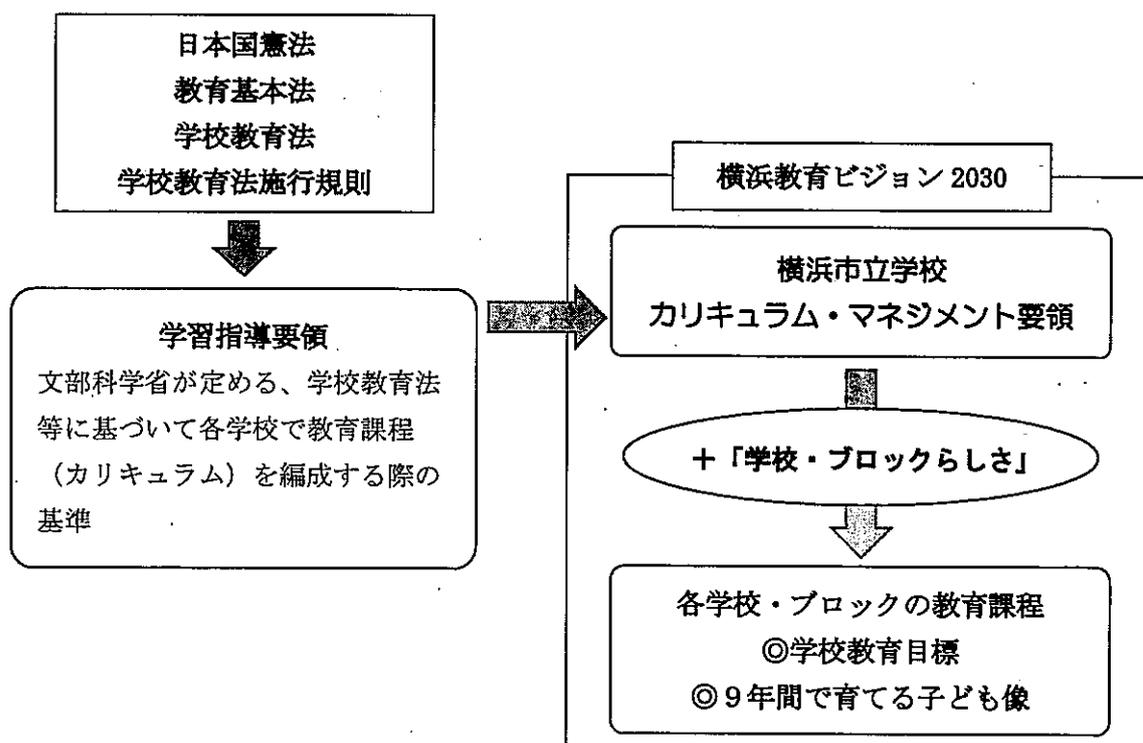
このように、これからの学校教育には、人と人の関わり合いを大切にしながら多様性を認め、協働性を発揮して自己実現を図る子どもの育成が求められている。

このことから、各学校においては、多様な人間関係を構築する環境を、学校内外において意図的に創出することが期待されている。

また、児童生徒の資質や能力を着実に育むためのきめ細やかな指導を組織的かつ効果的に展開するために、小学校では一部教科分担制を導入して学年経営を強化したり、中学校では生徒一人ひとりの関心や意欲に応じた指導を工夫したりするなど、学校教育の充実を図る必要がある。そのためには、一定程度の学級数が求められる。

【参考】「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」の位置付け

「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」とは、「横浜教育ビジョン2030」の理念を踏まえ、『横浜の教育が目指す人づくり』を実現するため、教育課程に関する横浜市教育委員会の基準として策定されたものである。



5 横浜市学校規模適正化等検討委員会の設置

(1) 横浜市学校規模適正化等検討委員会

横浜市立小・中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域の適正化及び弾力化並びに規模の適正化を推進するなどの目的で、教育委員会の附属機関として、「横浜市学校規模適正化等検討委員会条例」(2013年9月施行、以下条例)に基づき横浜市学校規模適正化等検討委員会を設置している。

所掌事務のうち、市全体にかかわること、基本的な考え方については、横浜市学校規模適正化等検討委員会において検討し、各地域の具体的な調査審議については、条例第8条より、必要に応じて、臨時委員による部会を設置して検討することとしている。

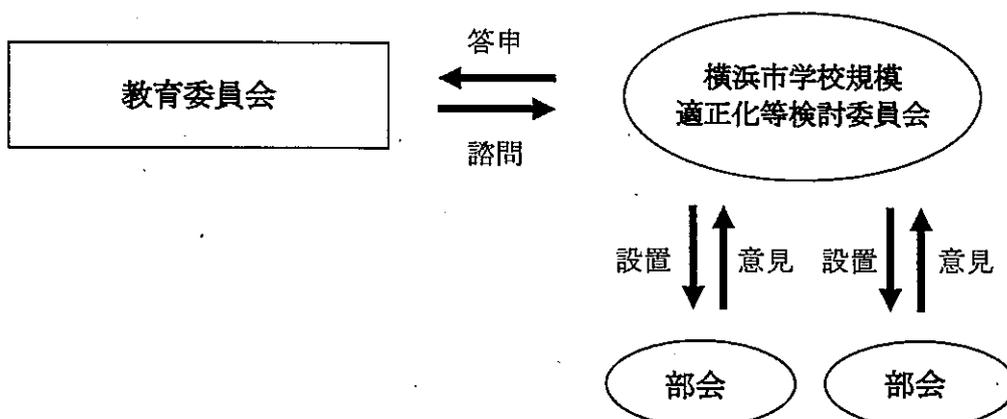
横浜市学校規模適正化等検討委員会条例 所掌事務(第2条)

- (1) 通学区域、規模、配置等の基本的な事項に関すること
- (2) 通学区域の適正化及び弾力化に関すること
- (3) 規模の適正化に関すること
- (4) 配置に関すること
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

(2) 部会

小規模校及び過大規模校対策については、地域状況を考慮した具体的な学校規模の適正化等の検討を行うことを目的とし、必要に応じて、保護者や地域関係者、学校長等により構成される部会を設置している。

小規模校については、通学区域の変更や弾力化等について検討し、実施できない場合や実施によっても課題が解消しない場合には、学校統合について検討している。過大規模校については、通学区域の変更や弾力化及び分離新設等について検討している。



Ⅲ 課題

1 通学区域制度の課題

(1) 通学区域について

児童生徒が居住地の住所によって指定された学校に通学できるよう、通学区域を設定しているが、地域コミュニティとの関係や行政区、小中一貫教育の推進にあたり、小・中学校の通学区域が一致しない問題などに対し、その解消に向けた対策が必要である。

ただし、通学区域を検討するにあたっては、長年にわたって通学区域が地域に根付いていることに配慮する必要がある。

(2) 適正な通学距離について

これまでの基本方針では、徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力や、生活への影響を考慮し、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2キロメートル以内、中学校では片道おおむね3キロメートル以内としている。

この考え方にに基づき、これまで適正な通学距離となるように通学区域変更などの諸方策を進めてきた。

しかし、このような方策を講じても、指定校までの通学距離が望ましい通学距離を超えてしまうケースや、学校統合の実施に伴い、複数の学校の通学区域を1つの通学区域とすることにより、統合校の通学区域が望ましい通学距離を超えてしまうケースが発生している。

特に今後、学校統合等による学校施設の建替えに伴い、一時的に他の施設を活用する場合、望ましい通学距離を著しく超えることも考えられる。

(3) 通学区域の弾力化について

これまで基本方針に基づき、保護者や地域住民の信頼に応える学校づくりを推進し、学校選択の機会を拡大する観点から、通学区域の一層の弾力化を推進してきた。

特別調整通学区域制度については、学校規模の適正化や地域コミュニティ等との整合性を図るため、設定区域は拡大している。指定地区外就学許可制度については、特別調整通学区域の設定区域の拡大などにより、利用者数は減少傾向にある。引き続き、各制度の認知度を高めるため、制度の周知に取り組む必要がある。

一方で、通学区域特認校制度については、制度創設時と比較して指定校数や申請者数ともに減少しており、制度の見直しが必要である。

また、学校選択制については通学区域の弾力化の一方策として検討すべきものであるが、住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本とする中で、その位置づけを明確にすることや、保護者や地域住民のニーズの把握及び先行導入した他都市の事例なども踏まえ、今後、具体的な方策を検討する必要がある。

【参考】本市がこれまでに推進してきた通学区域の弾力化の制度内容

◎特別調整通学区域制度

学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）または教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度

◎指定地区外就学許可制度

児童生徒のおかれた個々の事情を判断し、住所によって指定された学校以外の学校に通学することができる制度

◎通学区域特認校制度

基礎・基本の習得など、必要な教育水準を備えたうえで、新たな取組を実践している学校「PSY:パイオニアスクールよこはま（2013年度をもって事業終了）」の指定を受けた実績があり、引き続き特色ある教育を実践していく学校の中から、各学校からの発意や施設状況等により教育委員会が通学区域特認校として指定。保護者が、真にその通学区域特認校の有する特色の中で児童生徒に教育を受けさせたいという場合に、通学区域外から通学状況等の条件について考慮したうえで、その通学区域特認校への就学を認める制度

2 学校規模の適正化に係る課題

(1) 適正な学校規模の考え方について

今後の児童生徒数の推移を踏まえ、これまでの基本方針で定められている学校規模の考え方について、改めて確認する必要がある。

これまでの基本方針においては、諸施策の推進にあたり、小・中学校において12～24学級を「適正規模校」として位置づけている。また、学校規模が適正規模の範囲にある場合でも、教室不足により仮設校舎を設置しているなどの場合、その解消を含めた対策の検討が必要である。

また、小・中学校において、25～30学級をこれまで「大規模校」と位置づけていたが、保有教室数や特別教室等が充足している場合には、適正規模校と遜色ない教育を進めることができるとしており、「大規模校」の考え方についても検討が必要である。

(2) 小規模校の対策について

今後、少子化に伴い小規模校は増加すると見込まれているが、これまでの基本方針に基づいた小規模校対策では、小規模校の解消が困難な地域が多くなることが予想される。

《これまでの小規模校の対策における課題》

① 学校統合を実施すると適正な通学距離が保てない

これまでの学校統合では、適正な通学距離（小学校片道おおむね2キロメートル以内、中学校片道おおむね3キロメートル以内）が保てる範囲で検討が進められてきたため、適正な通学距離を超える学校において学校統合が進んでいない。

② 学校統合の対象となる小規模校がない

これまで学校統合により、統合校の学校規模が恒常的に25学級以上（大規模校）となるような場合については、学校統合の対象から除くこととしていたため、適正規模化が進まない地域がある。

③ 学校施設の規模に限界がある

既存の学校の施設規模で、統合校において児童生徒を受け入れられない場合には、学校統合を進めることが難しくなっている。学校統合により、少人数指導で活用している多目的教室などの教育上必要な諸教室を確保することが困難になり、学校統合が進まない地域もある。

(3) 過大規模校の対策について

今後減少すると見込まれる児童生徒数の推移を踏まえ、人口急増が一過性である場合等の対応としては、これまでの分離新設による対応策だけではない、過大規模校の対策の検討が必要となっている。

なお、新たな都市計画や住宅開発等によって、児童生徒数が急増している学校については、これに対応するための教室の内部改修や校舎の増改築を行うスペースの確保ができない場合があることから、施設の整備によらない対応策の検討が必要である。

IV 通学区域制度

1 通学区域制度の法的根拠

学校教育法施行令第5条第2項により、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合又は当該市町村の設置する中学校及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。」と定められている。これを受けて、「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」により、通学区域を定め、これに基づき就学すべき学校を指定している。

2 通学区域制度の基本的な考え方

これまでの通学区域制度は、義務教育について、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。

国の「学校施設整備指針」（2016年3月 文部科学省）においても、通学距離の長距離化による児童の負担や、隣接校の学校規模・通学区域、児童生徒の居住分布、通学経路の安全性等に配慮することが望ましいとしている。

横浜市では現在、「学校運営協議会」を設置する学校が増加するなど、保護者、地域、学校及び教育委員会が一体となって「地域とともにある学校づくり」を推進している。また、学校が、地域コミュニティの場としての役割を高く担っている現状において、学校に通う児童生徒が自分達の生活圏の中で学校を捉え、同じ地域の中で成長していくことが重要となっていることから、今後も、これまでと同様に、住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本とする。

その上で、指定校が必ずしも直近校ではないなど、通学距離に関する問題や、地域コミュニティの関係として、同一自治会・町内会の児童生徒が同一の学校に通えない、あるいは小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっているなどの問題、また保護者等から一層の弾力化を望む声が多くあり、このような通学区域に関する問題を解消し、児童生徒の教育環境を改善するため、通学区域の変更や弾力化の方策を、保護者や地域住民等の理解や協力を得ながら進めていく必要がある。

【参考】学校運営協議会

学校運営協議会は、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域とともにある学校をつくとともに、より良い教育の実現を目的に設置する合議制の機関である。

<学校運営協議会の主な役割>

- ・「校長の作成する学校運営の基本方針を承認する」
- ・「学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べるができる」
- ・「教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる」

3 通学区域設定にあたっての考え方

「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や「行政区」、「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定する。

設定にあたっては道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい。

① 学校規模

小規模校と大規模校が隣接するなど、学校規模に不均衡が生じている場合は、各学校が適正規模となるように、通学区域の設定・変更等を検討する。

② 通学距離

本市では、市域の大半が市街地であり、その道路交通事情等の状況を踏まえると、自転車通学は困難であることから、徒歩による通学を原則とする。徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力・通学安全などを総合的に勘案し、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2キロメートル以内、中学校では片道おおむね3キロメートル以内とする。

【参考】国の通学距離の考え方

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条

(適正な学校規模の条件)

第1項第2号「通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。」

第3項「統合後の学校の(中略)通学距離が第1項(中略)第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該(中略)通学距離は、同項(中略)第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。」

③ 通学安全

児童生徒の通学時における安全を確保するため、道路交通事情をはじめとする通学路の安全環境を見極めた上で、関係区局で連携し、通学区域の設定や変更等を検討する。

④ 地域コミュニティ(自治会・町内会等)や行政区

自治会・町内会区域を分割する通学区域において、地域からまとまった要望が出た場合は、同一の自治会・町内会の児童生徒が同一の学校に通学することができるようにするなどの見直しを検討する。また、通学区域の設定・変更等にあたっては、行政区境との関係にも配慮する。

⑤ 小学校・中学校の通学区域

小学校の通学区域が2校以上の中学校の通学区域に分かれている場合で、同一中学校への進学者が極端に少なくなるときには、多数の進学者と同一の中学校に就学できるように通学区域の設定や変更、または、特別調整通学区域の設定等を検討する。

さらに、小中一貫教育の推進を考慮した通学区域の設定や変更等を検討する。

4 通学区域の適正化方策

「通学区域の変更」、「特別調整通学区域の設定」を基本として調整し、適正化を進める。

① 通学区域の変更

通学距離、通学安全、地域コミュニティとの関係、行政区、小学校・中学校の通学区域、学校の受入れ能力等に支障がない場合、通学区域の変更により適正化を図ることを基本とする。

② 特別調整通学区域の設定

通学区域の変更が諸事情により難しい場合は、特別調整通学区域の設定を検討する。

③ その他の方策

「通学距離」「通学安全」に関する課題が通学区域の変更や特別調整通学区域の設定で解消できない場合、または諸事情によりその変更や設定ができない場合には、状況に応じた支援策等も検討する。

今後、学校統合やその他状況の変化に対応し、「通学距離」「通学安全」に影響を及ぼす可能性がある場合は、地域状況に応じた支援策等についても検討する。

5 遠距離通学支援策についての考え方

学校統合等による通学区域の拡大や、学校施設の建替えに伴い一時的に他の施設を活用する期間に、望ましい通学距離を著しく超える場合、例外的な対応として、遠距離通学支援策の検討が必要である。また、検討にあたっては、通学距離だけでなく、個別の事情も考慮する必要がある。

6 通学区域の弾力化

保護者や地域住民の信頼に応える学校づくりを推進し、学校選択の機会を拡大していく観点から、学校運営や地域コミュニティに配慮しつつ、通学区域の弾力化を推進する。

① 特別調整通学区域制度

通学区域の適正化や、地域コミュニティとの整合性の確保などの観点から、特別調整通学区域の設定の検討を進める。

② 指定地区外就学許可制度

これまで許可基準の緩和や申請手続きの簡素化を図ってきたが、今後も引き続き制度を周知するとともに、必要に応じて許可基準の見直しを検討する。

③ 通学区域特認校制度

制度創設時と比較して指定校数や申請者数ともに減少しているため、制度の見直しが必要である。

④ 学校選択制

通学区域の調整をはじめ、特別調整通学区域制度、指定地区外就学許可制度、通学区域特認校制度など、学校選択の機会を拡大する観点から通学区域の弾力化を推進しているが、現行の通学区域制度では、児童生徒や保護者からの要望に十分に答えられていない面がある。

そこで、これらの状況を総合的に勘案し、学校運営や地域コミュニティに大きく影響しない範囲で、従来実施してきた制度に併せて、一定の制限を設けた上で更なる学校選択機会の拡大を図るための新たな方策としての学校選択制については、他都市事例の研究や、保護者や地域住民、学校関係者などからの意見及びニーズを把握して引き続き検討を進める。

V 適正な学校規模について

1 適正な学校規模の考え方

適正な学校規模の考え方については、国における「学校基本法施行規則」や「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」にて考え方が示されており、小・中学校ともに 12～18 学級を標準としている。また、望ましい学級数の考え方として、小学校では全学年でクラス替えが可能な 12 学級以上、中学校では全ての授業で教科担任による学習指導を行うため、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましいとしている。

本市においては、教育効果との相関、教員配置など教育指導面における充実や管理運営面、学校施設・設備の効率的使用などから総合的に判断し、小・中学校では 12～24 学級を「適正規模校」とし、小学校で 11 学級以下、中学校で 8 学級以下を「小規模校」、中学校における 9～11 学級を「準小規模校」、小・中学校で 25～30 学級を「準適正規模校」、31 学級以上を「過大規模校」とする。

	11 12		24 25		30 31 (学級数)	
小学校	小規模校		適正規模校		準適正規模校	
中学校	小規模校	準小規模校	適正規模校		過大規模校	
	8	9	11	12	24	25
					30	31 (学級数)

各規模別の特性

小規模校（小学校 11 学級以下、中学校 8 学級以下）

- 小学校は、11 学級以下ではクラス替えのできない学年が生じるため、人間関係などに問題が生じた場合、解決が困難になりがちである。
- 中学校は、効果的なクラス替えができる各学年 3 学級以上を確保できず、総合的な学習等における課題別学習、部活動等の選択幅が限られやすい。
- 児童生徒同士よく知り合うことができ、人間関係を密にすることができるが、行動範囲や対人関係が狭まり、多様な個性と触れ合える機会に恵まれにくい。そのため、人間関係を修復したり広げたりしていく力や社会性を育てる機会が限られてしまうおそれがある。
- 教職員が校内全員の児童生徒をより深く理解し、個に応じた指導を行いやすい。一方で、一人の教員が担当する校務分掌（児童生徒指導等）が多くなり、学級経営、教科研究などに費やす時間が制約を受ける。
- 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じるおそれがある。また、ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法を取ることが困難となる。
- 新学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業ができない場合、子どもの学習の機会や成長の機会が限られてしまうおそれがある。

- 体育や音楽等の授業における集団学習や、運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の行事や集団活動の実施に制約が生じる。また、クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- 特別教室、体育館、プール等の施設や設備の活用率が低くなりがちである。
- PTA会員が減少するために、役員が固定化しやすく、また学校行事などの面で、保護者の負担が大きくなる。
- 男女比の偏りが生じやすい。

準小規模校（中学校9～11学級）

- 効果的なクラス替えができる3学級以上を確保できる。
- 適正規模校より全体の生徒数が少ないため、総合的な学習等における課題別学習や部活動の選択の幅が狭くなる場合がある。

適正規模校（12～24学級）

- 児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる。
- 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。
- 学級同士が多様な個性と触れ合える環境を作ることができる。

小学校（1学年2～4学級）	中学校（1学年4～8学級）
<ul style="list-style-type: none"> ○各学年2学級以上あることにより、どの学年でもクラス替えができる。 ○児童同士の間関係や児童と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる。 ○各学年2学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や特別活動等の充実を図りやすい。 ○各学年4学級以下であることにより、児童一人ひとりの個性の伸長、個に応じた適切な教育を行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学年4学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や選択教科の範囲を広げやすい。 ○全校で12学級以上あることにより、原則として各教科複数の教科担当が配置でき、それぞれの教科で組織的な教科経営や生徒指導がしやすい。 ○各学年8学級以下であることにより、生徒一人ひとりを実際に把握し、適切な教育を行いやすい。

準適正規模校（25～30学級）

- 保有教室数や特別教室等が充足している場合は、適正規模校と遜色ない教育活動を進めることができる。
- 教職員数が多いというメリットを活かし、校務分掌の平準化を通じた教職員の負担軽減や円滑な学校運営を行うことができる。それに伴い児童生徒指導及び学習指導の充実を図ることができる。

過大規模校（31学級以上）

- 児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、児童生徒指導を充実させるには規模が大き過ぎる。
- 1つの学校としての一体感を保ち、十分な共通理解を図る面で規模が大き過ぎる。
- 特別教室や体育館、プール等の施設を使用する授業の割り当てが難しくなる。

2 学校規模の適正化方策

(1) 基本的な考え方

学校規模の適正化方策については、児童生徒の教育環境の改善のため、積極的に推進する必要がある。保護者や地域住民の理解や協力を得ながら、通学区域の変更や弾力化等の手法を検討、実施することにより、小規模校、過大規模校の解消を推進する。

また、適正規模校及び準適正規模校でも、教室不足で仮設校舎が設置されている場合や、将来的に教室不足が生じる恐れがある場合は、学校施設の改修だけでなく、早期に通学区域の変更や弾力化等の手法を検討し実施することで、仮設校舎や教室不足の解消を図る。

また、小規模校や過大規模校の状態が解消されない場合やその進行が著しい場合等で、地域状況を考慮した具体的な学校規模の適正化等の検討が必要な場合は、「横浜市学校規模適正化等検討委員会条例」に基づき、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう部会を設置し、十分な調整を行う。

(2) 小規模校対策について

小規模校の課題を解消し、教育環境を改善するとともに、効果的かつ効率的な学校経営を行うために、地域と十分に調整を図り、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、通学区域の変更及び弾力化等を行い学校規模の適正化を推進する。

なお、通学区域の変更や弾力化等が実施できない場合や実施によっても小規模校が解消しない場合については、学校統合について検討を進めることとする。

◎学校統合の対象となる地域

①小規模校の学校が複数近接する地域

②小規模校と適正規模校・準適正規模校が近接する地域

※学校統合後の学校規模が、31学級以上の過大規模校としない範囲とする。

③小規模化の進行が著しく、教育環境確保のため早急な対応が必要な地域

※将来小規模化が予測される学校も、小規模校と同様に対象とする。

◎学校統合時の配慮事項

①学校統合の対象校の児童生徒及び保護者や地域住民に対しては、対象であることの周知と課題の共有を早期に積極的に行う。

②児童生徒の教育環境が低下することがないよう統合校の施設に配慮する。

③学校統合前後の過程において、学校間の児童生徒等の交流を実施するための期間設定など、児童生徒の心理的負担の軽減に努める。また、交流期間においては、必要に応じて、PTA等の組織の再編に係る支援を行い、学校運営や支援活動の滞りがないうよう配慮する。

④小学校の学校統合については、小中一貫教育の観点から、中学校通学区域や小中一貫教育推進ブロックに配慮する。

⑤学校統合により適正な通学距離が保てない場合、通学支援策を検討し、実施する。

<p>◎学校統合時の学校施設の考え方</p> <p>既存の学校施設を活用して統合することを基本とし、既存の学校施設の規模が不足する場合は、施設拡充により対応することも検討する。</p>
<p>◎学校施設の建替検討</p> <p>学校規模の適正化の方策として、学校統合を検討する場合には、検討対象校の学校施設の築年数等を踏まえ、学校施設の建替えも併せて検討する。老朽化対策と機能改善についても検討し、効率的な施設整備を進める。</p> <p>また、大幅な通学区域の調整についても検討するとともに、増築などの施設整備に係る費用軽減も検討する。</p>
<p>◎部会の配慮事項</p> <p>部会を設置して学校規模の適正化に向けた検討を円滑に進めるためには、必要に応じ、学校運営協議会や横浜市学校規模適正化等検討委員会など、外部の知見を参考にする。</p>
<p>◎学校統合によって生み出される旧学校施設の利活用</p> <p>学校統合によって生み出される土地、建物については、「横浜市資産活用基本方針」及び「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に基づき、立地特性や地域のニーズ等を十分に把握しながら、本市として、利活用の検討を行う。</p>

(3) 過大規模校対策について

新たな都市計画や、交通網の整備、住宅開発等による児童生徒数の急増により、準適正規模校や適正規模校が過大規模校となることや教室不足が見込まれ、学校の分離新設や増築等による対策が見込めない場合は、通学支援策を考慮した上で、早期に大幅な通学区域の変更等の検討が必要である。

また、通学区域調整による方策だけでなく、指定校以外の学校へ就学を認める取組を検討するなど、新たな学校規模の適正化の方策について検討する必要がある。

分離新設をする条件としては、次のとおりとする。

<p>◎分離新設を検討する条件</p> <p>学級数が <u>31 学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消を図ることが困難な場合</u>。ただし、施設、教育内容、児童生徒指導などに支障がない場合はこの限りではない。</p> <p>また、準適正規模校（25～30 学級）で、次のような条件に該当する場合も総合的に検討する。</p> <p>①児童生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積が著しく狭い場合。</p> <p>②設置当初から保有教室数が少なく、かつ増築のスペース確保や内部改修等ができない場合。</p> <p>③分離新設による通学区域の変更に併せ、隣接校の過大規模校化の解消が図られる場合。</p> <p><u>なお、分離新設を実施するための予定地の確保が困難な場合は、分離新設以外のその他の方策を柔軟に講じることを検討する。</u></p>
--

VI その他の方策についての考え方

1 適正化方策の推進

基本方針に基づく通学区域制度や学校規模の適正化にあたっては、児童生徒やその保護者、さらには地域住民にとって重要なことであるため、児童・生徒や保護者、地域住民の意見等も踏まえつつ、中期的な視点で実施していくものとする。

2 情報の提供

小・中学校の通学区域に関する情報は、児童生徒やその保護者にとって重要な情報である。また、学校は、地域社会との深いかかわりをもっており、通学区域は、まちづくりを考える際の地域社会の基盤を形成する単位として、また、地域防災の観点からも重要な要素となっている。

このため、これまでも教育委員会のホームページなどを通じて情報提供に努めてきたが、今後も今まで以上に通学区域制度や学校規模に関する諸施策について、保護者をはじめ広く市民の皆様に周知するなど、積極的な情報の提供を推進する。

3 基本方針の見直し

この基本方針は、教育制度改革や市民ニーズの変化等社会情勢を踏まえて必要に応じて見直すものとする。

横浜教育ビジョン2030

自ら学び 社会とつながりともに未来を創る人

知 生きてはたらく知 徳 豊かな心 体 健やかな体 公 公共心と社会参画 開 未来を開く志

平成 年 月 策定

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市教育委員会事務局 施設部 学校計画課

電話 045-671-3252 FAX 045-651-1417

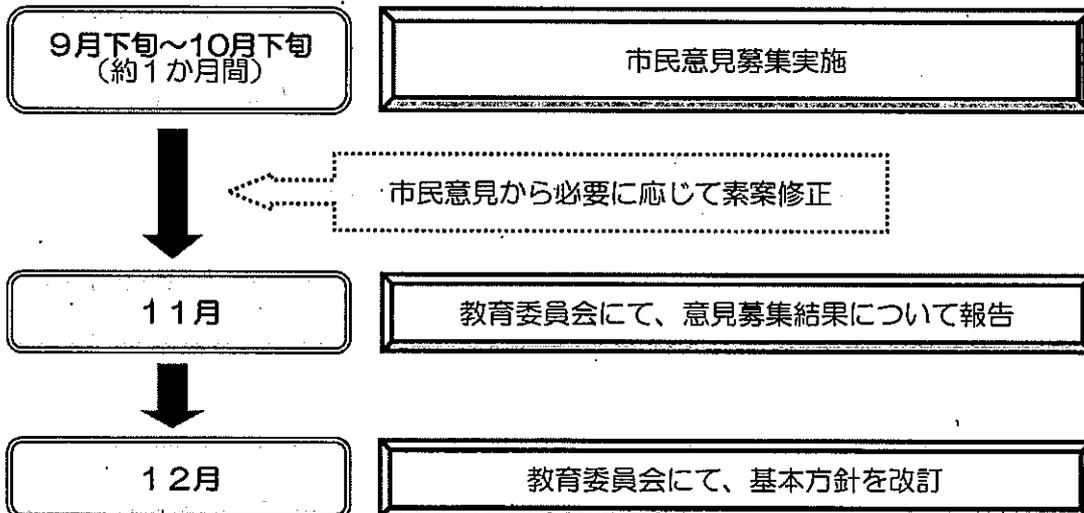
横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する 基本方針の改訂素案について

本市では22年12月に策定した「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、小・中学校の通学区域設定や学校規模適正化を推進しています。しかしながら、当基本方針の策定から7年以上が経過し、環境の変化に応じた見直しが必要となっています。

29年8月に附属機関である学校規模適正化等検討委員会に対し、当基本方針の見直しに関する諮問を行い、6回に渡る審議の結果、答申書がとりまとめられたところです（7月6日答申書受理）。このたび、答申を踏まえ、基本方針の改訂素案（案）を作成しました。

今後、この素案について市民意見募集を行い、30年12月に基本方針を改訂します。

基本方針改訂スケジュール



市民意見募集の実施について

- (1) 募集期間
平成30年9月28日（金）から10月29日（月）まで
- (2) 実施方法
 - ・教育委員会ホームページ、市民情報センター、区役所広報相談係等で素案を公表し、意見応募用紙にて意見募集をします。
 - ・郵送、FAX、電子メール、インターネットのいずれかの方法で提出していただきます。
- (3) 広報
 - ・教育委員会ホームページ及び『広報よこはま』で、意見募集の実施について広報します。
- (4) 実施結果の公表
 - ・実施後、提出された意見及び意見に対する教育委員会の考え方等をとりまとめ公表します。

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針 改訂素案（案）」について（概要）

※下線部は主な改訂部分

I 通学区域制度

1 通学区域制度の基本的な考え方

住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本とする。

また、通学区域に関する問題を解消し、児童生徒の教育環境を改善するため、通学区域の変更や弾力化の方策を、保護者や地域住民等の理解や協力を得ながら進めていく。

2 通学区域設定にあたっての考え方

「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や「行政区」、「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定する。

設定にあたっては道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい。

① 学校規模

小規模校と大規模校が隣接するなど、学校規模に不均衡が生じている場合は、各学校が適正規模となるように、通学区域の設定・変更等を検討する。

② 通学距離

本市では、市域の大半が市街地であり、その道路交通事情等の状況を踏まえると、自転車通学は困難であることから、徒歩による通学を原則とする。徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力・通学安全などを総合的に勘案し、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2キロメートル以内、中学校では片道おおむね3キロメートル以内とする。

③ 通学安全

児童生徒の通学時における安全を確保するため、道路交通事情をはじめとする通学路の安全環境を見極めた上で、関係区局で連携し、通学区域の設定や変更等を検討する。

④ 地域コミュニティ（自治会・町内会等）や行政区

自治会・町内会区域を分割する通学区域において、地域からまとまった要望が出た場合は、同一の自治会・町内会の児童生徒が同一の学校に通学することができるようにするなどの見直しを検討する。また、通学区域の設定・変更等にあたっては、行政区境との関係にも配慮する。

⑤ 小学校・中学校の通学区域

小学校の通学区域が2校以上の中学校の通学区域に分かれている場合で、同一中学校への進学者が極端に少なくなるときには、多数の進学者と同一の中学校に就学できるように通学区域の設定や変更、または、特別調整通学区域の設定等を検討する。

さらに、小中一貫教育の推進を考慮した通学区域の設定や変更等を検討する。

3 通学区域の適正化方策

「通学区域の変更」、「特別調整通学区域の設定」を基本として調整し、適正化を進める。

① 通学区域の変更

通学距離、通学安全、地域コミュニティとの関係、行政区、小学校・中学校の通学区域、学校の受入れ能力等に支障がない場合、通学区域の変更により適正化を図ることを基本とする。

② 特別調整通学区域の設定

通学区域の変更が諸事情により難しい場合は、特別調整通学区域の設定を検討する。

③ その他の方策

「通学距離」「通学安全」に関する課題が通学区域の変更や特別調整通学区域の設定で解消できない場合、または諸事情によりその変更や設定ができない場合には、状況に応じた支援策等も検討する。

今後、学校統合やその他状況の変化に対応し、「通学距離」「通学安全」に影響を及ぼす可能性がある場合は、地域状況に応じた支援策等についても検討する。

4 遠距離通学支援策についての考え方

学校統合等による通学区域の拡大や、学校施設の建替えに伴い一時的に他の施設を活用する期間に、望ましい通学距離を著しく超える場合、例外的な対応として、遠距離通学支援策の検討が必要である。また、検討にあたっては、通学距離だけでなく、個別の事情も考慮する必要がある。

5 通学区域の弾力化

保護者や地域の信頼に応える学校づくりを推進し、学校選択の機会を拡大していく観点から、学校運営や地域コミュニティに配慮しつつ、通学区域の弾力化を推進する。

① 特別調整通学区域制度

通学区域の適正化や地域コミュニティとの整合性の確保などの観点から、特別調整通学区域の設定の検討を進める。

② 指定地区外就学許可制度

これまで許可基準の緩和や申請手続きの簡素化を図ってきたが、今後も引き続き制度を周知するとともに、必要に応じて許可基準の見直しを検討する。

③ 通学区域特認校制度

制度創設時と比較して指定校数や申請者数ともに減少しており、制度の見直しが必要である。

④ 学校選択制

学校運営や地域コミュニティに大きく影響しない範囲で、従来実施してきた制度に併せて、一定の制限を設けた上で更なる学校選択機会の拡大を図るための新たな方策としての学校選択制については、他都市事例の研究や、保護者や地域住民、学校関係者などからの意見及びニーズを把握して引き続き検討を進める。

II 適正な学校規模について

1 適正な学校規模の考え方

本市においては、教育効果との相関、教員配置など教育指導面における充実や管理運営面、学校施設・設備の効率的な使用などから総合的に判断し、小・中学校では12～24学級を「適正規模校」とし、小学校で11学級以下、中学校で8学級以下を「小規模校」、中学校における9～11学級を「準小規模校」、小・中学校で25～30学級を「準適正規模校」、31学級以上を「過大規模校」とする。

			11	12		24	25	30	31 (学級数)
小学校	小規模校			適正規模校		準適正規模校		過大規模校	
中学校	小規模校	準小規模校	適正規模校		準適正規模校		過大規模校		
	8	9	11	12		24	25	30	31 (学級数)

2 学校規模の適正化方策

(1) 基本的な考え方

学校規模の適正化方策については、児童生徒の教育環境の改善のため、積極的に推進する必要がある。保護者や地域住民の理解や協力を得ながら、通学区域の変更や弾力化等の手法を検討、実施することにより、小規模校、過大規模校の解消を推進する。

また、小規模校や過大規模校の状態が解消されない場合やその進行が著しい場合等で、地域状況を考慮した具体的な学校規模の適正化等の検討が必要な場合は、「横浜市学校規模適正化等検討委員会条例」に基づき、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう部会を設置し、十分な調整を行う。

(2) 小規模校対策について

小規模校の課題を解消し、教育環境を改善するとともに、効果的かつ効率的な学校経営を行うために、地域と十分に調整を図り、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、通学区域の変更及び弾力化等を行い学校規模の適正化を推進する。

なお、通学区域の変更や弾力化等が実施できない場合や実施によっても小規模校が解消しない場合については、学校統合について検討を進めることとする。

◎学校統合の対象となる地域

- ① 小規模校の学校が複数近接する地域
- ② 小規模校と適正規模校・準適正規模校が近接する地域
 - ※ 学校統合後の学校規模が、31学級以上の過大規模校とならない範囲とする。
- ③ 小規模化の進行が著しく、教育環境確保のため早急な対応が必要な地域
 - ※ 将来小規模化が予測される学校も、小規模校と同様に対象とする。

<p>◎学校統合時の配慮事項</p> <p>①学校統合の対象校の児童生徒及び保護者や地域住民に対しては、対象であることの周知と課題の共有を早期に積極的に行う。</p> <p>②児童生徒の教育環境が低下することがないよう統合校の施設に配慮する。</p> <p>③学校統合前後の過程において、<u>学校間の児童生徒等の交流を実施するための期間設定など、児童生徒の心理的負担の軽減に努める。</u>また、交流期間においては、必要に応じて、<u>P T A等の組織の再編に係る支援を行い、学校運営や支援活動の滞りがないうよう配慮する。</u></p> <p>④小学校の学校統合については、小中一貫教育の観点から、中学校通学区域や小中一貫教育推進ブロックに配慮する。</p> <p>⑤<u>学校統合により適正な通学距離が保てない場合、通学支援策を検討し、実施する。</u></p>
<p>◎学校統合時の学校施設の考え方</p> <p>既存の学校施設を活用して統合することを基本とし、既存の学校施設の規模が不足する場合は、施設拡充により対応することも検討する。</p>
<p>◎学校施設の建替検討との関連</p> <p><u>学校規模の適正化の方策として、学校統合を検討する場合には、検討対象校の学校施設の築年数等を踏まえ、学校施設の建替えも併せて検討する。老朽化対策と機能改善についても検討し、効率的な施設整備を進める。</u></p> <p>また、大幅な通学区域の調整についても検討するとともに、増築などの施設整備に係る費用軽減も検討する。</p>
<p>◎部会の配慮事項</p> <p><u>部会を設置して学校規模の適正化に向けた検討を円滑に進めるためには、必要に応じて、学校運営協議会や横浜市学校規模適正化等検討委員会など、外部の知見を参考にする。</u></p>
<p>◎学校統合によって生み出される旧学校施設の利活用</p> <p><u>学校統合によって生み出される土地、建物については、「横浜市資産活用基本方針」及び「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に基づき、立地特性や地域のニーズ等を十分に把握しながら、本市として、利活用の検討を行う。</u></p>

(3) 過大規模校対策

児童生徒の急増により、過大規模校となることや教室不足が見込まれ、学校の分離新設や増築等による対応が見込めない場合には、通学支援策を考慮した上で、早期に大幅な通学区域の変更等の検討が必要がある。

また、通学区域調整による方策だけでなく、指定校以外の学校へ就学を認める取組を検討するなど、新たな学校規模の適正化の方策について検討する必要がある。

<p>◎分離新設を検討する条件</p> <p>学級数が31学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消を図ることが困難な場合。ただし、施設、教育内容、児童生徒指導などに支障がない場合はこの限りではない。</p> <p><u>なお、分離新設を実施するための予定地の確保が困難な場合は、分離新設以外のその他の方策を柔軟に講じることを検討する。</u></p>
--

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する 基本方針 改訂素案」について意見募集します

横浜市では、平成 22 年 12 月に策定した「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、子どもたちの良好な教育環境を確保するため、学校規模の適正化等を推進しています。しかし、策定から 7 年以上が経過し、住宅開発による局所的な児童・生徒の急増など環境の変化に対応するため、見直しが必要となっています。

このため、同基本方針の改訂に向けて、教育委員会からの諮問に基づき、学識経験者・保護者代表・地域代表・学校関係者等からなる附属機関である「横浜市学校規模適正化等検討委員会」において検討を行い、平成 30 年 7 月に、議論の内容をまとめた答申が教育委員会へ提出されました。

この検討委員会の答申を踏まえ、このたび、横浜市教育委員会では基本方針の「改訂素案」を作成しましたので、これについて、市民の皆様からのご意見を募集します。

募集期間	平成 30 年 9 月 28 日（金）から <u>10 月 29 日（月）</u> まで （送付の場合は 10 月 29 日必着）
応募資格	どなたでもご応募いただけます。
応募方法	郵送、FAX、電子メール、インターネットのいずれかの方法で、 下記【問合せ・応募先】まで、ご意見をお寄せください。
【問合せ・応募先】 〒231-0017 横浜市中区港町 1-1（関内駅前第一ビル 3 階） 横浜市教育委員会事務局 施設部 学校計画課 TEL : 045 (671) 3252 FAX : 045 (651) 1417 Eメール : ky-keikaku@city.yokohama.jp インターネット : 横浜市教育委員会事務局ホームページに専用フォームを掲載予定 横浜市教育委員会事務局ホームページ URL : http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/	

* 応募用紙と資料の配布、閲覧は市役所市民情報センターまたは各区役所の広報相談係で行います。横浜市教育委員会事務局ホームページからもダウンロードできます（予定）。

- ・いただいたご意見については、ご意見の概要とそれに対する横浜市教育委員会の考え方としてとりまとめ、後日、公表します。個別の回答はしかねますので、ご了承ください。
- ・電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご遠慮ください。
- ・いただいた情報は、本件以外の目的で利用したり、第三者に提供したりすることはありません。

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針 素案」について
 ご意見応募用紙（専用様式）

通学区域制度について	
学校規模について	
その他	

居住区	区・市外	性別	年齢
-----	------	----	----

日ごろの学校とのかかわり：
 （例：在校生の保護者、地域の活動、学校開放を利用 等）

ご意見ありがとうございました。